

料金表  
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区 分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、プリペイド通話若しくはa u国際通話に関する料金又は他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金	この料金表に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（プリペイド通話に関する料金を除きます。以下第3項、第4項、第18項及び第19項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。）は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びパケット通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料等の日割り)

- 6 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の起算日以外の日、に、a uサービスの種類の変更（第1種a uデュアル又は第2種a uデュアルと第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はU I Mサービスの間のものに限ります。）があったとき。

(5) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(6) 第78条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき

(7) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

- 7 前項第1号から第6号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第78条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属す

る料金日とみなします。

- 8 第6項第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
- 9 当社は、定期前払 a u 契約に係る基本使用料について、第78条第2項第3号の表の規定に該当する場合、定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間を 365日として日割りを行います。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(K D D I一括請求の取扱い)

- 11 当社は、a u 契約者から申込みがあったときは、その a u 契約者が指定した a u サービス(第2種 a u パケットを除きます。)の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス(当社が別に定める電気通信サービスであって、その a u 契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。)に係る料金等に合わせ、一括して請求(以下「K D D I一括請求」といいます。)します。
- 12 a u 契約者は、K D D I一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 13 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。
  - (1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であるとき。
  - (2) その契約者回線がその a u 契約者以外の者(その a u 契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
  - (3) その a u 契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。
  - (4) その a u 契約者が、K D D I一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 14 a u 契約者は、a u 一括請求グループ(料金その他の債務が一括して請求される a u サービスの契約者回線からなるグループであって、当社が別に定めるところにより a u 契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。)に関して、K D D I一括請求の取扱いを受けるときは、その a u 一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。
- 15 a u 契約者は、K D D I一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 16 当社は、K D D I一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、a u 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
  - (1) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
  - (2) 契約者の地位の承継があったとき。
  - (3) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
  - (4) a u 契約の解除があったとき。
  - (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
  - (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
  - (7) その他第13項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 17 K D D I一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 18 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 19 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 20 当社は、プリペイド通話に関する料金については、課金単位となる通話時間及びCメール送信の回数ごとに第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

（料金の一括後払い）

- 21 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 22 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

- 23 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
- ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。
- （1） 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
  - （2） プリペイド通話又はa u国際通話に関する料金
  - （3） 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金

- （注） 本項により計算された支払いを要する額は、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

（料金の臨時減免）

- 24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 25 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

- 26 a u通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」（以下「WEB de 請求書規約」といいます。）又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 au通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第78条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用											
(1) auサービスの種類等	ア auサービスには、次の種類があります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>au電話</td> <td>電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>auデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>auパケット</td> <td>パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>UIMサービス</td> <td>auICカード対応端末（当社の貸与するauICカードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	au電話	電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの	UIMサービス	auICカード対応端末（当社の貸与するauICカードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの
	種類	内容									
	au電話	電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの									
	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの									
	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの									
	UIMサービス	auICカード対応端末（当社の貸与するauICカードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの									
	イ auデュアルには、次の種類があります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種auデュアル</td> <td>第2種auデュアル、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種auデュアル</td> <td>受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種auデュアル</td> <td>受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第4種auデュアル</td> <td>受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種auデュアル	第2種auデュアル、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの	第2種auデュアル	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの	第3種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの	第4種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な
	種類	内容									
第1種auデュアル	第2種auデュアル、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの										
第2種auデュアル	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの										
第3種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種auデュアル又は第5種auデュアル以外のもの										
第4種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な										

	通信方式に対応したデュアル端末（W i M A X利用対応端末（別表 1 に規定するW i M A X利用機能を利用することができる端末設備をいいます。以下同じとします。）に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 5 種 a u デュアル以外のもの
第 5 種 a u デュアル	受信において最高144kbit/s、最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末（当社が別に定める移動無線装置に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの

ウ a u パケットには、次の種類があります。

種 類	内 容
第 1 種 a u パケット	第 2 種 a u パケット、第 3 種 a u パケット、第 4 種 a u パケット又は第 5 種 a u パケット以外のもの
第 2 種 a u パケット	受信において最高144kbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 3 種 a u パケット、第 4 種 a u パケット又は第 5 種 a u パケット以外のもの
第 3 種 a u パケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 4 種 a u パケット又は第 5 種 a u パケット以外のもの
第 4 種 a u パケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末（W i M A X利用対応端末に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 5 種 a u パケット以外のもの
第 5 種 a u パケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末（ネットワーク負荷制御機能（当社の電気通信設備に対する負荷の制御等に関して当社が別に定める仕様に準拠した機能をいいます。以下同じとします。）を具備したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、当社が別に定める接続

先との間の通信に限り提供するもの

エ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄の a u サービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その a u 契約者から接続の請求があった端末設備に対応する a u サービスを提供するものとします。

a u 契約の種別	a u サービスの種類
一般 a u 契約	a u 電話
	第 1 種 a u デュアル
	第 2 種 a u デュアル
	第 3 種 a u デュアル
	第 4 種 a u デュアル
	第 5 種 a u デュアル
	第 1 種 a u パケット
	第 2 種 a u パケット
	第 3 種 a u パケット
	第 4 種 a u パケット
	第 5 種 a u パケット
	U I M サービス
第 1 種定期 a u 契約	a u 電話
	第 1 種 a u デュアル
	第 2 種 a u デュアル
	第 3 種 a u デュアル
	第 4 種 a u デュアル
	第 5 種 a u デュアル
	第 2 種 a u パケット
U I M サービス	
第 2 種定期 a u 契約	a u 電話
	第 1 種 a u デュアル

	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
	第4種 a u デュアル
	第5種 a u デュアル
	U I M サービス
第3種定期 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
	第4種 a u デュアル
	第5種 a u デュアル
	U I M サービス
第4種定期 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
	第4種 a u デュアル
	第5種 a u デュアル
	第3種 a u パケット
	第4種 a u パケット
	第5種 a u パケット
	U I M サービス

オ 当社は、a u サービスの種類の変更（第2種 a u パケットと第3種 a u パケット（その契約者回線が包括的管理の取扱いの適用を受けるものに限ります。）の間のも又は第5種 a u パケットとそれ以外の a u サービスの間のもに限ります。）を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a u 契約を解除して新たに a u 契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。

カ 当社は、a u サービスの種類の変更を伴う請求（包括的管理の取

扱いの適用若しくは廃止を伴うもの又はオに規定するものを除きます。)があった場合は、その変更日から変更後の a u サービスの種類による料金を適用します。

ただし、別表1 (オプション機能) 5 欄に規定する E Z w e b 機能の種類の変更を伴う場合には、E Z w e b 機能に係るパケット通信について、その変更があった時点から変更後の E Z w e b 機能の種類に応じた料金を適用します。

キ 第1種 a u パケットには、次の種類があり、第1種 a u パケットを利用する a u 契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

種 類	内 容
9.6kbit/s	9.6kbit/sの符号伝送が可能なもの
14.4kbit/s	9.6kbit/s又は14.4kbit/sの符号伝送が可能なもの

ク a u 契約者は、第1種 a u パケットの種類の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、第9条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

ケ ローミングには、a u サービスと同一の種類があります。

コ 当社は、アからウに規定する a u サービスの種類のうち、a u 電話、第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第3種 a u デュアル及び第1種 a u パケット (以下、このコにおいて「対象サービス」といいます。)については、a u 契約者からの新たな請求に基づく提供を行いません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) a u 契約を締結しようとする場合であって、その a u 契約に係る契約者回線において当社が別に定める移動無線装置を利用しようとするとき。

(イ) 対象サービス (第3種 a u デュアルを除きます。)の提供を請求する場合であって、その契約者回線において現に提供を受けている a u サービスが対象サービス (第3種 a u デュアルを除きます。)であるとき。

(1)の2 a u サービスに係るタイプ種別等

ア a u サービス (U I M サービスに限ります。)には、料金その他の適用に関して、次のタイプ種別があります。

タイプ種別	内 容
タイプ I	タイプ II 以外のもの
タイプ II	当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める方法により a u 契約の申込みがあったもの

イ a u 契約者は、タイプ種別の変更の請求をすることはできません。

(1)の3 タイプ II に係るカテ

ア a u サービス (U I M サービスであって、タイプ II のものに限ります。)には、料金その他の適用に関して、次のカテゴリー種別があ



<p>ゴリー種別等</p>	<p>ります。</p> <table border="1" data-bbox="493 275 1362 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 275 783 349">カテゴリー種別</th> <th data-bbox="783 275 1362 349">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 349 783 495">カテゴリーⅠ</td> <td data-bbox="783 349 1362 495">その契約者回線に関して、E Cナビケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 495 783 640">カテゴリーⅡ</td> <td data-bbox="783 495 1362 640">その契約者回線に関して、T i g e r sケータイ（別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 640 783 786">カテゴリーⅢ</td> <td data-bbox="783 640 1362 786">その契約者回線に関して、J A Lマイルフォン（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 786 783 927">カテゴリーⅣ</td> <td data-bbox="783 786 1362 927">その契約者回線に関して、G I A N T Sケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="480 947 1378 1016">イ a u 契約者は、カテゴリー種別の変更の請求をすることはできません。</p>	カテゴリー種別	内 容	カテゴリーⅠ	その契約者回線に関して、E Cナビケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの	カテゴリーⅡ	その契約者回線に関して、T i g e r sケータイ（別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの	カテゴリーⅢ	その契約者回線に関して、J A Lマイルフォン（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの	カテゴリーⅣ	その契約者回線に関して、G I A N T Sケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの
カテゴリー種別	内 容										
カテゴリーⅠ	その契約者回線に関して、E Cナビケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの										
カテゴリーⅡ	その契約者回線に関して、T i g e r sケータイ（別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの										
カテゴリーⅢ	その契約者回線に関して、J A Lマイルフォン（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの										
カテゴリーⅣ	その契約者回線に関して、G I A N T Sケータイ（当社が別に定める移動無線装置をいいます。）の購入があったもの										
<p>(1)の4 プリペイド電話の種類等</p>	<p data-bbox="480 1055 1102 1088">ア プリペイド電話には、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="493 1106 1362 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 1106 783 1180">種 類</th> <th data-bbox="783 1106 1362 1180">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 1180 783 1290">プリペイド</td> <td data-bbox="783 1180 1362 1290">デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="493 1290 783 1469">プリペイドU I M</td> <td data-bbox="783 1290 1362 1469">a u I Cカード対応端末（当社の貸与するa u I Cカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="480 1489 1378 1592">イ 当社は、アに規定するプリペイド電話の種類のうち、プリペイドについては、プリペイド電話契約者からの新たな請求に基づく提供を行いません。</p>	種 類	内 容	プリペイド	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの	プリペイドU I M	a u I Cカード対応端末（当社の貸与するa u I Cカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの				
種 類	内 容										
プリペイド	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの										
プリペイドU I M	a u I Cカード対応端末（当社の貸与するa u I Cカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの										
<p>(2) コース種別の選択等</p>	<p data-bbox="480 1637 1378 1704">ア a u サービスには、料金その他の適用に関して、次のコース種別があります。</p> <p data-bbox="480 1704 1378 1771">ただし、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るa u サービスについては、この限りではありません。</p> <p data-bbox="480 1771 1378 2063"> (ア) 第1種コース（関西支社）  (イ) 第2種コース（九州支社）  (ウ) 第3種コース（中国支社）  (エ) 第4種コース（東北支社）  (オ) 第5種コース（北海道支社）  (カ) 第6種コース（北陸支社）  (キ) 第7種コース（四国支社）  (ク) 第8種コース（関東・中部支社） </p> <p data-bbox="480 2063 1378 2101">イ a u 契約者は、あらかじめコース種別を選択していただきます。</p>										

	<p>ただし、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。</p> <p>ウ au契約者は、コース種別の変更の請求をすることができます。</p> <p>エ ウの請求があったときは、当社は、電話番号その他の取扱いについて、この約款に別段の定めがある場合を除き、その変更前に締結していたau契約を解除して新たにau契約を締結したものとみなして取り扱います。</p>																				
<p>(3) 基本使用料の料金種別の選択等</p>	<p>ア auサービス（第1種auパケット及び第2種auパケットを除きます。）の基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>（ア）（イ）、（ウ）又は（エ）以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="493 636 1362 2098"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 636 1362 712">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="493 712 1362 786">プランLL</td></tr> <tr><td data-bbox="493 786 1362 860">プランL</td></tr> <tr><td data-bbox="493 860 1362 934">プランM</td></tr> <tr><td data-bbox="493 934 1362 1008">プランS</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1008 1362 1081">プランSS</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1081 1362 1155">デイトタイムL</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1155 1362 1229">デイトタイムS</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1229 1362 1303">プランE</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1303 1362 1377">プランF（IS）</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1377 1362 1451">プランW</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1451 1362 1525">プランLLシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1525 1362 1599">プランLシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1599 1362 1673">プランMシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1673 1362 1747">プランSシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1747 1362 1821">プランSSシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1821 1362 1895">デイトタイムLシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1895 1362 1968">デイトタイムSシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 1968 1362 2042">プランEシンプル</td></tr> <tr><td data-bbox="493 2042 1362 2098">プランF（IS）シンプル</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	プランLL	プランL	プランM	プランS	プランSS	デイトタイムL	デイトタイムS	プランE	プランF（IS）	プランW	プランLLシンプル	プランLシンプル	プランMシンプル	プランSシンプル	プランSSシンプル	デイトタイムLシンプル	デイトタイムSシンプル	プランEシンプル	プランF（IS）シンプル
基本使用料の料金種別																					
プランLL																					
プランL																					
プランM																					
プランS																					
プランSS																					
デイトタイムL																					
デイトタイムS																					
プランE																					
プランF（IS）																					
プランW																					
プランLLシンプル																					
プランLシンプル																					
プランMシンプル																					
プランSシンプル																					
プランSSシンプル																					
デイトタイムLシンプル																					
デイトタイムSシンプル																					
プランEシンプル																					
プランF（IS）シンプル																					

プランWシンプル
----------

プランZシンプル
----------

(イ) 第3種 a u パケットに係るもの

基本使用料の料金種別
------------

WINシングルLL
-----------

WINシングルL
----------

WINシングルM
----------

WINシングルS
----------

WINシングルSS
-----------

WINシングル定額フルサポート
-----------------

WINシングル定額シンプル
---------------

WINモジュール定額
------------

(ウ) 第4種 a u パケットに係るもの

基本使用料の料金種別
------------

WINシングルLL WiMAX フルサポート
------------------------

WINシングルL WiMAX フルサポート
-----------------------

WINシングルM WiMAX フルサポート
-----------------------

WINシングルLL WiMAX シンプル
----------------------

WINシングルL WiMAX シンプル
---------------------

WINシングルM WiMAX シンプル
---------------------

WINシングル定額 WiMAX フルサポート
------------------------

WINシングル定額 WiMAX シンプル
----------------------

ビジネスWINシングル定額 WiMAX フルサポート
----------------------------

ビジネスWINシングル定額 WiMAX シンプル
--------------------------

(エ) 第5種 a u パケットに係るもの

基本使用料の料金種別
------------

PHOTO-Uプラン
WNDプラン
b i b l i o L e a fプラン

イ au契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。

ウ シンプルプラン（プランLLシンプル、プランLシンプル、プランMシンプル、プランSシンプル、プランSSシンプル、デイトムLシンプル、デイトムSシンプル、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル、プランWシンプル又はプランZシンプルをいいます。以下同じとします。）については、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線（その契約者回線に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備（以下「特定端末設備」といいます。）の購入があったものに限ります。）に限り、選択することができます。

エ プランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトムL、デイトムS、プランE、プランF（IS）又はプランWについては、次のいずれかのauサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線に限り選択することができます。

（ア） そのau契約の締結に際し、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備の購入を伴わないもの

（イ） プランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトムL、デイトムS、プランE、プランF（IS）又はプランWの適用を受けているもの（その契約者回線に関して、当社が別に定めるサービス取扱所においてした特定端末設備の直近の購入に際し購入サポート（別記37に定めるものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けていないものを除きます。）

オ エの規定によるほか、auサービスの種類の変更（auパケット（第1種auパケット、第3種auパケット（基本使用料の料金種別としてWINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS又はWINシングル定額フルサポートを選択しているものに限ります。）又は第4種auパケット（基本使用料の料金種別としてWINシングルWiMAXフルサポート（WINシングルLLWiMAXフルサポート、WINシングルLWiMAXフルサポート、WINシングルMWiMAXフルサポート、WINシングル定額WiMAXフルサポート又はビジネスWINシングル定額WiMAXフルサポートをいいます。以下同じとします。））を選択しているものに限ります。）であって包括的管理の取扱いを受けるもの及びその契約者回線に関して、当社が別に定めるサービス取扱所においてした特定端末設備の直近の購入に際し購入サポートの適用を受けていないものを除きます。）からauパケット以外への変更に限り、それに伴い基本使用料の料金種別を選択することとなる場合であって、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備の購入を伴わないときは、その契約者回線については、プランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトムL、デイトムS、プランE、プランF（IS）又はプランWを選択することができます。

- カ ウ、エ及びオの規定によるほか、プランE、プランF（IS）、プランW、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル、プランWシンプル又はプランZシンプルは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線に限り、選択することができます。
- キ WINシングルWiMAX（WINシングルWiMAXフルサポート又はWINシングルWiMAXシンプル（WINシングルLLWiMAXシンプル、WINシングルLWiMAXシンプル、WINシングルMWiMAXシンプル、WINシングル定額WiMAXシンプル又はビジネスWINシングル定額WiMAXシンプルをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）については、第4種auパケットの契約者回線に限り、選択することができます。
- ク 第4種auパケットの契約者回線は、その基本使用料の料金種別として、WINシングルWiMAXを選択していただきます。
- ケ WINシングル定額（WINシングル定額フルサポート又はWINシングル定額シンプルをいいます。以下同じとします。）については、第3種auパケットの契約者回線（定額対応端末設備（当社が別に定める移動無線装置をいいます。以下同じとします。）を利用するものに限ります。）に限り、選択することができます。
- コ 第3種auパケットの契約者回線（定額対応端末設備を利用するものに限ります。）は、その基本使用料の料金種別として、WINシングル定額のいずれかを選択していただきます。
- サ WINシングルWiMAX定額（WINシングル定額WiMAXフルサポート、WINシングル定額WiMAXシンプル、ビジネスWINシングル定額WiMAXフルサポート又はビジネスWINシングル定額WiMAXシンプルをいいます。以下同じとします。）については、第4種auパケットの契約者回線（定額対応端末設備を利用するものに限ります。）に限り、選択することができます。
- シ 第4種auパケットの契約者回線（定額対応端末設備を利用するものに限ります。）は、その基本使用料の料金種別として、WINシングルWiMAX定額のいずれかを選択していただきます。
- ス キからシの場合において、WINシングル定額シンプル又はWINシングルWiMAXシンプルについては、その契約者回線に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備の購入があったものに限りに、選択することができます。
- セ キからシの場合において、WINシングル定額フルサポート又はWINシングルWiMAXフルサポートについては、次のいずれかの契約者回線に限り選択することができます。
- （ア） そのau契約の締結に際し当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備の購入を伴わないもの
- （イ） WINシングル定額フルサポート又はWINシングルWiMAXフルサポートの適用を受けているもの（その契約者回線に関して、当社が別に定めるサービス取扱所においてした特定端末設備の直近の購入に際し購入サポートの適用を受けていないものを除きます。）
- ソ セの規定によるほか、次のいずれかに該当する場合であって、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備の購入を伴わないときは、その契約者回線については、WINシングル定額フルサポート又はWINシングルWiMAXフルサポートを選択することができます。
- ただし、そのau契約者回線に関して、当社が別に定めるサービ

ス取扱所においてした特定端末設備の直近の購入に際し購入サポートの適用を受けていない場合は、この限りではありません。

(ア) auサービスの種類の変更（auパッケージ以外のもの（基本使用料の料金種別としてプランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトタイムL、デイトタイムS、プランE、プランF（IS）又はプランWを選択しているものに限ります。）又は第1種auパッケージから第3種auパッケージ又は第4種auパッケージへの変更に限ります。）に伴い基本使用料の料金種別を選択することとなる場合。

(イ) WINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS、WINシングル定額フルサポート又はWINシングルWiMAXフルサポートからその基本使用料の料金種別を変更しようとする場合。

タ au契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る請求については、包括回線グループを単位として行っていただきます。

チ WINシングル定額フルサポート、WINシングル定額WiMAXフルサポート又はビジネスWINシングル定額WiMAXフルサポートを選択した契約者回線（購入サポートの適用を受けたものに限ります。）について、その購入サポートに係るフルサポート最小期間が満了したときは、その基本使用料の料金種別をそれぞれ次表の右欄のものに変更します。

ただし、その購入サポートに係るフルサポート最小期間が満了する料金月（以下このツにおいて「フルサポート満了月」といいます。）の末日において、その契約者回線に係るau契約の種別が第4種定期au契約である場合（そのフルサポート満了月において、第4種定期au契約の解除の申出があった場合を除きます。）は、この限りではありません。

WINシングル定額フルサポート	WINシングル定額シンプル
WINシングル定額WiMAXフルサポート	WINシングル定額WiMAXシンプル
ビジネスWINシングル定額WiMAXフルサポート	ビジネスWINシングル定額WiMAXシンプル

ツ WINモジュール定額については、第3種auパッケージの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限ります。）以外の契約者回線は、選択することができません。

テ 第3種auパッケージの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限ります。）については、その基本使用料の料金種別として、WINモジュール定額を適用します。

ト 当社は、WINモジュール定額の適用又は廃止を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していたau契約を解除して新たにau契約の申込みを行う場合と同様に取扱いします。

- ナ 第5種 a u パケットの契約者回線において選択することができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。
- ニ 当社は、第5種 a u パケットの契約者回線について、その契約者回線に接続されている移動無線装置の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a u 契約を解除して新たに a u 契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。
- ヌ ウ、エ及びオの規定によるほか、デイトタイム L、デイトタイム S、プラン W、デイトタイム L シンプル、デイトタイム S シンプル又はプラン W シンプルについては、U I M サービス（タイプ II に限ります。）に限ります。）の契約者回線は、選択することができません。
- ネ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、その基本使用料の料金種別の変更の請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた日から変更後の料金種別による基本使用料を適用するものとします。
- (ア) 契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備を購入すると同時に、基本使用料の料金種別の変更の請求等（タの規定に基づく請求をいいます。）を行った場合
- (イ) 第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットの契約者回線について、現に定額対応端末設備以外の端末設備を接続している契約者回線に定額対応端末設備を接続する請求に伴い基本使用料の料金種別の変更の請求を行った場合又は定額対応端末設備を接続している契約者回線に定額対応端末設備以外の端末設備を接続する請求に伴い基本使用料の料金種別の変更の請求を行った場合
- (ウ) 第3種 a u パケットの契約者回線について、現に W i M A X 通信対応端末設備以外の端末設備を接続している契約者回線に W i M A X 通信対応端末設備を接続する請求に伴い基本使用料の料金種別の変更の請求を行った場合
- (エ) 第4種 a u パケットの契約者回線について、現に W i M A X 利用対応端末設備を接続している契約者回線に W i M A X 利用対応端末設備以外の端末設備を接続する請求に伴い基本使用料の料金種別の変更の請求を行った場合

(4) 第1種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い（年割、ガク割、スマイルハート割引、プライオリティ割引）

ア 第1種定期 a u 契約（第2種 a u パケットに係るものを除きます。）に係る基本使用料には、次の区別があり、第1種定期 a u 契約者は、そのいずれかを選択していただきます。  
ただし、学生用の基本使用料については、新たに選択することはできません。

一般用	学生用又は障害者用以外のもの
学生用	その契約者が次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下「学生」といいます。）であることを条件として適用するもの (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの

	(イ) 学校教育法第1条に規定する学校以外の国公立の学校又は学校教育法第124条若しくは第134条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校
障害者用	その契約者が次のいずれかに該当する者（以下「障害者」といいます。）であることを条件として適用するもの (ア) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） (イ) 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） (ウ) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）

イ 一般用の基本使用料の取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 一般用の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、基本使用料の料金種別及びそのauサービスの利用月数に応じて、2-1-1の(2)に規定する料金額を適用します。

この場合において、利用月数の取扱いについては、(5)に規定するauサービスの利用月数と同様の方法で計算した月数とします。

(イ) 一般用の基本使用料は、auサービス（auパッケージ及びUIMサービス（タイプIIに限ります。）を除きます。）の契約者回線に限り、選択することができます。

(ウ) 一般用の基本使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

(エ) 一般用の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	一般用の基本使用料の適用
1 第1種定期au契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日（一般au契約への契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日、当社が別に定める態様により、第1種定期au契約を解除すると同時に新たにその他の定期au契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。）まで一般用の基本使用料を適用します。
2 契約者から障害者用の基本使用料	契約者から障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の前



の適用に変更する 申出があったとき 。	料金月の末日まで一般用の基本使用料を適用します。
---------------------------	--------------------------

- ウ 学生用の基本使用料の取扱いは、次のとおりとします。  
 (ア) 学生用の基本使用料については、2-1-1の(2)の規定にかかわらず、次表の料金額を適用します。

1 契約ごとに月額

料金額
2-1-1の(1)に規定する料金額に0.50を乗じて得た額

- (イ) 削除  
 (ウ) 削除  
 (エ) 削除  
 (オ) 学生用の基本使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。  
 (カ) 学生用の基本使用料の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。
- ① 学生でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。
  - ② 自己以外の者に不正に利用させないこと。
  - ③ その他学生用の基本使用料に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。
- (キ) 当社は、学生用の基本使用料の適用を受けている契約者回線について、その契約者から学生用の基本使用料の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。
- ① a u サービス利用権の譲渡があったとき。
  - ② 契約者の地位の承継があったとき。
  - ③ 第1種定期 a u 契約の解除があったとき。
  - ④ その契約者の契約者名義が既に学生用の基本使用料の適用を受けていることが判明したとき。
  - ⑤ その契約者が(カ)の規定に違反したとき。
  - ⑥ 第3種 a u デュアル、第4種 a u デュアル、第5種 a u デュアル、a u パケット又は U I M サービスへの種類の変更があったとき。
  - ⑦ シンプルプランへの料金種別の変更があったとき。
- (ク) 学生用の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。  
 この場合、同一料金月内において、次表の4欄又は5欄の左欄の規定により学生用の基本使用料の適用を廃止した後、1欄、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ1欄、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	学生用の基本使用料の適用
1 2、3、4又は5以外により学生用の基本使用料の	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により学生用の基本使用料の適用を廃止したときは、その譲渡

適用を廃止したとき。	承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。
2 第1種定期 a u 契約の解除があったとき ( a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継が同時にあった場合を含みます。 )。	その契約解除日の前日 (一般 a u 契約への契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日、当社が別に定める態様により、第1種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の定期 a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。 )まで学生用の基本使用料を適用します。
3 第3種 a u デュアル、第4種 a u デュアル、第5種 a u デュアル、 a u パケット若しくは U I M サービスへの種類の変更又はシンプルプランへの料金種別の変更があったとき。	その種類の変更日又は料金種別の変更日の前日まで学生用の基本使用料を適用します。
4 契約者から一般用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。	契約者から一般用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。
5 契約者から障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。	契約者から障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の前料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。

エ 障害者用の基本使用料の取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 障害者用の基本使用料については、2-1-1の(2)の規定にかかわらず、次表の料金額を適用します。

① ②以外のもの

1 契約ごとに月額

料金額
2-1-1の(1)に規定する料金額に0.50を乗じて得た額

② 基本使用料の料金種別がプラン F ( I S ) 又はプラン F ( I S ) シンプルのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)

プランF ( I S )	6,743円(7,080円)
プランF ( I S ) シンプル	5,943円(6,240円)

(イ) 障害者用の基本使用料は、その契約者名義が障害者である a u サービス ( a u パケットを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

- ① (7)の適用を受けているもの
- ② 第2 (通話料) 1 (適用) の(13)又は(16)の適用を受けているもの

(ウ) 障害者用の基本使用料の適用を受けようとする契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出てください。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。

(エ) 当社は、(ウ)の申出があったときは、その契約者名義が既に障害者用の基本使用料の適用を受けている場合を除き、これを承諾します。

(オ) 障害者用の基本使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

(カ) 障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

- ① 障害者でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。
- ② 自己以外の者に不正に利用させないこと。
- ③ その他障害者用の基本使用料に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。

(キ) 当社は、障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線について、その契約者から障害者用の基本使用料の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

- ① a u サービス利用権の譲渡があったとき。
- ② 契約者の地位の承継があったとき。
- ③ 第1種定期 a u 契約の解除があったとき。
- ④ (エ)の規定に適合しないことが判明したとき。
- ⑤ その契約者が(カ)の規定に違反したとき。
- ⑥ a u パケットへの種類の変更があったとき。

(ク) 障害者用の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の4欄の左欄の規定により障害者用の基本使用料の適用を廃止した後、1欄、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は、それぞれ1欄、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	障害者用の基本使用料の適用
1 2、3又は4以外により障害者用の基本使用料の適用を廃止したとき。	その廃止日 ( a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により障害者用の基本使用料の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日まで障害

	<p>者用の基本使用料を適用します。</p> <p>2 第1種定期 a u 契約の解除があったとき ( a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継が同時にあった場合を含みます。 )。</p> <p>3 a u パケットへの種類の変更があったとき。</p> <p>4 契約者から一般用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。</p>
(4)の2 第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (2年割)	<p>ア 第2種定期 a u 契約に係る契約者回線 ((6)の適用を受けている契約者回線を除きます。 )に関する基本使用料の料金種別及び第2種定期 a u 契約の契約月数に応じて、2-1-1の(3)に規定する料金額を適用します。</p> <p>この場合において、契約月数の取扱いについては、その第2種定期 a u 契約の契約開始月からその料金月までの月数とします。</p> <p>イ アに規定する料金額の適用は、第2種定期 a u 契約に係る a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 第2種定期 a u 契約の解除があったときは、その契約解除日の前日 (当社が別に定める態様により、第2種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。 )まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(4)の3 第3種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (3年割)	<p>ア 第3種定期 a u 契約に係る契約者回線 ((6)の適用を受けている契約者回線を除きます。 )に関する基本使用料の料金種別に応じて、2-1-1の(4)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ アに規定する料金額の適用は、第3種定期 a u 契約に係る a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>エ 第3種定期 a u 契約の解除があったときは、その契約解除日の前日 (当社が別に定める態様により、第3種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。 )まで第3種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(4)の4 第4種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 第4種定期 a u 契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(5)又は2-1-2の(3)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第4種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用は、第4種定期 a u</p>

<p>(誰でも割、誰でも割シングル、誰でも割シングル(特定機器))</p>	<p>契約に係る a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 第4種定期 a u 契約の解除があったときは、その契約解除日の前日(当社が別に定める態様により、第4種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の末日とします。)まで第4種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</p>				
<p>(4)の5 定期前払 a u 契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア 第78条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定にかかわらず、定期前払 a u 契約に係る基本使用料については、その定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日(当社が別に定める方法によりその定期前払 a u サービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、その料金月の初日とし、定期前払 a u 契約を更新した場合は、その定期前払 a u 契約の更新日とします。)から、その定期前払 a u 契約の満了日までの期間(以下「定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間」といいます。)を単位として、2-1-3に規定する料金額を適用します。</p> <p>この場合、定期前払 a u 契約者は、その定期前払 a u サービスの提供の開始(その提供の開始が、当社が別に定めるところにより料金月の初日に行われるものを除きます。)のあった日から、その日を含む料金月の末日までの間(以下「定期前払 a u 契約の基本使用料免除期間」といいます。)については、基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>イ その契約が定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間に解除された場合であっても、その解除が当社の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、契約者は、その期間に係る基本使用料の全額を支払っていただきます。</p>				
<p>(4)の6 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について契約変更を行う場合の基本使用料等の取扱いについて</p>	<p>包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について、契約変更を伴う請求があったときは、その請求を承諾した日を含む料金月の翌料金月から、変更後の基本使用料を適用します。</p>				
<p>(5) 基本使用料の長期利用割引の適用(長期優待割引、長期割引サービス)</p>	<p>ア 基本使用料の長期利用割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別としてプランLL、プランL、プランM、プランS、プランSS、デイトタイムL、デイトタイムS、プランE、プランW又はシンプルプラン(プランF(IS)シンプルを除きます。)を選択している契約者回線について、a u サービスの利用月数に応じて、その a u サービス(a u パケットを除きます。)に係るその料金月の基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="493 1939 1362 2098"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 1939 932 2011">利用月数</th> <th data-bbox="932 1939 1362 2011">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 2011 932 2098">12か月を超え24か月以内の場合</td> <td data-bbox="932 2011 1362 2098">その料金月の基本使用料に0.05を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	利用月数	割引額	12か月を超え24か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.05を乗じて得た額
利用月数	割引額				
12か月を超え24か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.05を乗じて得た額				

24か月を超え48か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.07を乗じて得た額
48か月を超える場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
備考 a uサービスの利用月数は、そのa uサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のa u契約により提供を受けていたa uサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、これに合算したものとします。）とします。	

イ 本割引は、a uサービス（a uパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、適用します。

- (ア) 定期a u契約に係るもの
- (イ) (10)の6の適用を受けているもの
- (ウ) U I Mサービス（タイプIIに限ります。）に係るもの

ウ 次に該当する場合において、新たに契約を締結したa uサービスの利用月数は、同時に契約の解除があった電気通信サービス（第2種a uパケット及び特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定する第2種a uパケットを除きます。）を利用した月数に相当する期間を加えて計算します。

- (ア) 特定事業者との間に当社のa u契約に相当する契約を締結していた者が、当社が別に定めるところにより、その契約を解除すると同時に新たに当社とa u契約を締結したとき。
- (イ) 当社が別に定める態様により、a u契約を解除すると同時に新たにその他のa u契約を締結したとき。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(6) 複数回線複合割引の適用（家族割、法人割、マイファミリー割引）

ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のa u通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引若しくは特定M V N O契約約款に定める複数回線複合割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(4)に規定する学生用若しくは障害者用の基本使用料の適用を受けているもの又は(4)の4の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料として、次のいずれかを適用することをいいます。

- (ア) (イ)以外の場合
  - ① ②以外のもの
 

その基本使用料（(5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に0.25を乗じて得た額の割引きを行うこと。
  - ② 基本使用料の料金種別がプランF（I S）又はプランF（I

S) シンプルのもの

2-1-1の(1)に規定する料金額から、次表に規定する割引額を割引いた額を適用すること。

1 契約ごとに

区 分	割引額
	税抜額 (税込額)
プランF ( I S )	772円( 810円)
プランF ( I S ) シンプル	372円( 390円)

(イ) その契約者回線に係る a u 契約が定期 a u 契約である場合  
2-1-1の(2)、(3)又は(4)に規定する料金額に代え、その基本使用料の料金種別及びその定期 a u 契約の利用月数に応じ、2-1-1の(1)に規定する料金額から、下表に規定する割引額を割引いた額を適用すること。

この場合において、利用月数の取扱いについては、(5)に規定する a u サービスの利用月数と同様の方法で計算した月数とします。

1 電話番号ごとに月額

料金種別	区 分	割引額
	利用月数	税抜額 (税込額)
プ ラ ン L L	12か月以内のもの	5,475円(5,748円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,700円(5,985円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,925円(6,221円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,150円(6,457円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,375円(6,693円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,600円(6,930円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,825円(7,166円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,050円(7,402円)
	96か月を超え 108か月以内のもの	7,200円(7,560円)
	108か月を超え 120か月以内のもの	7,350円(7,717円)
	120か月を超えるもの	7,500円(7,875円)
プ ラ ン	12か月以内のもの	3,468円(3,641円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,610円(3,790円)

L	24か月を超え 36か月以内のもの	3,753円(3,940円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,895円(4,089円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,038円(4,239円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,180円(4,389円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,323円(4,539円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,465円(4,688円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,560円(4,788円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,655円(4,887円)
	120か月を超えるもの	4,750円(4,987円)
プランM	12か月以内のもの	2,409円(2,529円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,508円(2,633円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,607円(2,737円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,706円(2,841円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,805円(2,945円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,904円(3,049円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,003円(3,153円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,102円(3,257円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,168円(3,326円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,234円(3,395円)
120か月を超えるもの	3,300円(3,465円)	
プランS	12か月以内のもの	1,716円(1,801円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,786円(1,875円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,857円(1,949円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,927円(2,023円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,998円(2,097円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,068円(2,171円)



	72か月を超え 84か月以内のもの	2,139円(2,245円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,209円(2,319円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,256円(2,368円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,303円(2,418円)
	120か月を超えるもの	2,350円(2,467円)
プ ラ ン ス S	12か月以内のもの	1,314円(1,379円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,368円(1,436円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,422円(1,493円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,476円(1,549円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,530円(1,606円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,584円(1,663円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,638円(1,719円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,692円(1,776円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,728円(1,814円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,764円(1,852円)
	120か月を超えるもの	1,800円(1,890円)
デ イ タ イ ム L	12か月以内のもの	3,468円(3,641円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,610円(3,790円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,753円(3,940円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,895円(4,089円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,038円(4,239円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,180円(4,389円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,323円(4,539円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,465円(4,688円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,560円(4,788円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,655円(4,887円)

	12か月を超えるもの	4,750円(4,987円)
デ イ タ イ ム S	12か月以内のもの	1,460円(1,533円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,520円(1,596円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,580円(1,659円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,640円(1,722円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,700円(1,785円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,760円(1,848円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,820円(1,911円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,880円(1,974円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,920円(2,016円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,960円(2,058円)
	120か月を超えるもの	2,000円(2,100円)
	プ ラ ン E	12か月以内のもの
12か月を超え 24か月以内のもの		1,173円(1,231円)
24か月を超え 36か月以内のもの		1,219円(1,279円)
36か月を超え 48か月以内のもの		1,266円(1,329円)
48か月を超え 60か月以内のもの		1,312円(1,377円)
60か月を超え 72か月以内のもの		1,358円(1,425円)
72か月を超え 84か月以内のもの		1,405円(1,475円)
84か月を超え 96か月以内のもの		1,451円(1,523円)
96か月を超え108か月以内のもの		1,482円(1,556円)
108か月を超え120か月以内のもの		1,513円(1,588円)
120か月を超えるもの		1,543円(1,620円)
プ ラ ン F (	12か月以内のもの	1,127円(1,183円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,173円(1,231円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,219円(1,279円)

I S )	36か月を超え 48か月以内のもの	1,266円(1,329円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,312円(1,377円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,358円(1,425円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,405円(1,475円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,451円(1,523円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,482円(1,556円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,513円(1,588円)
	120か月を超えるもの	1,543円(1,620円)
プ ラ ン W	12か月以内のもの	2,309円(2,424円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,404円(2,524円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,498円(2,622円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,593円(2,722円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,688円(2,822円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,783円(2,922円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,878円(3,021円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,973円(3,121円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,036円(3,187円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,099円(3,253円)
120か月を超えるもの	3,162円(3,320円)	
プ ラ ン レ シ ン プ ル	12か月以内のもの	4,891円(5,135円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,092円(5,346円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,293円(5,557円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,494円(5,768円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,695円(5,979円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,896円(6,190円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,097円(6,401円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	6,298円(6,612円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,432円(6,753円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,566円(6,894円)
	120か月を超えるもの	6,700円(7,035円)
プラン L シンプル	12か月以内のもの	2,884円(3,028円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,002円(3,152円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,121円(3,277円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,239円(3,400円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,358円(3,525円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,476円(3,649円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,595円(3,774円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,713円(3,898円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,792円(3,981円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,871円(4,064円)
	120か月を超えるもの	3,950円(4,147円)
プラン M シンプル	12か月以内のもの	1,825円(1,916円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,900円(1,995円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,975円(2,073円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,050円(2,152円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,125円(2,231円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,200円(2,310円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,275円(2,388円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,350円(2,467円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,400円(2,520円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,450円(2,572円)
	120か月を超えるもの	2,500円(2,625円)

プ ラ ン S シ ン プ ル	12か月以内のもの	1,132円(1,188円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,178円(1,236円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,225円(1,286円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,271円(1,334円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,318円(1,383円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,364円(1,432円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,411円(1,481円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円(1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,488円(1,562円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,519円(1,594円)
	120か月を超えるもの	1,550円(1,627円)
プ ラ ン S シ ン プ ル	12か月以内のもの	682円( 716円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	710円( 745円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	738円( 774円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	766円( 804円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	794円( 833円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	822円( 863円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	850円( 892円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	878円( 921円)
	96か月を超え108か月以内のもの	897円( 941円)
	108か月を超え120か月以内のもの	916円( 961円)
	120か月を超えるもの	934円( 980円)
デ イ タ イ ム レ シ	12か月以内のもの	2,884円(3,028円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,002円(3,152円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,121円(3,277円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,239円(3,400円)

ン プ ル	48か月を超え 60か月以内のもの	3,358円(3,525円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,476円(3,649円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,595円(3,774円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,713円(3,898円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,792円(3,981円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,871円(4,064円)
	120か月を超えるもの	3,950円(4,147円)
デ イ タ イ ム S シ ン プ ル	12か月以内のもの	876円( 919円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	912円( 957円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	948円( 995円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	984円(1,033円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,020円(1,071円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,056円(1,108円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,092円(1,146円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,128円(1,184円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,152円(1,209円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,176円(1,234円)
	120か月を超えるもの	1,200円(1,260円)
	プ ラ ン E シ ン プ ル	12か月以内のもの
12か月を超え 24か月以内のもの		565円( 593円)
24か月を超え 36か月以内のもの		587円( 616円)
36か月を超え 48か月以内のもの		610円( 640円)
48か月を超え 60か月以内のもの		632円( 663円)
60か月を超え 72か月以内のもの		654円( 686円)
72か月を超え 84か月以内のもの		677円( 710円)
84か月を超え 96か月以内のもの		699円( 733円)

	96か月を超え108か月以内のもの	714円( 749円)
	108か月を超え120か月以内のもの	729円( 765円)
	120か月を超えるもの	743円( 780円)
プランF ( I S ) シ ン プ ル	12か月以内のもの	543円( 570円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	565円( 593円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	587円( 616円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	610円( 640円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	632円( 663円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	654円( 686円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	677円( 710円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	699円( 733円)
	96か月を超え108か月以内のもの	714円( 749円)
	108か月を超え120か月以内のもの	729円( 765円)
	120か月を超えるもの	743円( 780円)
プランW シ ン プ ル	12か月以内のもの	1,725円(1,811円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,796円(1,885円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,866円(1,959円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,937円(2,033円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,008円(2,108円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,079円(2,182円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,150円(2,257円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,221円(2,332円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,268円(2,381円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,315円(2,430円)
	120か月を超えるもの	2,362円(2,480円)
プ	12か月以内のもの	682円( 716円)

ラン Z シ ン プ ル	12か月を超え 24か月以内のもの	710円( 745円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	738円( 774円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	766円( 804円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	794円( 833円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	822円( 863円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	850円( 892円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	878円( 921円)
	96か月を超え108か月以内のもの	897円( 941円)
	108か月を超え120か月以内のもの	916円( 961円)
	120か月を超えるもの	934円( 980円)

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）（10）の6の適用を受けているもの

（イ）第2（通話料）1（適用）の(26)又は(28)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）指定した割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上10以下でないとき。

（イ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（エ）指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

キ 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。



ク 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オの(ア)から(オ)のいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又はa u パケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(7)、(8)若しくは(10)又は第2（通話料）1（適用）の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ス 本割引の適用を受けている契約者回線について、(3)の規定に基づきその基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する割引額の日割りを行います。

セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求

額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者又は特定MVNO事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者又は特定MVNO事業者に通知することを承諾していただきます。

(7) 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰの適用（グループディスカウント）

ア 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(6)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料（(5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

(ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線（(6)の適用を受けているものを除きます。）及び他網契約者回線の数	割引額
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額

(イ) 基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルであって、そのau契約が一般au契約であるもの

1 契約ごとに

区 分	割引額
	税抜額（税込額）
プランF（IS）	772円（810円）

イ 本割引は、a u サービス ( a u パケットを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

- (ア) 学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているもの
- (イ) (10)の6の適用を受けているもの
- (ウ) 第4種定期 a u 契約に係るもの
- (エ) U I M サービス (タイプIIに限ります。)に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上でないとき。
- (イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (ウ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、第2(通話料)1(適用)の(16)又は(22)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オの(ア)から(キ)のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除又はauパケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(8)若しくは(10)又は第2(通話料)1(適用)の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ 本割引の適用を受けている契約者回線について、(3)の規定に基づきその基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアの(イ)に規定する割引額の日割りを行います。

ス 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

セ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

ソ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(8) 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅱの適用(シングル大口回線割引)

ア 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅱ(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅱ(以下この欄において「特定割引」といいます。))を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線に関する基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数	割引額
50以上149以下の場合	その料金月の基本使用料に0.10を乗じて得た額
150以上249以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
250以上499以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
500以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.30を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.40を乗じて得た額

イ 本割引は、auサービス(第1種auパッケージに限ります。)の契約者回線であって、(10)の6の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき。

(エ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき

。 (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) 第1種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。

(カ) その他オの(ア)から(オ)のいずれかに該当することとなったとき。

ク キの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又は第1種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ケ クの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(7)若しくは(10)又は第2（通話料）1（適用）の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

シ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求

額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

ス 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(9) 包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用（シングル大口回線割引）

ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループ（第2種auパケットの契約者回線により構成されるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます

1 契約ごとに

その料金月の包括回線グループに係る契約者回線の数	割引額
50以上149以下の場合	その料金月の基本使用料に0.10を乗じて得た額
150以上249以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
250以上499以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
500以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.30を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.40を乗じて得た額

イ 当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) その契約者回線が(10)の6の適用を受けているとき。

(エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ウ 本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

エ 当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グループを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引

の適用を廃止します。

(ア) a u 契約の解除があったとき。

(イ) イの(ア)から(エ)のいずれかに該当することとなったとき。

オ エの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本割引の適用
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u 契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

カ 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(10) 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲの適用（シングル大口回線割引）

ア 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線（(10)の3の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線（特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める複数回線の利用を条件とする第3種 a u パケットに関する基本使用料の減額適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が30以上である場合に、その割引選択回線群を構成する契約者回線に関する基本使用料について、その料金月の基本使用料に0.02を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

イ 本割引は、第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットの契約者回線（包括的管理の取扱いの適用を受けているもの又は当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) (10)の6の適用を受けているもの

(イ) 第4種定期 a u 契約に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契



約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき。

(エ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) 第3種 a u パケット又は第4種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オの(ア)から(オ)のいずれかに該当することとなったとき。

ク キの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除（第4種定期 a u 契約への契約変更の場合は除きます。）又は第3種 a u パケット若しくは第4種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ケ クの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(7)若しくは(8)又は第2（通話料）1（適用）の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

- コ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
- シ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。  
ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
- ス 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(10)の2 複数回線の利用を条件とする定期前払 a u サービスに関する基本使用料の減額適用

- ア 定期前払 a u 契約者が、当社との間に a u 契約（a u パケットに係るものを除きます。）を締結している、特定事業者との間に a u 契約（a u パケットに係るものを除きます。）を締結している、又は特定 M V N O 事業者との間に特定 M V N O 契約を締結している場合、2-1-3 に定める料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

1 電話番号あたり定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間ごとに

区 分	料 金 額
基本使用料	税抜額 10,000円（税込額 10,500円）

- イ 当社は、定期前払 a u サービスの契約者回線に限り、本減額適用を行います。
- ウ 定期前払 a u 契約者は、本減額適用を受ける場合、あらかじめ減額適用グループ（1の減額対象回線（本減額適用を受ける定期前払 a u サービスの契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線（その契約者が当社との間で締結している a u 契約に基づき提供を受けている a u サービス（a u パケットを除きます。）の契約者回線、特定事業者との間で締結している a u 契約に基づき提供を受けている a u サービス（a u パケットを除きます。）の他網契約者回線又は特定 M V N O 事業者との間で締結している特定 M V N O 契約に基づき提供を受けている特定 M V N O 通信サービスの他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）により構成される組合せをいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ていただきます。
- エ 本減額適用は、その申出を次の各号に定める期限までに行っていたことにより、その定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間について、実施します。

(ア) 定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の末日（当社が別に定める方法により料金月の開始と同時に定期前払 a u サービスの提供を開始する場合は、その料金月の末日の前々日）。

(イ) 定期前払 a u 契約を更新した場合、その定期前払 a u 契約の更新日を含む料金月の末日の前々日。

オ 当社は、ウの申し出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) ウにより定期前払 a u 契約者が指定する契約者回線又は他網契約者回線が、他の減額適用グループを構成しているとき。

(イ) 判定用回線として指定した契約者回線又は他網契約者回線の契約名義人が、その定期前払 a u 契約者でないとき。

(ウ) 判定用回線に係る a u サービスについて利用の一時休止が行われているとき。

(エ) 判定用回線に係る a u サービスの種類が a u パケットであるとき。

(オ) その契約者が、減額適用グループを構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(カ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本減額適用を受けている定期前払 a u 契約者は、当社が別に定める期日までに、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ることにより、判定用回線の指定を変更することができます。

この場合、当社は、その承諾については、オに準じて取り扱います。

キ 本減額適用は、次の各号のいずれかに該当する場合、その定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間の満了をもって廃止するものとします。

(ア) 定期前払 a u 契約者から本減額適用の廃止の請求があったとき。

(イ) 判定用回線（カによりその指定を変更する場合は、当社が別に定める期日までに変更の申し出があったものに限ります。）について、その a u 契約の解除若しくは特定 M V N O 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止、a u サービス利用権の譲渡又は a u パケットへの種類の変更があったとき。

ク 定期前払 a u 契約者は、キの各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、下表に定める本減額適用廃止料の支払いを要します。

ただし、満了日を含む料金月にその事由が生じた場合は、この限りではありません。

1 の定期前払 a u 契約ごとに

本減額適用廃止料
税抜額 5,000円（税込額 5,250円）

ケ 減額適用グループを構成する判定用回線として他網契約者回線を指定する定期前払 a u 契約者は、当社がオ又はカによりその承諾の可否を判断するために、必要な範囲で、その契約者に係る情報について特定事業者又は特定 M V N O 事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(10)の3 複数回線の利用を条件とする第3種a uパケット又は第4種a uパケットに関する基本使用料の減額適用(W I Nシングルセット割)

ア 第3種a uパケット又は第4種a uパケットに係るa u契約者が、当社との間にa u電話、a uデュアル(第5種a uデュアルを除きます。)若しくはU I Mサービスに係るa u契約を締結している、特定事業者との間にa u電話、a uデュアル(第5種a uデュアルを除きます。)若しくはU I Mサービスに係るa u契約を締結している、又は特定M V N O事業者との間に特定M V N O契約を締結している場合において、その契約者からの申出により、その第3種a uパケット又は第4種a uパケットの契約者回線(その基本使用料の料金種別がW I Nモジュール定額のものを除きます。)について、2-1-2に定める料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い(以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額(税込額)
第3種 a uパ ケット	W I NシングルL L	7,800円( 8,190円)
	W I NシングルL	5,600円( 5,880円)
	W I NシングルM	3,900円( 4,095円)
	W I NシングルS	1,900円( 1,995円)
	W I NシングルS S	1,000円( 1,050円)
第4種 a uパ ケット	W I Nシングル定額 フルサポート	2,500円( 2,625円)
	W I Nシングル定額 シンプル	1,600円( 1,680円)
	W I NシングルL L W i M A Xフルサポート	8,200円( 8,610円)
	W I NシングルL W i M A Xフルサポート	6,000円( 6,300円)
	W I NシングルM W i M A Xフルサポート	4,300円( 4,515円)
	W I NシングルL L W i M A Xシンプル	7,300円( 7,665円)
	W I NシングルL W i M A Xシンプル	5,100円( 5,355円)
	W I NシングルM W i M A Xシンプル	3,400円( 3,570円)

W I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	1,834円( 1,925円)
W I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	934円( 980円)
ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	4,691円( 4,925円)
ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	3,791円( 3,980円)

イ 当社は、第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットの契約者回線（包括的管理の取扱いの適用を受けているもの又は当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）であって、次に該当しないものに限り、本減額適用を行います。

（ア）（10）の6の適用を受けているもの

（イ）第4種定期 a u 契約に係るもの

ウ 本減額適用の申込みは、あらかじめ1の減額対象回線（本減額適用を受ける第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットの契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線（当社が提供する a u 電話、 a u デュアル（第5種 a u デュアルを除きます。）若しくは U I M サービスの契約者回線、特定事業者が提供する a u 電話、 a u デュアル（第5種 a u デュアルを除きます。）若しくは U I M サービスの他網契約者回線又は特定 M V N O 事業者が提供する特定 M V N O 通信サービスの他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社が別に定めるサービス取扱所に行ってください。

エ 当社は、ウに規定する申込みがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）ウにより判定用回線として指定された契約者回線が、他の第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットの契約者回線に本減額適用を行うための判定用回線として指定されたものであるとき。

（イ）判定用回線として指定した契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（ウ）判定用回線に係る a u サービスの利用の一時休止が行われているとき。

（エ）その契約者が、判定用回線又は減額対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（オ）その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（カ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本減額適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その料金月における a u サービス（第3種 a u パケット又は第4種 a u パケットに限ります。）の利用日数に応じてアの表に規定する料金額を日割りして適用します。

（ア）減額適用回線について、その a u サービスの提供を開始した

	<p>日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。</p> <p>(イ) 減額適用回線について、第3種a uパケット又は第4種a uパケットへのa uサービスの種類の変更があった日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。</p> <p>カ 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止し、その該当する事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p> <p>(ア) 契約者から本減額適用の廃止の申出があったとき。</p> <p>(イ) 判定用回線又は減額対象回線に係るa u契約の解除又は特定MVNO契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 判定用回線又は減額対象回線に係るa uサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) 判定用回線又は減額対象回線に係るa uサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) 判定用回線又は減額対象回線に係る契約者又は特定MVNO契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(カ) 減額対象回線について、第3種a uパケット又は第4種a uパケット以外へのa uサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(キ) 判定用回線について、a uパケットへの種類の変更があったとき。</p> <p>キ 次の各号のいずれかに該当する場合、本減額適用は、オ又はカの規定にかかわらず、それぞれ各号の規定によります。</p> <p>(ア) 判定用回線のa uサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月に、そのa uサービスの再利用が開始された場合であって、その再利用を開始した後、同一料金月内に本減額適用の申込みを受け当社が承諾したときは、当社は、その料金月について本減額適用を行います。</p> <p>(イ) 減額対象回線のa uサービスの利用の一時休止を行った日を含む料金月内にそのa uサービスの再利用が開始された場合であって、その再利用を開始した後、同一料金月内に本減額適用の申込みを受け当社が承諾したときは、その料金月のうちa uサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する料金額を日割りして適用します。</p> <p>(ウ) 本減額適用の申込みを受け当社がこれを承諾した日を含む料金月に、カに定める事由が生じた場合は、本減額適用は行いません。</p> <p>ク 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社がエによりその承諾の可否を判断するために必要な範囲で、その契約者に係る情報について特定事業者又は特定MVNO事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
<p>(10)の4 特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>第2(通話料)1(適用)(24)の適用を受けている場合において、グループ内通話割引額が同欄に定める通話料の月間累計額を上回るときは、その差額を、基本使用料((7)の適用による場合は、適用した後の額とします。)から減額して適用します。</p>

(10)の5 削除

削除

(10)の6 契約者を単位とする金額指定割引の適用(まるごとビジネス割引)

ア 契約者を単位とする金額指定割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群(本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする金額指定割引(以下この欄において「特定割引」といいます。))を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する全ての契約者回線(第5種auパケットに係るもの又は基本使用料の料金種別がプランF(1S)、プランF(1S)シンプル、プランZシンプル、WINシングル定額若しくはWINシングルWiMAX定額のものを除きます。)に関する基本使用料について、契約者からあらかじめ申出のあった指定期間及び指定金額((イ)に規定するものをいい、割引選択回線群ごとに指定するものとします。以下この欄において同じとします。)に応じて、(イ)に規定する割引率を乗じて得た額(以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料 金 額
税抜額 1,000円 (税込額 1,050円)

(イ) 割引率

区 分		割引率
指定期間	指定金額	
	税抜額 (税込額)	
1年	50,000円 ( 52,500円)	28%
	300,000円 ( 315,000円)	30%
	1,000,000円 ( 1,050,000円)	36%
	5,000,000円 ( 5,250,000円)	37%
	10,000,000円 (10,500,000円)	38%
	30,000,000円 (31,500,000円)	39%
	50,000,000円 (52,500,000円)	40%
2年	50,000円 ( 52,500円)	40%
	300,000円 ( 315,000円)	41%
	1,000,000円 ( 1,050,000円)	42%

	5,000,000円 (5,250,000円)	43%
	10,000,000円 (10,500,000円)	44%
	30,000,000円 (31,500,000円)	45%
	50,000,000円 (52,500,000円)	46%
3年	50,000円 (52,500円)	42%
	300,000円 (315,000円)	43%
	1,000,000円 (1,050,000円)	44%
	5,000,000円 (5,250,000円)	45%
	10,000,000円 (10,500,000円)	46%
	30,000,000円 (31,500,000円)	47%
	50,000,000円 (52,500,000円)	48%

イ 本割引は、auサービス（第2種auパッケージを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）定期au契約に係るもの

（イ）基本使用料の料金種別がWINモジュール定額のもの

（ウ）（6）、（7）、（8）、（9）、（10）又は（10）の3の適用を受けているもの

（エ）第2（通話料）1（適用）（13）、（16）、（22）又は（24）の適用を受けているもの

（オ）UIMサービス（タイプIIに限ります。）に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 当社は、その契約者回線が当社が別に定める移動無線装置を利用しているものである場合、本割引に係る基本使用料割引額について、割引選択回線群を単位として計算するものとします。

オ 当社は、その契約者回線が別記36に定める包括的管理の取扱いの適用を受けている場合、本割引に係る基本使用料割引額について、包括回線グループを単位として計算するものとします。

カ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線（本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

キ 当社は、カに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。



- (イ) その申出が新たに割引対象回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上でないとき。
- (ウ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
- (カ) エの適用を受ける契約者回線又は他網契約者回線とその適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引選択回線群に含まれることとなるとき。
- (キ) 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線又は他網契約者回線と、その適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引選択回線群に含まれることとなるとき。

（ク） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ク 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に関するその料金月における基本使用料の合計額並びに第2（通話料）1（適用）(25)のアに定める月間累計額、その割引選択回線群を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF（IS）、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルのものに限ります。）からの通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(25)のアに定める月間累計額に相当するものをいいます。）、第3（パケット通信料）1（適用）(10)のアに定める月間累計額及びその割引選択回線群を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別がプランZシンプルのものに限ります。）からのパケット通信に関する料金の月間累計額（第3（パケット通信料）1（適用）(10)のアに定める月間累計額に相当するものをいいます。）の総合計額（以下この欄において「契約者回線群割引前月間累計額」といいます。）に特定事業者のau通信サービス契約約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄、第2（通話料）1（適用）(25)及び第3（パケット通信料）1（適用）(10)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額（以下この欄において「未達額」といいます。）に、あらかじめ申出のあった指定期間及び指定金額に応じて定まるアの（イ）の表に規定する割引率を乗じて得た額を未達額から減じて得た額を支払っていただきます。

ただし、本割引又は特定事業者のau通信サービス契約約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、この欄、第2（通話料）1（適用）(25)及び第3（パケット通信料）1（適用）(10)において「割引選択回線群構成日」といいます。）を含む料金月については、この限りではありません。

ただし、本割引又は特定事業者のau通信サービス契約約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、

この欄、第2（通話料）1（適用）(25)及び第3（パケット通信料）1（適用）(10)において「割引選択回線群構成日」といいます。）を含む料金月については、この限りではありません。

ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

コ 本割引の適用の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) a u パケット（第2種 a u パケットに限ります。）への種類の変更があったとき。

(カ) その他キの(ア)から(ク)のいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。

シ サの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ス サの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又はa u パケット（第2種 a u パケットに限ります。）への種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

セ スの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)若しくは(10)の3又は第2（通話料）1（適用）(13)、(16)、(22)若しくは(24)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ソ サの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過すること

となる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

タ 当社は、ソの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りではありません。

チ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。

この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ツ 本割引が適用される料金月において、契約者回線又は他網契約者回線に係る a u サービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びクの規定を適用します。

テ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ト 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話又はパケット通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

ナ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ニ 定額料については、日割りは行いません。

ヌ 契約者は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に係る本割引の適用の廃止（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線の数が 1 以上となる場合を除きます。以下このヌにおいて「割引選択回線群の廃止」といいます。）があったときは、その指定期間に応じて、次表に規定する額を支払っていただきます。

1 割引選択回線群ごとに

支払いを要する額	
指定期間	割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して割引選択回線群の廃止があった日を含む料金月までの本割引に係る基本使用料割引額（特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める本割引に係る基本使用料割引額（その割引選択回線群に係るものに限ります。）を含みます。）、第 2（通話料）1（適用）(25)のアに定める本割引に係る通話料割引額（特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める本割引に係る通話料

	<p>割引額（その割引選択回線群に係るものに限ります。）を含みます。）及び第3（パケット通信料）1（適用）(10)のアに定める本割引に係るパケット通信料割引額（特定事業者のau通信サービス契約約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額（その割引選択回線群に係るものに限ります。）を含みます。）の合計額に次の率を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="491 528 1362 745"> <tr> <td>1年</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>71%</td> </tr> </table> <p>ネ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ノ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ハ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>	1年	75%	2年	73%	3年	71%
1年	75%						
2年	73%						
3年	71%						
<p>(11) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、その種類、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）12欄の(3)に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p> <p>ウ 海外ローミング機能（タイプIIに限ります。）の利用に係るオプション機能使用料（国際E Z w e b利用（別表1（オプション機能）12欄に規定する国際E Z w e bブラウザ閲覧利用及び国際E Z w e b電子メール利用をいいます。以下同じとします。）又は国際P Cサイトビューアー利用に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する50課金対象パケットまでの部分の料金額と50課金対象パケットを超える部分の料金額を合算した額の支払を要します。</p> <p>エ 当社が別に定める番号をダイヤルして外国事業者の電気通信サービスを利用した場合については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1の利用につき利用時間1分までごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 2045 1362 2098"> <tr> <td style="text-align: center;">海外利用地域</td> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> </table>	海外利用地域	料 金 額				
海外利用地域	料 金 額						

大韓民国	500円
ニュージーランド	600円

(11)の2 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用（海外ダブル定額）

ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューア利用、国際B R E W. N E T利用、国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用（別表3に規定する外国事業者の電気通信サービスによるものに限ります。以下この(11)の2において「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。以下「特定海外ローミング機能使用料」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。）を行います。

1 契約ごとに日額

2（料金額）に規定する料金額により算定した特定海外ローミング機能使用料の1日あたりの合計額	料 金 額
0円以上1,980円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額
1,981円以上40,000円以下の場合	1,980円
40,001円以上41,000円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額
41,001円以上の場合	2,980円
備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。	

イ 海外ローミング機能2段階定額制は、a uサービス（第3種a uデュアル、第4種a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。）の契約者回線であって、海外定額対象利用が行われた日において、次のいずれかを満たすもの限り、適用します。

（ア）基本使用料の料金種別がプランE、プランF（I S）、プランEシンプル又はプランF（I S）シンプルであるもの。

（イ）第3（パケット通信料）1（適用）の（8）又は（8）の2の適用を受けているもの。

(12) オプション機能使用料の減額適用

高速パケット通信機能とE Z w e b機能を同時に利用している場合は、2（料金額）に規定するオプション機能使用料の合計額から下表の料金額を減額して適用します。

1 契約ごとに月額

区 分	控 除 額

	タイプIに係るもの	300円
--	-----------	------

(13) au. NET機能に係るオプション機能使用料の適用  
 au. NET機能に係るオプション機能使用料については、その契約者回線とau. NET機能に係る電気通信設備との間でパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第6項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。

(14) au. NET機能に係るオプション機能使用料の減額適用（au. NETビジネス割引）  
 ア 当社は、au契約者からの申込みがあった契約者回線に係るオプション機能使用料（au. NET機能に係るものに限り。）について、その料金月において、判定対象回線群（その契約者（当社が別に定める基準に適合する、その契約者以外の者を含みます。以下この欄において「その契約者等」といいます。）名義のauサービス（第2種auパケットを除きます。）の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）であって、その契約者が指定したもの（その料金月の全ての日において、そのauサービスの利用の一時休止が行われているものを除きます。以下この欄において「判定対象契約者回線」といいます。）及び特定事業者の他網契約者回線（判定対象契約者回線に相当するものに限り。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数の合計が30以上である場合に、2-2-1の(2)に規定する料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
au. NET機能	税抜額 300円（税込額 315円）

イ 本割引は、第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル若しくはUIMサービス（タイプIに限り。）の契約者回線又は第3種auパケット若しくは第4種auパケットの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り、選択することができます。

ウ 当社は、アに規定する申込みがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者回線に係る契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その契約者が、その契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(ウ) その契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

エ 本割引の適用の開始は、アに規定する申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。

オ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれ

かに該当することとなった場合には、本割引の適用を廃止します。  
 (ア) a uサービスの利用権の譲渡があったとき。  
 (イ) 契約者の地位の承継があったとき。  
 (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。  
 (エ) a u契約の解除があったとき。  
 (オ) イの規定に反することとなるとき。  
 (カ) その他ウの(ア)から(エ)のいずれかに該当することとなったとき。

カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 オの(ウ)から(カ)に該当することとなったとき。	オの(ウ)から(カ)に該当することとなった日の前日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。

キ 契約者は、判定対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその判定対象回線群を構成する他網契約者回線について本割引に相当する割引の適用の可否を判断するために、その判定対象回線群を構成する契約者回線に係る情報（本割引に相当する割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(15) 削除

削除

(16) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 別表1（オプション機能）24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第78条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループ

に係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）

イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第78条第2項の規定中、「a u通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

(16)の2 保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 別表1（オプション機能）24の2欄に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第78条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にa u契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します

イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。

(16)の3 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 別表1（オプション機能）24の4欄に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID（別表1（オプション機能）24の4欄の備考(5)に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係るログインID利用者（そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。

イ 当社は、通則第6項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。



<p>(17) E Z w e b機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1（オプション機能）5欄に規定するE Z w e b機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同欄に規定するw e bフィルタリング・カスタマイズ機能を利用する場合、2（料金額）に規定するw e bフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額の支払いを要します。</p> <p>イ E Z w e b機能（タイプIIに限ります。）とI S N E T機能の提供を同時に受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）に規定するE Z w e b機能に係るオプション機能使用料（アに規定する加算額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その料金月において、I S N E T機能に係るパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）が行われなかった場合は、この限りではありません。</p>
<p>(18) 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いI</p>	<p>ア 特定料金種別（第2（通話料）1（適用）（9）の2に定めるものをいいます。以下同じとします。）を選択しているa u契約者は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューア利用、国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用に係るものを除きます。）について、その契約者回線に係る、第2（通話料）1（適用）（9）の2に定める国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、特定料金種別の適用を受けているa uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）が海外ローミング通話料金控除可能額に満たない場合は、(19)に規定する取扱いを行います。</p>
<p>(19) 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いII</p>	<p>特定料金種別を選択しているa u契約者は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、そのa uサービス（a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。）の契約者回線の海外ローミング機能の利用（(11)の2の適用を受けるものを除きます。）に係るオプション機能使用料（国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューア利用、国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用に係るものに限ります。）について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングパケット料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p>
<p>(20) 繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いI</p>	<p>ア a u契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューア利用、国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用に係るものを除き、(18)の適用による場合は、適当した後の料金とします。）について、その契約者回線に係る、第2（通話料）1（適用）（10）の3に定める国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。）が海外ローミング</p>

	通話料金繰越控除可能額に満たない場合は、(21)に規定する取扱いを行います。
(21) 繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ	au契約者は、そのauサービス(a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。)の契約者回線の海外ローミング機能の利用((11)の2の適用を受けるものを除きます。)に係るオプション機能使用料(国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューア利用、国際a u . N E T利用又は国際I S N E T利用に係るもの)に限り、(19)の適用による場合は、適当した後の料金とします。)について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金繰越控除可能額から海外ローミング通話料金繰越控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「海外ローミングパケット料金繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。
(22) I S N E T機能に係るオプション機能使用料の適用	I S N E T機能に係るオプション機能使用料については、I S N E T機能に係るパケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。)を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第6項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。
(23) W i M A X利用機能に係るオプション機能使用料の適用	ア W i M A X利用機能に係るオプション機能使用料については、その契約者回線(第4種a uデュアル又はU I Mサービスに係るもの)においてW i M A X利用機能を利用した料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第6項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。 イ a u契約者は、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の購入があった場合は、その購入があった日を含む料金月及びその翌料金月のW i M A X利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

## 2 料金額

### 2-1 基本使用料

#### 2-1-1 2-1-2又は2-1-3以外のもの

##### (1) (2)から(5)以外のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額(税込額)
プランLL	15,000円(15,750円)
プランL	9,500円(9,975円)
プランM	6,600円(6,930円)
プランS	4,700円(4,935円)
プランSS	3,600円(3,780円)
デイトタイムL	9,500円(9,975円)
デイトタイムS	4,000円(4,200円)
プランE	3,086円(3,240円)
プランF(IS)	8,286円(8,700円)
プランW	6,324円(6,640円)
プランLLシンプル	13,400円(14,070円)
プランLシンプル	7,900円(8,295円)
プランMシンプル	5,000円(5,250円)
プランSシンプル	3,100円(3,255円)
プランSSシンプル	1,868円(1,961円)
デイトタイムLシンプル	7,900円(8,295円)
デイトタイムSシンプル	2,400円(2,520円)
プランEシンプル	1,486円(1,560円)
プランF(IS)シンプル	6,686円(7,020円)
プランWシンプル	4,724円(4,960円)

プランZシンプル	1,868円(1,961円)
----------	----------------

(2) 第1種定期au契約に係るもの

アイ以外の場合

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額(税込額)
プランLL	12か月以内のもの	12,750円(13,387円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	12,600円(13,230円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	12,450円(13,072円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	12,300円(12,915円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	11,850円(12,442円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	96か月を超え108か月以内のもの	11,550円(12,127円)
	108か月を超え120か月以内のもの	11,400円(11,970円)
	120か月を超えるもの	11,250円(11,812円)
プランL	12か月以内のもの	8,075円(8,478円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	7,980円(8,379円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	7,885円(8,279円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,790円(8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円(8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円(7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円(7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円(7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円(7,680円)

	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	120か月を超えるもの	7,125円( 7,481円)
プランM	12か月以内のもの	5,610円( 5,890円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,544円( 5,821円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,478円( 5,751円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,412円( 5,682円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,346円( 5,613円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,280円( 5,544円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,214円( 5,474円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,148円( 5,405円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,082円( 5,336円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,016円( 5,266円)
	120か月を超えるもの	4,950円( 5,197円)
プランS	12か月以内のもの	3,995円( 4,194円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,948円( 4,145円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,901円( 4,096円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,854円( 4,046円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,807円( 3,997円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,760円( 3,948円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,713円( 3,898円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,666円( 3,849円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,619円( 3,799円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,572円( 3,750円)
	120か月を超えるもの	3,525円( 3,701円)
プランSS	12か月以内のもの	3,060円( 3,213円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,024円( 3,175円)

	24か月を超え 36か月以内のもの	2,988円( 3,137円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,952円( 3,099円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,916円( 3,061円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,844円( 2,986円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,808円( 2,948円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,772円( 2,910円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	120か月を超えるもの	2,700円( 2,835円)
デイトタイムL	12か月以内のもの	8,075円( 8,478円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	7,980円( 8,379円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	7,885円( 8,279円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円( 7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円( 7,680円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	120か月を超えるもの	7,125円( 7,481円)
デイトタイムS	12か月以内のもの	3,400円( 3,570円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,360円( 3,528円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,320円( 3,486円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,280円( 3,444円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,240円( 3,402円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,200円( 3,360円)

	72か月を超え 84か月以内のもの	3,160円( 3,318円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,120円( 3,276円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,080円( 3,234円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,040円( 3,192円)
	120か月を超えるもの	3,000円( 3,150円)
プランE	12か月以内のもの	2,623円( 2,754円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,592円( 2,721円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,561円( 2,689円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,530円( 2,656円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,499円( 2,623円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,468円( 2,591円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,437円( 2,558円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,407円( 2,527円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,376円( 2,494円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,345円( 2,462円)
	120か月を超えるもの	2,314円( 2,429円)
プランF ( I S )	12か月以内のもの	7,823円( 8,214円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	7,792円( 8,181円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	7,761円( 8,149円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,730円( 8,116円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,699円( 8,083円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,668円( 8,051円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,637円( 8,018円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,607円( 7,987円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,576円( 7,954円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,545円( 7,922円)

	120か月を超えるもの	7,514円(7,889円)	
プランW	12か月以内のもの	5,375円(5,643円)	
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,312円(5,577円)	
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,248円(5,510円)	
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,185円(5,444円)	
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,122円(5,378円)	
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,059円(5,311円)	
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,995円(5,244円)	
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,932円(5,178円)	
	96か月を超え108か月以内のもの	4,869円(5,112円)	
	108か月を超え120か月以内のもの	4,806円(5,046円)	
	120か月を超えるもの	4,743円(4,980円)	
	プランLLシンプル	12か月以内のもの	11,390円(11,959円)
		12か月を超え 24か月以内のもの	11,256円(11,818円)
24か月を超え 36か月以内のもの		11,122円(11,678円)	
36か月を超え 48か月以内のもの		10,988円(11,537円)	
48か月を超え 60か月以内のもの		10,854円(11,396円)	
60か月を超え 72か月以内のもの		10,720円(11,256円)	
72か月を超え 84か月以内のもの		10,586円(11,115円)	
84か月を超え 96か月以内のもの		10,452円(10,974円)	
96か月を超え108か月以内のもの		10,318円(10,833円)	
108か月を超え120か月以内のもの		10,184円(10,693円)	
120か月を超えるもの		10,050円(10,552円)	
プランLシンプル		12か月以内のもの	6,715円(7,050円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,636円(6,967円)	
	24か月を超え 36か月以内のもの	6,557円(6,884円)	



	36か月を超え 48か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円( 6,553円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円( 6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円( 6,221円)
プランMシンプル	12か月以内のもの	4,250円( 4,462円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	4,200円( 4,410円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	4,150円( 4,357円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	4,100円( 4,305円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,050円( 4,252円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,950円( 4,147円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,850円( 4,042円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	120か月を超えるもの	3,750円( 3,937円)
プランSシンプル	12か月以内のもの	2,635円( 2,766円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,604円( 2,734円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,573円( 2,701円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,542円( 2,669円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,480円( 2,604円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,449円( 2,571円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	2,418円( 2,538円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,387円( 2,506円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,356円( 2,473円)
	120か月を超えるもの	2,325円( 2,441円)
プランSSシンプル	12か月以内のもの	1,587円( 1,666円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,569円( 1,647円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,550円( 1,627円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,475円( 1,548円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円( 1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円( 1,471円)
デイトタイムLシンプル	12か月以内のもの	6,715円( 7,050円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,636円( 6,967円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	6,557円( 6,884円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円( 6,553円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円( 6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円( 6,221円)

デイトイムSシンプル	12か月以内のもの	2,040円( 2,142円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,016円( 2,116円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,992円( 2,091円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,968円( 2,066円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,944円( 2,041円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,920円( 2,016円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,896円( 1,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,872円( 1,965円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,848円( 1,940円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,824円( 1,915円)
	120か月を超えるもの	1,800円( 1,890円)
プランEシンプル	12か月以内のもの	1,263円( 1,326円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,248円( 1,310円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,233円( 1,294円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,218円( 1,278円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,203円( 1,263円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,188円( 1,247円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,173円( 1,231円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,159円( 1,216円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,144円( 1,201円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,129円( 1,185円)
	120か月を超えるもの	1,114円( 1,169円)
プランF ( I S ) シンプル	12か月以内のもの	6,463円( 6,786円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,448円( 6,770円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	6,433円( 6,754円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,418円( 6,738円)

	48か月を超え 60か月以内のもの	6,403円( 6,723円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,388円( 6,707円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,373円( 6,691円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,359円( 6,676円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,344円( 6,661円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,329円( 6,645円)
	120か月を超えるもの	6,314円( 6,629円)
プランWシンプル	12か月以内のもの	4,015円( 4,215円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,968円( 4,166円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,920円( 4,116円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,873円( 4,066円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,826円( 4,017円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,779円( 3,967円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,731円( 3,917円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,684円( 3,868円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,637円( 3,818円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,590円( 3,769円)
	120か月を超えるもの	3,543円( 3,720円)
プランZシンプル	12か月以内のもの	1,587円( 1,666円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,569円( 1,647円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,550円( 1,627円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,475円( 1,548円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円( 1,529円)

	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円(1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円(1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円(1,471円)

イ 1 (適用) (7)の適用を受けることとなるもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額(税込額)
プランLL	12か月以内のもの	12,750円(13,387円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	12,600円(13,230円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	12,300円(12,915円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	11,400円(11,970円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	11,100円(11,655円)
	96か月を超え108か月以内のもの	10,800円(11,340円)
	108か月を超え120か月以内のもの	10,500円(11,025円)
	120か月を超えるもの	10,200円(10,710円)
	プランL	12か月以内のもの
12か月を超え 24か月以内のもの		7,980円(8,379円)
24か月を超え 36か月以内のもの		7,790円(8,179円)
36か月を超え 48か月以内のもの		7,695円(8,079円)
48か月を超え 60か月以内のもの		7,600円(7,980円)
60か月を超え 72か月以内のもの		7,410円(7,780円)
72か月を超え 84か月以内のもの		7,220円(7,581円)
84か月を超え 96か月以内のもの		7,030円(7,381円)

	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
プランM	12か月以内のもの	5,610円( 5,890円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,544円( 5,821円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,412円( 5,682円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,346円( 5,613円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,280円( 5,544円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,148円( 5,405円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,016円( 5,266円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,884円( 5,128円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,752円( 4,989円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,620円( 4,851円)
	120か月を超えるもの	4,488円( 4,712円)
	プランS	12か月以内のもの
12か月を超え 24か月以内のもの		3,948円( 4,145円)
24か月を超え 36か月以内のもの		3,854円( 4,046円)
36か月を超え 48か月以内のもの		3,807円( 3,997円)
48か月を超え 60か月以内のもの		3,760円( 3,948円)
60か月を超え 72か月以内のもの		3,666円( 3,849円)
72か月を超え 84か月以内のもの		3,572円( 3,750円)
84か月を超え 96か月以内のもの		3,478円( 3,651円)
96か月を超え108か月以内のもの		3,384円( 3,553円)
108か月を超え120か月以内のもの		3,290円( 3,454円)
120か月を超えるもの		3,196円( 3,355円)
プランSS		12か月以内のもの

	12か月を超え 24か月以内のもの	3,024円( 3,175円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,952円( 3,099円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,916円( 3,061円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,808円( 2,948円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,664円( 2,797円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,592円( 2,721円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,520円( 2,646円)
	120か月を超えるもの	2,448円( 2,570円)
デイトタイムL	12か月以内のもの	8,075円( 8,478円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	7,980円( 8,379円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,030円( 7,381円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
デイトタイムS	12か月以内のもの	3,400円( 3,570円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,360円( 3,528円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,280円( 3,444円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,240円( 3,402円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,200円( 3,360円)

	60か月を超え 72か月以内のもの	3,120円( 3,276円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,040円( 3,192円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,960円( 3,108円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,800円( 2,940円)
	120か月を超えるもの	2,720円( 2,856円)
プランE	12か月以内のもの	2,623円( 2,754円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,592円( 2,721円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,530円( 2,656円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,499円( 2,623円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,468円( 2,591円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,407円( 2,527円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,345円( 2,462円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,283円( 2,397円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,221円( 2,332円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,160円( 2,268円)
	120か月を超えるもの	2,098円( 2,202円)
プランF ( I S )	12か月以内のもの	7,159円( 7,516円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	7,113円( 7,468円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	7,067円( 7,420円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,020円( 7,371円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,974円( 7,322円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,928円( 7,274円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,881円( 7,225円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,835円( 7,176円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,804円( 7,144円)



	108か月を超え120か月以内のもの	6,773円( 7,111円)
	120か月を超えるもの	6,743円( 7,080円)
プランW	12か月以内のもの	5,375円( 5,643円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	5,312円( 5,577円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	5,185円( 5,444円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,122円( 5,378円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,059円( 5,311円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,932円( 5,178円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,806円( 5,046円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,679円( 4,912円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,553円( 4,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,426円( 4,647円)
	120か月を超えるもの	4,300円( 4,515円)
プランLLシンプル	12か月以内のもの	11,390円(11,959円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	11,256円(11,818円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	10,988円(11,537円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	10,854円(11,396円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	10,720円(11,256円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	10,452円(10,974円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	10,184円(10,693円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	9,916円(10,411円)
	96か月を超え108か月以内のもの	9,648円(10,130円)
	108か月を超え120か月以内のもの	9,380円( 9,849円)
	120か月を超えるもの	9,112円( 9,567円)
プランLシンプル	12か月以内のもの	6,715円( 7,050円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,636円( 6,967円)

	24か月を超え 36か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)
	120か月を超えるもの	5,372円( 5,640円)
プランMシンプル	12か月以内のもの	4,250円( 4,462円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	4,200円( 4,410円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	4,100円( 4,305円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	4,050円( 4,252円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,700円( 3,885円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,600円( 3,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,500円( 3,675円)
	120か月を超えるもの	3,400円( 3,570円)
プランSシンプル	12か月以内のもの	2,635円( 2,766円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,604円( 2,734円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	2,542円( 2,669円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,480円( 2,604円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,418円( 2,538円)

	72か月を超え 84か月以内のもの	2,356円( 2,473円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,294円( 2,408円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,232円( 2,343円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,170円( 2,278円)
	120か月を超えるもの	2,108円( 2,213円)
プランSSシンプル	12か月以内のもの	1,587円( 1,666円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,569円( 1,647円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円( 1,451円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,344円( 1,411円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,307円( 1,372円)
	120か月を超えるもの	1,270円( 1,333円)
デイトタイムLシンプル	12か月以内のもの	6,715円( 7,050円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,636円( 6,967円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)

	120か月を超えるもの	5,372円(5,640円)	
デイトタイムSシンプル	12か月以内のもの	2,040円(2,142円)	
	12か月を超え 24か月以内のもの	2,016円(2,116円)	
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,968円(2,066円)	
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,944円(2,041円)	
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,920円(2,016円)	
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,872円(1,965円)	
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,824円(1,915円)	
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,776円(1,864円)	
	96か月を超え108か月以内のもの	1,728円(1,814円)	
	108か月を超え120か月以内のもの	1,680円(1,764円)	
	120か月を超えるもの	1,632円(1,713円)	
	プランEシンプル	12か月以内のもの	1,263円(1,326円)
		12か月を超え 24か月以内のもの	1,248円(1,310円)
24か月を超え 36か月以内のもの		1,218円(1,278円)	
36か月を超え 48か月以内のもの		1,203円(1,263円)	
48か月を超え 60か月以内のもの		1,188円(1,247円)	
60か月を超え 72か月以内のもの		1,159円(1,216円)	
72か月を超え 84か月以内のもの		1,129円(1,185円)	
84か月を超え 96か月以内のもの		1,099円(1,153円)	
96か月を超え108か月以内のもの		1,069円(1,122円)	
108か月を超え120か月以内のもの		1,040円(1,092円)	
120か月を超えるもの		1,010円(1,060円)	
プランF (IS) シンプル		12か月以内のもの	6,143円(6,450円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	6,121円(6,427円)	
	24か月を超え 36か月以内のもの	6,099円(6,403円)	

	36か月を超え 48か月以内のもの	6,076円( 6,379円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,054円( 6,356円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,032円( 6,333円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,009円( 6,309円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,987円( 6,286円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,972円( 6,270円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,957円( 6,254円)
	120か月を超えるもの	5,943円( 6,240円)
プランWシンプル	12か月以内のもの	4,015円( 4,215円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	3,968円( 4,166円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	3,873円( 4,066円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,826円( 4,017円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,779円( 3,967円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,684円( 3,868円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,590円( 3,769円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,495円( 3,669円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,401円( 3,571円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,306円( 3,471円)
	120か月を超えるもの	3,212円( 3,372円)
プランZシンプル	12か月以内のもの	1,587円( 1,666円)
	12か月を超え 24か月以内のもの	1,569円( 1,647円)
	24か月を超え 36か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円( 1,489円)

84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円( 1,451円)
96か月を超え108か月以内のもの	1,344円( 1,411円)
108か月を超え120か月以内のもの	1,307円( 1,372円)
120か月を超えるもの	1,270円( 1,333円)

(3) 第2種定期 a u 契約に係るもの

ア イ以外の場合

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額 (税込額)
プランLL	36か月以内のもの	12,450円(13,072円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	12,300円(12,915円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	11,850円(12,442円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	96か月を超え108か月以内のもの	11,550円(12,127円)
	108か月を超え120か月以内のもの	11,400円(11,970円)
	120か月を超えるもの	11,250円(11,812円)
プランL	36か月以内のもの	7,885円( 8,279円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円( 7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円( 7,680円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円( 7,581円)

	120か月を超えるもの	7,125円(7,481円)
プランM	36か月以内のもの	5,478円(5,751円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,412円(5,682円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,346円(5,613円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,280円(5,544円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,214円(5,474円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,148円(5,405円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,082円(5,336円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,016円(5,266円)
	120か月を超えるもの	4,950円(5,197円)
	プランS	36か月以内のもの
36か月を超え 48か月以内のもの		3,854円(4,046円)
48か月を超え 60か月以内のもの		3,807円(3,997円)
60か月を超え 72か月以内のもの		3,760円(3,948円)
72か月を超え 84か月以内のもの		3,713円(3,898円)
84か月を超え 96か月以内のもの		3,666円(3,849円)
96か月を超え108か月以内のもの		3,619円(3,799円)
108か月を超え120か月以内のもの		3,572円(3,750円)
120か月を超えるもの		3,525円(3,701円)
プランSS		36か月以内のもの
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,952円(3,099円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,916円(3,061円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,880円(3,024円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,844円(2,986円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,808円(2,948円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,772円(2,910円)

	108か月を超え120か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	120か月を超えるもの	2,700円( 2,835円)
デイトタイムL	36か月以内のもの	7,885円( 8,279円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円( 7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円( 7,680円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	120か月を超えるもの	7,125円( 7,481円)
	デイトタイムS	36か月以内のもの
36か月を超え 48か月以内のもの		3,280円( 3,444円)
48か月を超え 60か月以内のもの		3,240円( 3,402円)
60か月を超え 72か月以内のもの		3,200円( 3,360円)
72か月を超え 84か月以内のもの		3,160円( 3,318円)
84か月を超え 96か月以内のもの		3,120円( 3,276円)
96か月を超え108か月以内のもの		3,080円( 3,234円)
108か月を超え120か月以内のもの		3,040円( 3,192円)
120か月を超えるもの		3,000円( 3,150円)
プランE	36か月以内のもの	2,561円( 2,689円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,530円( 2,656円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,499円( 2,623円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,468円( 2,591円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,437円( 2,558円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,407円( 2,527円)



	96か月を超え108か月以内のもの	2,376円(2,494円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,345円(2,462円)
	120か月を超えるもの	2,314円(2,429円)
プランF ( I S )	36か月以内のもの	7,761円(8,149円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,730円(8,116円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,699円(8,083円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,668円(8,051円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,637円(8,018円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,607円(7,987円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,576円(7,954円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,545円(7,922円)
	120か月を超えるもの	7,514円(7,889円)
プランW	36か月以内のもの	5,248円(5,510円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,185円(5,444円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,122円(5,378円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,059円(5,311円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,995円(5,244円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,932円(5,178円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,869円(5,112円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,806円(5,046円)
	120か月を超えるもの	4,743円(4,980円)
プランL L シンプル	36か月以内のもの	11,122円(11,678円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	10,988円(11,537円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	10,854円(11,396円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	10,720円(11,256円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	10,586円(11,115円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	10,452円(10,974円)
	96か月を超え108か月以内のもの	10,318円(10,833円)
	108か月を超え120か月以内のもの	10,184円(10,693円)
	120か月を超えるもの	10,050円(10,552円)
プランLシンプル	36か月以内のもの	6,557円( 6,884円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円( 6,553円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円( 6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円( 6,221円)
プランMシンプル	36か月以内のもの	4,150円( 4,357円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	4,100円( 4,305円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,050円( 4,252円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,950円( 4,147円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,850円( 4,042円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	120か月を超えるもの	3,750円( 3,937円)
プランSシンプル	36か月以内のもの	2,573円( 2,701円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,542円( 2,669円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,480円( 2,604円)

	72か月を超え 84か月以内のもの	2,449円( 2,571円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,418円( 2,538円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,387円( 2,506円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,356円( 2,473円)
	120か月を超えるもの	2,325円( 2,441円)
プランSSシンプル	36か月以内のもの	1,550円( 1,627円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,475円( 1,548円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円( 1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円( 1,471円)
デイトタイムLシンプル	36か月以内のもの	6,557円( 6,884円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円( 6,553円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円( 6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円( 6,221円)
デイトタイムSシンプル	36か月以内のもの	1,992円( 2,091円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,968円( 2,066円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,944円( 2,041円)

	60か月を超え 72か月以内のもの	1,920円( 2,016円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,896円( 1,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,872円( 1,965円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,848円( 1,940円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,824円( 1,915円)
	120か月を超えるもの	1,800円( 1,890円)
プランEシンプル	36か月以内のもの	1,233円( 1,294円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,218円( 1,278円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,203円( 1,263円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,188円( 1,247円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,173円( 1,231円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,159円( 1,216円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,144円( 1,201円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,129円( 1,185円)
	120か月を超えるもの	1,114円( 1,169円)
プランF ( I S ) シンプル	36か月以内のもの	6,433円( 6,754円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,418円( 6,738円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,403円( 6,723円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,388円( 6,707円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,373円( 6,691円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,359円( 6,676円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,344円( 6,661円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,329円( 6,645円)
	120か月を超えるもの	6,314円( 6,629円)
プランWシンプル	36か月以内のもの	3,920円( 4,116円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,873円( 4,066円)

	48か月を超え 60か月以内のもの	3,826円( 4,017円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,779円( 3,967円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,731円( 3,917円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,684円( 3,868円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,637円( 3,818円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,590円( 3,769円)
	120か月を超えるもの	3,543円( 3,720円)
プランZシンプル	36か月以内のもの	1,550円( 1,627円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,475円( 1,548円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円( 1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円( 1,471円)

イ 1 (適用) (7)の適用を受けることとなるもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額 (税込額)
プランLL	36か月以内のもの	12,300円(12,915円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	11,400円(11,970円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	11,100円(11,655円)

	96か月を超え108か月以内のもの	10,800円(11,340円)
	108か月を超え120か月以内のもの	10,500円(11,025円)
	120か月を超えるもの	10,200円(10,710円)
プランL	36か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,030円( 7,381円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
プランM	36か月以内のもの	5,412円( 5,682円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,346円( 5,613円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,280円( 5,544円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,148円( 5,405円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,016円( 5,266円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,884円( 5,128円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,752円( 4,989円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,620円( 4,851円)
	120か月を超えるもの	4,488円( 4,712円)
プランS	36か月以内のもの	3,854円( 4,046円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,807円( 3,997円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,760円( 3,948円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,666円( 3,849円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,572円( 3,750円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	3,478円( 3,651円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,384円( 3,553円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,290円( 3,454円)
	120か月を超えるもの	3,196円( 3,355円)
プランSS	36か月以内のもの	2,952円( 3,099円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,916円( 3,061円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,808円( 2,948円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,664円( 2,797円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,592円( 2,721円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,520円( 2,646円)
	120か月を超えるもの	2,448円( 2,570円)
デイトタイムL	36か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,030円( 7,381円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
デイトタイムS	36か月以内のもの	3,280円( 3,444円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,240円( 3,402円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,200円( 3,360円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,120円( 3,276円)

	72か月を超え 84か月以内のもの	3,040円( 3,192円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,960円( 3,108円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,800円( 2,940円)
	120か月を超えるもの	2,720円( 2,856円)
プランE	36か月以内のもの	2,530円( 2,656円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,499円( 2,623円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,468円( 2,591円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,407円( 2,527円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,345円( 2,462円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,283円( 2,397円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,221円( 2,332円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,160円( 2,268円)
	120か月を超えるもの	2,098円( 2,202円)
プランF ( I S )	36か月以内のもの	7,067円( 7,420円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	7,020円( 7,371円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,974円( 7,322円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,928円( 7,274円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,881円( 7,225円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,835円( 7,176円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,804円( 7,144円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,773円( 7,111円)
	120か月を超えるもの	6,743円( 7,080円)
プランW	36か月以内のもの	5,185円( 5,444円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	5,122円( 5,378円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,059円( 5,311円)



	60か月を超え 72か月以内のもの	4,932円( 5,178円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,806円( 5,046円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,679円( 4,912円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,553円( 4,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,426円( 4,647円)
	120か月を超えるもの	4,300円( 4,515円)
プランLLシンプル	36か月以内のもの	10,988円(11,537円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	10,854円(11,396円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	10,720円(11,256円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	10,452円(10,974円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	10,184円(10,693円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	9,916円(10,411円)
	96か月を超え108か月以内のもの	9,648円(10,130円)
	108か月を超え120か月以内のもの	9,380円( 9,849円)
	120か月を超えるもの	9,112円( 9,567円)
プランLシンプル	36か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)
	120か月を超えるもの	5,372円( 5,640円)
プランMシンプル	36か月以内のもの	4,100円( 4,305円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	4,050円( 4,252円)

	48か月を超え 60か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,700円( 3,885円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,600円( 3,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,500円( 3,675円)
	120か月を超えるもの	3,400円( 3,570円)
プランSシンプル	36か月以内のもの	2,542円( 2,669円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,480円( 2,604円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,418円( 2,538円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,356円( 2,473円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,294円( 2,408円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,232円( 2,343円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,170円( 2,278円)
	120か月を超えるもの	2,108円( 2,213円)
プランSSシンプル	36か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円( 1,451円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,344円( 1,411円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,307円( 1,372円)
	120か月を超えるもの	1,270円( 1,333円)
デイトタイムLシンプル	36か月以内のもの	6,478円( 6,801円)

	36か月を超え 48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)
	120か月を超えるもの	5,372円( 5,640円)
デイトタイムSシンプル	36か月以内のもの	1,968円( 2,066円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,944円( 2,041円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,920円( 2,016円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,872円( 1,965円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,824円( 1,915円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,776円( 1,864円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,728円( 1,814円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,680円( 1,764円)
	120か月を超えるもの	1,632円( 1,713円)
プランEシンプル	36か月以内のもの	1,218円( 1,278円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,203円( 1,263円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,188円( 1,247円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,159円( 1,216円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,129円( 1,185円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,099円( 1,153円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,069円( 1,122円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,040円( 1,092円)
	120か月を超えるもの	1,010円( 1,060円)

プランF ( I S ) シンプル	36か月以内のもの	6,099円( 6,403円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	6,076円( 6,379円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,054円( 6,356円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,032円( 6,333円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,009円( 6,309円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,987円( 6,286円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,972円( 6,270円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,957円( 6,254円)
	120か月を超えるもの	5,943円( 6,240円)
プランWシンプル	36か月以内のもの	3,873円( 4,066円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	3,826円( 4,017円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,779円( 3,967円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,684円( 3,868円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,590円( 3,769円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,495円( 3,669円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,401円( 3,571円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,306円( 3,471円)
	120か月を超えるもの	3,212円( 3,372円)
プランZシンプル	36か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	36か月を超え 48か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円( 1,451円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,344円( 1,411円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,307円( 1,372円)

	120か月を超えるもの	1,270円(1,333円)
--	-------------	----------------

(4) 第3種定期 a u 契約に係るもの

ア イ以外の場合

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額 (税込額)
プランLL	48か月以内のもの	12,300円(12,915円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	11,850円(12,442円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	96か月を超え108か月以内のもの	11,550円(12,127円)
	108か月を超え120か月以内のもの	11,400円(11,970円)
	120か月を超えるもの	11,250円(11,812円)
プランL	48か月以内のもの	7,790円(8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円(8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円(7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円(7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円(7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円(7,680円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円(7,581円)
	120か月を超えるもの	7,125円(7,481円)
プランM	48か月以内のもの	5,412円(5,682円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,346円(5,613円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,280円(5,544円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,214円(5,474円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	5,148円( 5,405円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,082円( 5,336円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,016円( 5,266円)
	120か月を超えるもの	4,950円( 5,197円)
プランS	48か月以内のもの	3,854円( 4,046円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,807円( 3,997円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,760円( 3,948円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,713円( 3,898円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,666円( 3,849円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,619円( 3,799円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,572円( 3,750円)
	120か月を超えるもの	3,525円( 3,701円)
プランSS	48か月以内のもの	2,952円( 3,099円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,916円( 3,061円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,844円( 2,986円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,808円( 2,948円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,772円( 2,910円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	120か月を超えるもの	2,700円( 2,835円)
デイトタイムL	48か月以内のもの	7,790円( 8,179円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,505円( 7,880円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,315円( 7,680円)

	108か月を超え120か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	120か月を超えるもの	7,125円( 7,481円)
デイトムS	48か月以内のもの	3,280円( 3,444円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,240円( 3,402円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,200円( 3,360円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,160円( 3,318円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,120円( 3,276円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,080円( 3,234円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,040円( 3,192円)
	120か月を超えるもの	3,000円( 3,150円)
プランE	48か月以内のもの	2,530円( 2,656円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,499円( 2,623円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,468円( 2,591円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,437円( 2,558円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,407円( 2,527円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,376円( 2,494円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,345円( 2,462円)
	120か月を超えるもの	2,314円( 2,429円)
プランF ( I S )	48か月以内のもの	7,730円( 8,116円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,699円( 8,083円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,668円( 8,051円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,637円( 8,018円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,607円( 7,987円)
	96か月を超え108か月以内のもの	7,576円( 7,954円)
	108か月を超え120か月以内のもの	7,545円( 7,922円)
	120か月を超えるもの	7,514円( 7,889円)

プランW	48か月以内のもの	5,185円(5,444円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,122円(5,378円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,059円(5,311円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,995円(5,244円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,932円(5,178円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,869円(5,112円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,806円(5,046円)
	120か月を超えるもの	4,743円(4,980円)
プランLLシンプル	48か月以内のもの	10,988円(11,537円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	10,854円(11,396円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	10,720円(11,256円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	10,586円(11,115円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	10,452円(10,974円)
	96か月を超え108か月以内のもの	10,318円(10,833円)
	108か月を超え120か月以内のもの	10,184円(10,693円)
	120か月を超えるもの	10,050円(10,552円)
プランLシンプル	48か月以内のもの	6,478円(6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円(6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円(6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円(6,553円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円(6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円(6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円(6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円(6,221円)
プランMシンプル	48か月以内のもの	4,100円(4,305円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,050円(4,252円)



	60か月を超え 72か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,950円( 4,147円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,850円( 4,042円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	120か月を超えるもの	3,750円( 3,937円)
プランSシンプル	48か月以内のもの	2,542円( 2,669円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,480円( 2,604円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,449円( 2,571円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,418円( 2,538円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,387円( 2,506円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,356円( 2,473円)
	120か月を超えるもの	2,325円( 2,441円)
プランSSシンプル	48か月以内のもの	1,531円( 1,607円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,475円( 1,548円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円( 1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円( 1,471円)
デイトタイムLシンプル	48か月以内のもの	6,478円( 6,801円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,241円( 6,553円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,083円( 6,387円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	120か月を超えるもの	5,925円( 6,221円)
デイトタイムSシンプル	48か月以内のもの	1,968円( 2,066円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,944円( 2,041円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,920円( 2,016円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,896円( 1,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,872円( 1,965円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,848円( 1,940円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,824円( 1,915円)
	120か月を超えるもの	1,800円( 1,890円)
プランEシンプル	48か月以内のもの	1,218円( 1,278円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,203円( 1,263円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,188円( 1,247円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,173円( 1,231円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,159円( 1,216円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,144円( 1,201円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,129円( 1,185円)
	120か月を超えるもの	1,114円( 1,169円)
プランF ( I S ) シンプル	48か月以内のもの	6,418円( 6,738円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,403円( 6,723円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,388円( 6,707円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,373円( 6,691円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,359円( 6,676円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,344円( 6,661円)

	108か月を超え120か月以内のもの	6,329円(6,645円)
	120か月を超えるもの	6,314円(6,629円)
プランWシンプル	48か月以内のもの	3,873円(4,066円)
	48か月を超え60か月以内のもの	3,826円(4,017円)
	60か月を超え72か月以内のもの	3,779円(3,967円)
	72か月を超え84か月以内のもの	3,731円(3,917円)
	84か月を超え96か月以内のもの	3,684円(3,868円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,637円(3,818円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,590円(3,769円)
	120か月を超えるもの	3,543円(3,720円)
プランZシンプル	48か月以内のもの	1,531円(1,607円)
	48か月を超え60か月以内のもの	1,513円(1,588円)
	60か月を超え72か月以内のもの	1,494円(1,568円)
	72か月を超え84か月以内のもの	1,475円(1,548円)
	84か月を超え96か月以内のもの	1,457円(1,529円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,438円(1,509円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,419円(1,489円)
	120か月を超えるもの	1,401円(1,471円)

イ 1 (適用) (7)の適用を受けることとなるもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
料金種別	利用月数	税抜額(税込額)
プランLL	48か月以内のもの	12,150円(12,757円)
	48か月を超え60か月以内のもの	12,000円(12,600円)
	60か月を超え72か月以内のもの	11,700円(12,285円)
	72か月を超え84か月以内のもの	11,400円(11,970円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	11,100円(11,655円)
	96か月を超え108か月以内のもの	10,800円(11,340円)
	108か月を超え120か月以内のもの	10,500円(11,025円)
	120か月を超えるもの	10,200円(10,710円)
プランL	48か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,030円( 7,381円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
プランM	48か月以内のもの	5,346円( 5,613円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,280円( 5,544円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	5,148円( 5,405円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	5,016円( 5,266円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,884円( 5,128円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,752円( 4,989円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,620円( 4,851円)
	120か月を超えるもの	4,488円( 4,712円)
プランS	48か月以内のもの	3,807円( 3,997円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,760円( 3,948円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,666円( 3,849円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,572円( 3,750円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,478円( 3,651円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,384円( 3,553円)

	108か月を超え120か月以内のもの	3,290円( 3,454円)
	120か月を超えるもの	3,196円( 3,355円)
プランSS	48か月以内のもの	2,916円( 3,061円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,808円( 2,948円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,736円( 2,872円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,664円( 2,797円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,592円( 2,721円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,520円( 2,646円)
	120か月を超えるもの	2,448円( 2,570円)
デイトムL	48か月以内のもの	7,695円( 8,079円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	7,600円( 7,980円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	7,410円( 7,780円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	7,220円( 7,581円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	7,030円( 7,381円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,840円( 7,182円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,650円( 6,982円)
	120か月を超えるもの	6,460円( 6,783円)
デイトムS	48か月以内のもの	3,240円( 3,402円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	3,200円( 3,360円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,120円( 3,276円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,040円( 3,192円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,960円( 3,108円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,880円( 3,024円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,800円( 2,940円)
	120か月を超えるもの	2,720円( 2,856円)

プランE	48か月以内のもの	2,499円(2,623円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,468円(2,591円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,407円(2,527円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,345円(2,462円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	2,283円(2,397円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,221円(2,332円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,160円(2,268円)
	120か月を超えるもの	2,098円(2,202円)
プランF (IS)	48か月以内のもの	7,020円(7,371円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,974円(7,322円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,928円(7,274円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,881円(7,225円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	6,835円(7,176円)
	96か月を超え108か月以内のもの	6,804円(7,144円)
	108か月を超え120か月以内のもの	6,773円(7,111円)
	120か月を超えるもの	6,743円(7,080円)
プランW	48か月以内のもの	5,122円(5,378円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	5,059円(5,311円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	4,932円(5,178円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	4,806円(5,046円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	4,679円(4,912円)
	96か月を超え108か月以内のもの	4,553円(4,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	4,426円(4,647円)
	120か月を超えるもの	4,300円(4,515円)
プランLLシンプル	48か月以内のもの	10,854円(11,396円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	10,720円(11,256円)

	60か月を超え 72か月以内のもの	10,452円(10,974円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	10,184円(10,693円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	9,916円(10,411円)
	96か月を超え108か月以内のもの	9,648円(10,130円)
	108か月を超え120か月以内のもの	9,380円( 9,849円)
	120か月を超えるもの	9,112円( 9,567円)
プランLシンプル	48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)
	120か月を超えるもの	5,372円( 5,640円)
プランMシンプル	48か月以内のもの	4,050円( 4,252円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	4,000円( 4,200円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	3,900円( 4,095円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	3,800円( 3,990円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	3,700円( 3,885円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,600円( 3,780円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,500円( 3,675円)
	120か月を超えるもの	3,400円( 3,570円)
プランSシンプル	48か月以内のもの	2,511円( 2,636円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	2,480円( 2,604円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	2,418円( 2,538円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	2,356円( 2,473円)

	84か月を超え 96か月以内のもの	2,294円( 2,408円)
	96か月を超え108か月以内のもの	2,232円( 2,343円)
	108か月を超え120か月以内のもの	2,170円( 2,278円)
	120か月を超えるもの	2,108円( 2,213円)
プランSSシンプル	48か月以内のもの	1,513円( 1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円( 1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円( 1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円( 1,489円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円( 1,451円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,344円( 1,411円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,307円( 1,372円)
	120か月を超えるもの	1,270円( 1,333円)
デイトタイムLシンプル	48か月以内のもの	6,399円( 6,718円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	6,320円( 6,636円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	6,162円( 6,470円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	6,004円( 6,304円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	5,846円( 6,138円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,688円( 5,972円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,530円( 5,806円)
	120か月を超えるもの	5,372円( 5,640円)
デイトタイムSシンプル	48か月以内のもの	1,944円( 2,041円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,920円( 2,016円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,872円( 1,965円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,824円( 1,915円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,776円( 1,864円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,728円( 1,814円)



	108か月を超え120か月以内のもの	1,680円(1,764円)
	120か月を超えるもの	1,632円(1,713円)
プランEシンプル	48か月以内のもの	1,203円(1,263円)
	48か月を超え60か月以内のもの	1,188円(1,247円)
	60か月を超え72か月以内のもの	1,159円(1,216円)
	72か月を超え84か月以内のもの	1,129円(1,185円)
	84か月を超え96か月以内のもの	1,099円(1,153円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,069円(1,122円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,040円(1,092円)
	120か月を超えるもの	1,010円(1,060円)
プランF(IS)シンプル	48か月以内のもの	6,076円(6,379円)
	48か月を超え60か月以内のもの	6,054円(6,356円)
	60か月を超え72か月以内のもの	6,032円(6,333円)
	72か月を超え84か月以内のもの	6,009円(6,309円)
	84か月を超え96か月以内のもの	5,987円(6,286円)
	96か月を超え108か月以内のもの	5,972円(6,270円)
	108か月を超え120か月以内のもの	5,957円(6,254円)
	120か月を超えるもの	5,943円(6,240円)
プランWシンプル	48か月以内のもの	3,826円(4,017円)
	48か月を超え60か月以内のもの	3,779円(3,967円)
	60か月を超え72か月以内のもの	3,684円(3,868円)
	72か月を超え84か月以内のもの	3,590円(3,769円)
	84か月を超え96か月以内のもの	3,495円(3,669円)
	96か月を超え108か月以内のもの	3,401円(3,571円)
	108か月を超え120か月以内のもの	3,306円(3,471円)
	120か月を超えるもの	3,212円(3,372円)

プランZシンプル	48か月以内のもの	1,513円(1,588円)
	48か月を超え 60か月以内のもの	1,494円(1,568円)
	60か月を超え 72か月以内のもの	1,457円(1,529円)
	72か月を超え 84か月以内のもの	1,419円(1,489円)
	84か月を超え 96か月以内のもの	1,382円(1,451円)
	96か月を超え108か月以内のもの	1,344円(1,411円)
	108か月を超え120か月以内のもの	1,307円(1,372円)
	120か月を超えるもの	1,270円(1,333円)

(5) 第4種定期au契約に係るもの

1電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額
料金種別	税抜額(税込額)
プランLL	7,500円(7,875円)
プランL	4,750円(4,987円)
プランM	3,300円(3,465円)
プランS	2,350円(2,467円)
プランSS	1,800円(1,890円)
デイトタイムL	4,750円(4,987円)
デイトタイムS	1,800円(1,890円)
プランE	1,543円(1,620円)
プランF(IS)	6,743円(7,080円)
プランW	3,162円(3,320円)
プランLLシンプル	6,700円(7,035円)
プランLシンプル	3,950円(4,147円)
プランMシンプル	2,500円(2,625円)
プランSシンプル	1,550円(1,627円)

プランSSシンプル	934円( 980円)
デイトムLシンプル	3,950円( 4,147円)
デイトムSシンプル	1,200円( 1,260円)
プランEシンプル	743円( 780円)
プランF( IS )シンプル	5,943円( 6,240円)
プランWシンプル	2,362円( 2,480円)
プランZシンプル	934円( 980円)

2-1-2 auパッケージに係るもの

(1) 一般au契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額(税込額)
第1種auパッケージ	9.6kbit/s	500円( 525円)
	14.4kbit/s	900円( 945円)
第2種auパッケージ		900円( 945円)
第3種auパッケージ	WINシングルLL	11,800円(12,390円)
	WINシングルL	8,000円( 8,400円)
	WINシングルM	5,500円( 5,775円)
	WINシングルS	2,500円( 2,625円)
	WINシングルSS	1,500円( 1,575円)
	WINシングル定額フルサポート	3,000円( 3,150円)
	WINシングル定額シンプル	2,100円( 2,205円)
	WINモジュール定額	2,100円( 2,205円)
第4種auパッケージ	WINシングルLL WiMAXフルサポート	12,200円(12,810円)
	WINシングルL WiMAXフルサポート	8,400円( 8,820円)
	WINシングルM WiMAXフルサポート	5,900円( 6,195円)
	WINシングルLL WiMAXシンプル	11,300円(11,865円)
	WINシングルL WiMAXシンプル	7,500円( 7,875円)
	WINシングルM WiMAXシンプル	5,000円( 5,250円)
	WINシングル定額 WiMAXフルサポート	2,834円( 2,975円)

	W I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	1,934円(2,030円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	5,691円(5,975円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	4,791円(5,030円)
第5種a uパッケージ	PHOTO-Uプラン	1,372円(1,440円)
	W N Dプラン	1,000円(1,050円)
	b i b l i o L e a fプラン	1,500円(1,575円)

(2) 第1種定期a u契約に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額(税込額)
第2種a uパッケージ	440円(462円)

(3) 第4種定期a u契約に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	税抜額(税込額)	
第3種a uパッケージ	W I NシングルL L	7,800円(8,190円)
	W I NシングルL	5,600円(5,880円)
	W I NシングルM	3,900円(4,095円)
	W I NシングルS	1,900円(1,995円)
	W I NシングルS S	1,000円(1,050円)
	W I Nシングル定額フルサポート	2,500円(2,625円)
	W I Nシングル定額シンプル	1,600円(1,680円)
第4種a uパッケージ	W I NシングルL L W i M A Xフルサポート	8,200円(8,610円)
	W I NシングルL	6,000円(6,300円)

	W i M A Xフルサポート	
	W I NシングルM W i M A Xフルサポート	4,300円( 4,515円)
	W I NシングルL L W i M A Xシンプル	7,300円( 7,665円)
	W I NシングルL W i M A Xシンプル	5,100円( 5,355円)
	W I NシングルM W i M A Xシンプル	3,400円( 3,570円)
	W I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	1,834円( 1,925円)
	W I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	934円( 980円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	4,691円( 4,925円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	3,791円( 3,980円)
第5種a uパケット	P H O T O - Uプラン	372円( 390円)
	W N Dプラン	500円( 525円)
	b i b l i o L e a fプラン	500円( 525円)

2-1-3 定期前払 a u サービスに係るもの  
1 電話番号あたり定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間ごとに

区 分	料 金 額
	税抜額(税込額)
基本使用料	20,000円(21,000円)

2-2 オプション機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

各単位ごとに月額

区 分		単 位	料金額
			税抜額 (税込額)
E Z w e b機能 (E Z w e b)		1 契約ごとに	300円 ( 315円)
	webフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額	1 契約ごとに	100円 ( 105円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200円 ( 210円)
割込通話機能 (割込通話サービス)		1 契約ごとに	200円 ( 210円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100円 ( 105円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか1の地域内に限定する場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円 (23,100円)
高速パケット通信機能 (高速パケットサービス)		1 契約ごとに	300円 ( 315円)
呼出音設定機能 (E Z待ちうた)		1 契約ごとに	100円 ( 105円)
番号変換機能 (K D D I ビジネスコールダイレクト)		1 ユーザグループごとに	2,000円 ( 2,100円)
保留転送機能		1 契約者回線ごとに	300円 ( 315円)
番号変換文字メッセージ受信機能		1 ログインIDご	300円



	とに	( 315円)
--	----	---------

(2) 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル、第3種a uパケット、第4種a uパケット又はU I Mサービスに係るもの  
各単位ごとに月額

区 分		単 位	料金額
			税抜額 (税込額)
E Z w e b機能 (E Z w e b)		1 契約ごとに	300円 ( 315円)
	w e bフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額	1 契約ごとに	100円 ( 105円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200円 ( 210円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100円 ( 105円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか1の地域内に限定する場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円 (23,100円)
a u . N E T機能		1 契約ごとに	500円 ( 525円)
呼出音設定機能 (E Z待ちうた)		1 契約ごとに	100円 ( 105円)
番号変換機能 (K D D I ビジネスコールダイレクト)		1 ユーザグループごとに	2,000円 ( 2,100円)
保留転送機能		1 契約者回線ごとに	300円 ( 315円)
番号変換文字メッセージ受信機能		1 ログインI Dごとに	300円 ( 315円)
W i - F i W I N機能		1 契約ごとに	500円

		( 525円)
I S N E T機能	1 契約ごとに	300円 ( 315円)
W i M A X利用機能	1 契約ごとに	500円 ( 525円)

## 2-2-2 海外ローミング機能

### (1) タイプⅠのもの

#### ① ②、③又は④以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区 分 及 び 料 金 額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
大韓民国	50円	125円	265円	70円
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	120円	140円	210円	165円
カナダ	120円	140円	210円	165円
ニュージーランド	80円	180円	280円	80円
中華人民共和国(香港及び マカオを含みます。)	70円	175円	265円	145円
グアム	80円	140円	210円	130円
サイパン	80円	140円	210円	130円
ハワイ	120円	140円	210円	165円
タイ王国	70円	175円	265円	155円
台湾	70円	175円	265円	145円
インドネシア共和国	70円	260円	280円	155円
プエルト・リーコ	120円	140円	210円	165円
アメリカ領ヴァージン諸島	120円	140円	210円	165円

メキシコ合衆国	70円	230円	280円	180円
イスラエル国	70円	260円	280円	140円
インド	70円	180円	280円	180円
ベトナム社会主義共和国	70円	195円	280円	80円
バミューダ諸島	120円	140円	210円	165円
バングラデシュ人民共和国	70円	180円	280円	180円
バハマ国	120円	140円	210円	165円
ベネズエラ・ボリバル共和国	130円	330円	330円	330円

② 国際Cメール利用に係るもの

料 金 額
1 送信ごとに100円

③ 国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューアー利用又は国際B R E W. N E T利用に係るもの

料 金 額
1 課金対象パケットごとに0.35円

④ 国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用に係るもの

料 金 額
1 課金対象パケットごとに0.2円

(2) タイプIIのもの

① ②、③又は④以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域の区分	区 分 及 び 料 金 額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア 1	70円	175円	265円	145円
アジア 2	75円	175円	265円	155円
アジア 3	70円	175円	265円	155円
アジア 4	75円	175円	265円	80円
アジア 5	70円	260円	280円	155円
アジア 6	95円	280円	280円	180円
アジア 7	80円	280円	280円	160円
アジア 8	70円	195円	280円	80円
アジア 9	80円	280円	280円	80円
アジア10	75円	380円	380円	80円
アジア11	80円	380円	380円	140円
アジア12	70円	180円	280円	180円
アジア13	80円	180円	280円	180円
アジア14	80円	380円	380円	180円
アジア15	80円	300円	300円	220円
アジア16	80円	180円	280円	140円
アジア17	80円	250円	280円	140円
アジア18	70円	260円	280円	140円
アジア19	80円	280円	280円	140円
アジア20	80円	180円	280円	110円
アジア21	50円	125円	265円	70円
オセアニア 1	80円	180円	280円	80円

オセアニア 2	120円	140円	210円	165円
オセアニア 3	80円	140円	210円	130円
オセアニア 4	80円	280円	280円	80円
オセアニア 5	480円	880円	880円	560円
オセアニア 6	130円	580円	580円	210円
アメリカ 1	120円	140円	210円	165円
アメリカ 2	70円	230円	280円	180円
アメリカ 3	80円	380円	380円	190円
アメリカ 4	120円	140円	210円	165円
アメリカ 5	130円	250円	280円	190円
アメリカ 6	155円	250円	280円	190円
アメリカ 7	80円	250円	280円	100円
アメリカ 8	80円	180円	280円	190円
アメリカ 9	80円	280円	280円	190円
アメリカ10	155円	330円	330円	190円
アメリカ11	80円	280円	280円	140円
アメリカ12	130円	330円	330円	140円
アメリカ13	70円	230円	280円	140円
アメリカ14	80円	180円	280円	140円
アメリカ15	130円	380円	380円	270円
アメリカ16	80円	280円	280円	100円
ヨーロッパ 1	80円	180円	280円	110円
ヨーロッパ 2	80円	280円	280円	110円
ヨーロッパ 3	100円	250円	280円	110円
ヨーロッパ 4	100円	280円	280円	140円
ヨーロッパ 5	100円	380円	380円	140円

ヨーロッパ6	80円	280円	280円	140円
ヨーロッパ7	80円	380円	380円	110円
ヨーロッパ8	80円	380円	380円	180円
ヨーロッパ9	100円	450円	450円	180円
アフリカ1	80円	280円	280円	160円
アフリカ2	80円	180円	280円	160円
アフリカ3	80円	380円	380円	160円
アフリカ4	80円	280円	280円	180円
アフリカ5	100円	280円	280円	180円
アフリカ6	100円	380円	380円	180円
アフリカ7	130円	380円	380円	160円
アフリカ8	180円	480円	480円	160円
航空機内	650円	650円	650円	800円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表2（海外ローミング機能の海外利用地域）の(2)の①に定めるところによります。				

② 国際Cメール利用に係るもの

料 金 額
1 送信ごとに100円

③ 国際E Z w e b利用、国際P Cサイトビューアー利用又は国際B R E W. N E T利用に係るもの

区 分	料 金 額
50課金対象パケットまでの部分	課金対象パケットの情報量によらず50円
50課金対象パケットを超える部分	1 課金対象パケットごとに0.2円

④ 国際a u. N E T利用又は国際I S N E T利用に係るもの

料 金 額
-------

1 課金対象パケットごとに0.2円



第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第108条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通 話 料 の 適 用																			
(1) 在圏区分及び通話区分の適用	<p>ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。</p> <p>(ア) 在圏区分</p> <p>① ②以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東・中部地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	在圏区分	在圏地域の範囲																	
	北海道地区	北海道																	
	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																	
	北陸地区	富山県、石川県、福井県																	
	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																	
	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																	
	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																	
	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																	
	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																	
② 相互接続点からの通話に係るもの																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県							
在圏区分	在圏地域の範囲																		
北海道地区	北海道																		
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																		
北陸地区	富山県、石川県、福井県																		
関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県																		
中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																		

関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(イ) 通話区分

通話区分		適用する通話
地域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話
	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの
地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話

- イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。
- ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。
- エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。

(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用

- ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

時間帯区分	時間帯
昼間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜間	午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間

- イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

	時間帯区分	時間帯
	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間
(3) プリペイド通話に係る前払い通話料の残高の取り扱い	プリペイド通話に係る前払い通話料の残高が、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）に規定するプリペイド通話に係る通話料それぞれの課金単位あたりの料金額に満たない場合において、通話又は文字メッセージ送信が行われたときは、その残高を、その通話又は文字メッセージ送信に係る1の課金単位あたりの料金額とみなして取り扱います。	
(4) a u国際通話に係る通話料の適用	a u国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-3に規定する料金額を適用します。	
(5) ローミングの通話料の適用	<p>ア ローミング（特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定するa uサービス（a uパッケージを除きます。）の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、特定事業者の料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ ローミング（特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定するプリペイド電話の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、特定事業者のa u通信サービス契約薬料料金表に規定するプリペイド電話に関する料金額と同額を適用します。</p> <p>ウ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2-4に規定する料金額を適用します。</p>	
(6) Cメール機能を利用した通信に係る通話料の適用	<p>ア Cメール送信に関する料金については、Cメール送信を通話とみなして2-1-3（Cメール機能に係るもの）又は2-2-3（Cメール機能に係るもの）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのCメール送信については、2-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線へのCメール送信</p> <p>(イ) (27)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引IIの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線へのCメール送信</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランW、プランWシンプル又はプランZシンプルを選択している契約者回線から契約者回線又は他網契約者回線（特定事業者が提供するa u通信サービスのものに限ります。）へのCメール送信</p>	
(6)の2 削除	削除	

<p>(6)の3 テレビ電話機能を利用した通信に係る通話料の適用</p>	<p>ア テレビ電話通信に関する料金については、テレビ電話通信を通話とみなして次に規定する料金額を適用します。  (ア) 契約者回線からのテレビ電話通信に係るもの  2-1-5に規定する料金額  (イ) 特定加入契約者回線(別表1(オプション機能)22欄に規定するものをいいます。以下同じとします。)からのテレビ電話通信に係るもの  2-4に規定する料金額と同額  イ アの(イ)の場合において、そのテレビ電話通信を行った契約者回線に接続されている移動無線装置は東京都に在圏するものとして取り扱います。</p>				
<p>(6)の4 削除</p>	<p>削除</p>				
<p>(6)の5 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用</p>	<p>ア 番号変換機能を利用して行われた通話(保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。  1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="493 999 1362 1144"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 999 727 1070">区 分</th> <th data-bbox="727 999 1362 1070">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 1070 727 1144">定額料</td> <td data-bbox="727 1070 1362 1144">税抜額 900円 (税込額 945円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日にau契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間について、アに規定する定額料の支払いを要します。  ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りではありません。  ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。  エ 当社は、アに規定する定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じて日割りします。</p>	区 分	料 金 額	定額料	税抜額 900円 (税込額 945円)
区 分	料 金 額				
定額料	税抜額 900円 (税込額 945円)				
<p>(6)の6 S k y p e - G W機能に関する通話に係る通話料の適用</p>	<p>その通話の発信及び着信に係る契約者回線の契約者は、S k y p e通話(別表1(オプション機能)28欄に規定するアプリケーションを利用して行われた、契約者回線と同欄に規定するメディアゲートウェイとの間の通話をいいます。以下同じとします。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。</p>				
<p>(7) 特定データ</p>	<p>ア データ通信(当社が別に定める方法によりauサービス又はロー</p>				

通信Ⅰに係る通話料の適用（モバイルレート、Dレート）

ミング（特定事業者のau通信サービス契約約款に規定するauサービスの提供を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線から行った通話以外の通信（パケット通信を除きます。）をいいます。以下この欄及び(7)の2において同じとします。）のうち、(7)の2の適用を受けているデータ通信以外のデータ通信であって、イの規定に該当するもの（以下「特定データ通信Ⅰ」といいます。）に限り、2-1-1の規定に代えて、次に規定する料金額を適用します。

(ア) 基本使用料の料金種別がプランLL、プランL、プランM、デイトタイムL、デイトタイムS、プランLLシンプル、プランLシンプル、プランMシンプル、デイトタイムLシンプル又はデイトタイムSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額12円（税込額12.6円）

(イ) 基本使用料の料金種別がプランS、プランSS、プランSシンプル又はプランSSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額15円（税込額15.75円）

イ アに規定する料金額は、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスを除きます。）の契約者回線又はローミング（特定事業者のau通信サービス契約約款に定める第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに係るものを除きます。）の契約者回線からのデータ通信（当社が別に定める短桁の番号をダイヤルして行ったものを除きます。）のうち、次のデータ通信に限り適用します。

(ア) 契約者回線又は携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する衛星電話サービス（第2種衛星電話に限ります。）を除きます。）の他網契約者回線へのデータ通信

(イ) 加入電話事業者が提供する加入電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

(ウ) IP電話事業者が提供するIP電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

(7)の2 特定データ通信Ⅱに係る通話料の適用（スーパーモバイルレート）

auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスを除きます。）の契約者回線又はローミング（特定事業者のau通信サービス契約約款に定める第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに係るものを除きます。）の契約者回線から行うデータ通信であって、当社が提供するインターネット接続サービス（IP電話サービスに係るものを除きます。）又はデータ送受信サービスの電気通信回線へのデータ通信（当社が別に定める方法により行なうものに限ります。）又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号（0035に限ります。）を使用して行ったデータ通信（以下「特定データ通信Ⅱ」といいます。）について、2-1-1の規定に代えて、

次に規定する料金額を適用します。

(ア) 基本使用料の料金種別がプランLL、プランL、プランM、  
 デイタイムL、デイタイムS、プランLLシンプル、プランL  
 シンプル、プランMシンプル、デイタイムLシンプル又はデイ  
 タイムSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額10円（税込額10.5円）

(イ) 基本使用料の料金種別がプランS、プランSS、プランSシ  
 ンプル又はプランSSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額15円（税込額15.75円）

(8) プランW、  
 プランWシ  
 ンプル又はプラン  
 Zシンプル  
 の契約者回線  
 に係る通話料  
 の適用

基本使用料の料金種別がプランW、プランWシンプル又はプランZシ  
 ンプルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、  
 次表に定める時間帯におけるその契約者回線から特定電気通信回線（  
 当社が提供するauサービス若しくはプリペイド電話又は特定事業者  
 が提供するauサービス若しくはプリペイド電話の電気通信回線をい  
 います。）への通話（Cメール送信、テレビ電話通信、番号変換機能  
 を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きま  
 す。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提  
 供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。

支払いを要しない時間帯
午前1時から午後9時までの間

(9) 基本使用料  
 の料金種別  
 による通話料  
 の減額適用

ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別（以下「特定料金種  
 別I」といいます。）を選択しているau契約者は、その契約者回線  
 からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通  
 話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa  
 u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関す  
 る料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)  
 に規定する定額対象部分及び(28)に規定する定額対象部分を除きま  
 す。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)、(12)  
 、(13)、(17)、(26)、(27)又は(28)のAの(ア)の適用による場合  
 は、適用した後の額とします。）のうち、同表の右欄に規定する料金額  
 の支払いを要しません。

(ア) (イ)以外のもの

1契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税 抜 額 （ 税 込 額 ）

プランLL	0円から12,000円までの部分 (0円から12,600円までの部分)
プランL	0円から6,300円までの部分 (0円から6,615円までの部分)
プランM	0円から4,050円までの部分 (0円から4,252円までの部分)
プランS	0円から2,000円までの部分 (0円から2,100円までの部分)
プランSS	0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)
デイトムL	0円から5,200円までの部分 (0円から5,460円までの部分)
プランLLシンプル	0円から12,000円までの部分 (0円から12,600円までの部分)
プランLシンプル	0円から6,300円までの部分 (0円から6,615円までの部分)
プランMシンプル	0円から4,050円までの部分 (0円から4,252円までの部分)
プランSシンプル	0円から2,000円までの部分 (0円から2,100円までの部分)
プランSSシンプル	0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)
デイトムLシンプル	0円から5,200円までの部分 (0円から5,460円までの部分)

(イ) 学生用の基本使用料の適用を受けているもの  
1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税 抜 額 (税 込 額)
プランLL	0円から6,000円までの部分 (0円から6,300円までの部分)
プランL	0円から3,150円までの部分 (0円から3,307円までの部分)
プランM	0円から2,025円までの部分 (0円から2,126円までの部分)

プランS	0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)
プランSS	0円から500円までの部分 (0円から525円までの部分)
デイトタイムL	0円から2,600円までの部分 (0円から2,730円までの部分)

イ 削除

ウ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

エ 当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額（以下「控除可能額」といいます。）を日割りします。

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 当社は、特定料金種別Ⅰの適用を受けているauデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、アからオの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、第3（パケット通信料）1（適用）（3）に規定する取扱いを行います。

キ 当社は、特定料金種別Ⅰの適用を受けているau電話の契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、通話料控除額が控除可能額に満たない場合は、（9）の2及び当社の電話サービス等契約約款料金表第2（通話等料金）1（適用）（14）に規定する取扱いを行います。

（9）の2 特定料金種別のau国際通話に係る通話料の取扱い

ア 特定料金種別（特定料金種別Ⅰ、プランW又はプランWシンプルをいいます。以下同じとします。）を選択しているau契約者は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その契約者回線からのau国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額（以下「au国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。

（ア）（イ）以外のもの

支払いを要しない額

その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額にau国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。

この場合において、au国際通話充当比率は、その契約者回線からのau国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのau国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この（9）の2及び（10）の3において同じとします。



(イ) 基本使用料の料金種別がプランW又はプランWシンプルのもの

支払いを要しない額

2,480円(ウの規定により日割りした場合はその額とします。)に  
a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額

イ a u 国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区分ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、プランW及びプランWシンプルについて、基本使用料の料金種別及び区分ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払を要する日数に応じて、アに規定する2,480円を日割りします。

エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区分ごとに、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「a u 国際通話料控除額」といいます。)と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額(以下「国際通話料控除額」といいます。)が、a u 国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額(以下「国際通話料控除可能額」といいます。)に満たない場合は、第1(基本使用料等)1(適用)(18)に規定する取扱いを行います。

(10) 複数回線複合割引の通話料の取扱い(家族割、法人割、マイファミリー割引)

ア 当社は、第1(基本使用料等)1(適用)(6)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線(この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)からの通話(その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((8)、(9)、(11)、(13)、(17)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額を控除する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

控除額

1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額(その料金月において学生用の基本使用料の適用を受けた期間がある場合は、その期間に係る額を除きます。以下この欄において同じとします。)に、充当比率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。)

この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額(控除可能額(その料金月において学生用の基本使用料の適用を受けた期間がある場合は、その期間に係る額を除きます。)から料金控除額(通話料控除額、第3(パケット通信料)1(適用)(3)に規定するパケット通信料控除額、国際通話料控除額、海外ローミング通話料金控除額及び第1(

基本使用料等) 1 (適用) (19)の規定により支払いを要しないこととされた料金額 (以下「海外ローミングパケット料金控除額」といいます。)を合算した額をいい、その料金月において学生用の基本使用料の適用を受けた期間がある場合は、その期間に係る額を除きます。以下同じとします。)を減じて得た額をいいます。以下同じとします。)の合計額 (その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い (以下この欄において「特定割引」といいます。)の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。)及び繰越控除余剰額 ((10)の2に規定する前料金月からの繰越控除可能額から、料金繰越控除額 ((10)の2に規定する通話料繰越控除額、第3 (パケット通信料) 1 (適用) (3)の4に規定するパケット通信料繰越控除額、国際通話料繰越控除額、海外ローミング通話料金繰越控除額及び第1 (基本使用料等) 1 (適用) (21)の規定により支払いを要しないこととされた料金額 (以下「海外ローミングパケット料金繰越控除額」といいます。)を合算した額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額をいいます。以下同じとします。)の合計額 (その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る繰越控除余剰額を加算した額とします。)を合算して得た額を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額 (その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る料金の月間累計額 (この(10)に定める月間累計額に相当するものをいいます。)を加算した額とします。)で除して得た値 (1を超える場合は、1とします。)とします。

イ 本取扱いは、U I Mサービス (タイプIIに限ります。)以外の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 本取扱いの適用を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、特定料金種別 I 以外の料金種別の適用を受けている契約者回線 (タイプIIに係るものを除きます。)について、その契約者から第1 (基本使用料等) 1 (適用) (6)を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。

オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

ただし、エに規定する場合又は a u 契約の締結 (契約変更に係るものを除きます。)と同時にイに規定する申出があった場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、第1 (基本使用料等) 1 (適用) (6)の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区 分	本取扱いの適用

1 2 以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	第1（基本使用料等）1（適用）（6）のケ又はコの規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。

ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

(10)の2 繰越控除可能額に係る通話料の減額適用

ア au契約者は、その契約者回線からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（9）、（9）の2、（11）、（12）、（13）、（17）、（26）、（27）又は（28）のアの（ア）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額（前料金月において、エの規定により算出された翌料金月への繰越控除可能額をいいます。以下同じとします。）を上限とする額の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線の基本使用料の料金種別がプランW又はプランWシンプルである場合は、この限りではありません。

イ 当社は、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料繰越控除額」といいます。）が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、第3（パケット通信料）1（適用）（3）の4に規定する取扱いを行います。

ウ 当社は、au電話の契約者回線について、通話料繰越控除額が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、（10）の3及び当社の電話サービス等契約約款料金表第2（通話等料金）1（適用）（15）に規定する取扱いを行います。

エ 翌料金月への繰越控除可能額は、充当可能額及び前料金月からの繰越控除可能額（料金繰越控除額を減じて得た額とします。）の合計額とします。

ただし、その合計額が、下表に定める繰越上限額を超える場合は、繰越上限額を翌料金月への繰越控除可能額とします。この場合において、その繰越上限額は、その料金月の末日において適用されている料金種別によります。

料金種別	繰越上限額
	税抜額（税込額）
プランLL	36,000円（37,800円）
プランL	20,000円（21,000円）
プランM	15,000円（15,750円）

プランS	10,000円 (10,500円)
プランSS	5,000円 (5,250円)
デイトムL	16,000円 (16,800円)
プランLLシンプル	36,000円 (37,800円)
プランLシンプル	20,000円 (21,000円)
プランMシンプル	15,000円 (15,750円)
プランSシンプル	10,000円 (10,500円)
プランSSシンプル	5,000円 (5,250円)
デイトムLシンプル	16,000円 (16,800円)

オ エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する契約者回線については、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額を0円とします。

- (ア) その料金月の末日において、特定料金種別Ⅰを選択していないもの
- (イ) その料金月の末日において、学生用の基本使用料の適用を受けているもの
- (ウ) その料金月の末日において、(10)の適用を受けているもの
- (エ) その料金月の末日において、そのauサービスの利用の一時休止が行われているもの

カ au契約が解除された場合、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額は、無効とします。

キ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

(10)の3 繰越控除可能額に係るau国際通話料の減額適用

ア au契約者は、その契約者回線からのau国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(9)の2の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、次表に規定する料金（以下「au国際通話料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。

支払いを要しない額
その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額にau国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。

イ au国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区分ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、auサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「au国際通話料繰越控除額」といいます。）と当社の電話サービス等契約約款に定める特定

携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。）が、a u 国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。）に満たない場合は、第1（基本使用料等）1（適用）(20)に規定する取扱いを行います。

(11) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用（家族割、法人割、マイファミリー割引）

ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）(6)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線（学生用の基本使用料の適用を受けているものを除きます。）からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線への通話（(27)の適用を受けた通話、Cメール送信、特定データ通信Ⅰ、テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。）、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、(ア)の場合において、(13)の適用を併せて受ける通話については、この規定にかかわらず、(13)に定めるところによります。

(ア) (イ)以外の場合

割 引 額
その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額

(イ) 障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線からの通話、第4種定期a u 契約に係る契約者回線からの通話又は一般用の基本使用料の適用を受けている契約者回線であってそのa u サービスの利用月数が120ヶ月を超えるものからの通話の場合

区 分	割引額
1 2以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額
2 テレビ電話通信（タイプⅠに係るもの）	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額

イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）(6)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(12) 学生又は障

ア 学生又は障害者であることを条件とする通話料の月極割引（以下

害者であることを条件とする通話料の月極割引の適用（ガク割、スマイルハート割引、プライオリティ割引）

この欄において「本割引」といいます。）とは、学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線からの通話（(17)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。）、(27)の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、特定データ通信Ⅰ、特定データ通信Ⅱ、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、本割引のほか(6)のイの(ア)の規定に該当する通話又は(11)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ(6)のイ又は(11)に定めるところによります。

1 契約ごとに

区 分	割引額
1 契約者回線又は加入電話サービス、IP電話サービス若しくは特定事業者が提供するa u通信サービスに係る他網契約者回線への通話（当社が別に定めるものに限ります。）	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

- イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
- ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）（4）に規定する学生用又は障害者用の基本使用料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
- エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(13) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用（指定割引）

ア 特定電話番号への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するa uサービス若しくはプリペイド電話、特定事業者が提供するa uサービス若しくはプリペイド電話、特定MVNO事業者が提供する特定MVNO通信サービス又は加入電話事業者若しくはIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通話（(17)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。）、(26)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、Cメール送信、特定データ通信Ⅰ、テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。）、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事

業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((8)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、(11)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(11)に定めるところによります。

1 契約ごとに月額

定額料	割 引 額	
税抜額 300円 (税込額 315円)	1 (11)の アの(ア) の適用の 対象とな る通話	特定電話番号に係る契約者回線等 への通話(左欄の通話に限ります 。)に関する料金の月間累計額に0. 60を乗じて得た額
	2 1以外 の通話	特定電話番号に係る契約者回線等 への通話(左欄の通話に限ります 。)に関する料金の月間累計額に0. 50を乗じて得た額

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 本割引は、auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線(学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているものを除きます。)であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の適用を受けているもの

(イ) (27)の適用を受けているもの

エ 特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時にされた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのauサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパケットへの種類の変更があったとき。

キ カの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合

が生じたときは、2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2 又は 3 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又は a u パケットへの種類の変更があったとき。	その一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継があったとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ク 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ 定額料については、日割りは行いません。

シ 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(14) 削除	削除
(15) 削除	削除
(16) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用（コールワイド）	ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄に



において同じとします。)を構成する契約者回線((13)若しくは(27)の適用を受けているもの又は第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)において同じとします。)からの通話(その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((8)、(9)、(10)の2又は(26)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、(イ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料 金 額
税抜額 3,000円 (税込額 3,150円)

(イ) 割引率

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額(その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。)	割引率
20万円未満の場合	15%
20万円以上100万円未満の場合	20%
100万円以上300万円未満の場合	25%
300万円以上500万円未満の場合	28%
500万円以上の場合	30%

イ 本割引は、auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているもの

(イ) 第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の適用を受けているもの

(ウ) 第4種定期au契約に係るもの

(エ) UIMサービス(タイプIIに限ります。)に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線(本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1

- の契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。
- オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (イ) その申出のあった契約者回線が、(22)又は第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引1における同一の割引選択回線群に属さないとき。
  - (ウ) その申出のあった契約者回線が、(22)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。
  - (エ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
  - (オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
  - (カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。
  - (キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
- ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。
  - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
  - (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
  - (エ) au契約の解除があったとき。
  - (オ) auパッケージへの種類の変更があったとき。
  - (カ) その他オの(ア)から(キ)のいずれかに該当することとなったとき。
- ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。
- コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じた

ときは、1 欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又はa u パケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引若しくは(22)又は第1（基本使用料等）の(6)、(7)、(8)若しくは(10)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ 定額料については、日割りは行いません。

タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

チ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合にお

いて、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(17) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用（au→自宅割、マイホーム割引）

ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（au契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の（エ）については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(12)、(13)及び(16)の適用を受けた通話、(26)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、特定データ通信Ⅰ、番号変換機能を利用して行われた通話並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

1 2 以外の通話

区分	割引率
<p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。</p> <p>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</p> <p>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p> <p>⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信</p> <p>⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p>	50%
<p>(イ) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス（タイプⅠ（共用型のものに限ります。）又はタイプⅡ（共用型のものに限ります。）のものに限ります。）に係る他社接続回線としての提供が行われているとき。</p>	50%
<p>(ウ) 当社が提供するIP電話サービス（当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス（タイプⅡのものに限ります。）、第2種ADSL接続サービス（コースⅠ（タイプⅡのものに限ります。）のものに限ります。）</p>	100%

<p>、フレッツ対応サービス（タイプII（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）、IP電話サービスI若しくはIP電話サービスII、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスIII（当社が付与した電気通信番号を利用するものに限ります。）に限ります。）、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス（一般メタルプラス電話であって、その利用種別が住宅用のものに限ります。）、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）、特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービス、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種IP電話サービス、同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービス又は別記41に定める電気通信サービスの他網契約者回線（当社が別に定めるものを除きます。）であるとき。</p>	
<p>(エ) 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスVIの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</p>	<p>100%</p>

2 テレビ電話通信（タイプIに係るもの）

区分	割引率
<p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(イ)以外のとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</li> <li>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</li> <li>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</li> <li>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</li> <li>⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信</li> <li>⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</li> </ul>	<p>50%</p>
<p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスVIの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</p>	<p>50%</p>

イ アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割

	<p>引の適用を行いません。</p> <p>(ア) 第1 (基本使用料等) 1 (適用) (10)の6の適用を受けているもの。</p> <p>(イ) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。)であるもの。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>						
(18) 削除	削除						
(19) 削除	削除						
(20) 削除	削除						
(21) 削除	削除						
(22) 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用 (au着信ビジネスレート)	<p>ア 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス (当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る他網契約者回線から割引選択回線群 (本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引 (以下この欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線への通話 (この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。)について、2-4の(1)の規定に代えて、(イ)に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、(イ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、2 (料金額) に定めるところによります。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 2,000円 (税込額 2,100円)</td> </tr> </table> <p>(イ) 料金額</p> <p>(1) (2)以外の通話に係るもの</p> <p>① ②以外の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通 話 料</td> <td style="text-align: center;">次の秒数までごとに 税抜額10円 (税込額10.5円)</td> </tr> </table>	料 金 額	税抜額 2,000円 (税込額 2,100円)	区 分	料 金 額	通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円 (税込額10.5円)
料 金 額							
税抜額 2,000円 (税込額 2,100円)							
区 分	料 金 額						
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円 (税込額10.5円)						

	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日
地域内・地域隣接 県通話	30秒	30秒	30秒
地域隣接県外通話	23秒	23秒	23秒

② 中国地区又は北海道地区に在圏する移動無線装置への通話の場合

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接 県通話	30秒	30秒	30秒	30秒
地域隣接県外通話	23秒	23秒	23秒	25秒

(2) テレビ電話通信（タイプIに係るもの）に係るもの

(1)の①に規定する料金額と同額

イ 本割引は、a u サービス（a u パケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6の適用を受けているもの

(イ) 第4種定期a u 契約に係るもの

(ウ) U I M サービス（タイプIIに限ります。）に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線（本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、(16)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線

と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線が、(16)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する 1 の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点からの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) au サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) au サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au 契約の解除があったとき。

(オ) au パケットへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オの(ア)から(キ)のいずれかに該当することとなったとき。

ク キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ケ キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

サ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、au サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。



- シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ス 定額料については、日割りは行いません。
- セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
- ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り）又はその目安となる金額を通知します。  
ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
- タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。
- チ ア(イ)の(2)の①の場合において、そのテレビ電話通信を行った契約者回線に接続されている移動無線装置は東京都に在圏するものとして取り扱います。

(23) KDDI一括請求の取扱いを行った場合の割引の適用(KDDI一括請求割引)

当社は、(22)に規定する割引選択代表回線について、KDDI一括請求の取扱いを行っている場合であって、そのKDDI一括請求に係る料金等が下表に規定する割引条件Ⅰ、割引条件Ⅱ及び割引条件Ⅲのいずれも満たしているときは、(22)に規定する定額料（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限り）の支払いを免除します。

区 分	割引の適用条件
割引条件Ⅰ	次に定める料金等（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限り。以下「au判定料金」といいます。）が生じていること。 （ア） 料金表第1表から第4表に規定する料金等（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。） （イ） 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金 （ウ） 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金
割引条件Ⅱ	当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が1,000円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。

割引条件Ⅲ	a u 判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が20,000円以上であること。
-------	---

(24) 特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引の適用（グループ内通話割引）

ア 当社は、a u 契約者からの申込みにより、特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引の適用（(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引対象回線群（特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を選択する契約者回線、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又は(イ)に規定する特定サービスの電気通信回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線からの通話（(27)の適用を受けた通話、テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。））、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(9)、(10)の2、(13)、(16)又は(17)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から、その契約者回線から同一の割引対象回線群を構成する契約者回線、特定事業者の他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されたものに限ります。以下この欄において「割引対象電話番号」といいます。）への通話（テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。））、(13)、(17)及び(27)の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話並びに a u 国際通話を除きます。）に関する料金のその料金月における累計額に 0.1 を乗じて得た額（以下「グループ内通話割引額」といいます。）の割引を行う取扱いをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合において、グループ内通話割引額が月間累計額を上回るときは、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の4に定めるところによります。

ただし、その料金月の末日における割引対象回線群を構成する割引対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。

(ア) 定額料

1 割引対象回線群ごとに月額

割引対象電話番号の数	料 金 額
	税抜額（税込額）
2以上 100未満の場合	1,000円（1,050円）
100以上 200未満の場合	2,000円（2,100円）

200以上 300未満の場合	3,000円 ( 3,150円)
300以上 400未満の場合	4,000円 ( 4,200円)
400以上 500未満の場合	5,000円 ( 5,250円)
500以上 600未満の場合	6,000円 ( 6,300円)
600以上 700未満の場合	7,000円 ( 7,350円)
700以上 800未満の場合	8,000円 ( 8,400円)
800以上 900未満の場合	9,000円 ( 9,450円)
900以上1000未満の場合	10,000円 (10,500円)
備考 定額料の算定において用いる割引対象電話番号の数については、その料金月において本割引の適用を受ける契約者回線及び特定事業者の他網契約者回線に係る電話番号の数並びに前料金月の末日において割引対象回線群を構成するものとして指定されている特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されたものに限ります。）の数を合算したものとします。	

(イ) 特定サービス

当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスⅠ、デジタルデータサービス契約約款に定める音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に定める音声通信サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービス、イントラネットⅠP電話サービス契約約款に定めるイントラネットⅠP電話サービス及びメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（その利用種別が事務用のものに限ります。）であって、サービスが現に提供されているもの

イ 本割引は、a u サービス（a u パケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

（ア）（26）又は（28）の適用を受けているもの

（イ）第1（基本使用料）1（適用）（10）の6の適用を受けているもの

（ウ）U I M サービス（タイプⅡに限ります。）に係るもの

ウ 割引対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引対象回線群を構成する申出であるときは、1の割引対象回線群について1の割引対象代表回線（本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線又は特定事業者の他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただき

ます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに割引対象回線群を構成する申出であるとき。

(ウ) その契約者が、割引対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(22)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線並びに割引対象回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その割引対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰに係る割引選択回線群において、割引対象回線群の数と(26)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その割引対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引対象回線群を構成することとなる契約者回線及び特定事業者の他網契約者回線と同一の2年割グループ又は3年割グループを構成するものでないとき。

(ケ) その申出により、割引対象電話番号の数が1000以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ (26)に規定する定額対象電話番号として登録された特定サービスの電気通信回線に係る電話番号については、割引対象電話番号として登録することはできません。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。
- (カ) その他オの(ア)から(コ)のいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

コ ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引対象代表回線であるときは、その割引対象回線群の中から新たに割引対象代表回線を指定していただきます。

サ ケの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又は a u パケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引対象代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ス 割引対象代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ 定額料については、日割りは行いません。

タ グループ内通話割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

チ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ツ 契約者は、割引対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合にお

	<p>いて、特定事業者がその割引対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>
<p>(25) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用（まるごとビジネス割引）</p>	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6に規定する割引選択回線群を構成する全ての契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF（IS）、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルのものを除きます。）からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(9)、(10)の2、(26)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いた割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6のクに定めるところによります。</p> <p>ウ 割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6のヌに定めるところによります。</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の6の規定に準じて取り扱います。）。</p>
<p>(26) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ビジネス通話定額）</p>	<p>ア 当社は、a u契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（(ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話（(27)の適用を受けた通話、特定データ通信Ⅰ、特定データ通信Ⅱ、テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。））、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。</p>

(ア) 定額料及び割引額

1 契約ごとに月額

定額料	割 引 額	
税抜額 900円 (税込額 945円)	1 2 以外 の通話	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金（別記17の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(26)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額
	2 テレビ 電話通信 (タイプ I)に係る もの)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額

(イ) 定額対象回線群

以下の電気通信回線により構成される回線群

- ① 本定額適用を選択する契約者回線
- ② 特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(26)において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線
- ③ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

(ウ) 特定サービス

当社が提供する I P 電話サービス（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービス I 若しくは音声通信サービス III（当社が付与した電気通信番号を利用するものに限ります。）、デジタルデータサービス契約約款に定める音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に定める音声通信サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービス、イントラネット I P 電話サービス契約約款に定めるイントラネット I P 電話サービス又はインターネット接続サービス契約約款に定める第 1 種 ADS L 接続サービス（タイプ II のものに限ります。）、第 2 種 ADS L 接続サービス（コース I（タイプ II のものに限ります。）のものに限ります。）、フレッツ対応サービス（タイプ II（プラン II のものに限ります。）のものに限ります。）、I P 電話サービス I 若しくは I P 電話サービス II に限ります。以下この欄において同じとします。）、メタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話、F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）及び特定事業者の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

(エ) 定額対象電話番号

- ① その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものであって、(24)の適用を受けないものに限ります。）

イ 本定額適用は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）(6)の適用を受けているもの

(イ) (24)又は(28)の適用を受けているもの

(ウ) UIMサービス（タイプIIに限ります。）に係るもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(22)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数、(24)に定める割引対象回線群の数と(28)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。



- (キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
  - (ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。
  - (ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。
  - (コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。  
この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。
- キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。
- ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。
- ケ 削除
- コ 本定額適用を受ける a u 契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。
- サ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。
- シ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
- ス 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。
- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
  - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
  - (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
  - (エ) a u 契約の解除があったとき。
  - (オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。
  - (カ) その他オの(ア)から(コ)のいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。
- セ スの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はスに相当する特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。  
ただし、特定定額適用に係る特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。
- ソ スの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについ

ては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	定額制の適用
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除又はauパッケージへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

タ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

チ 削除

ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

テ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。

この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ナ 当社は、本定額適用を受けている契約者が定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。

ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線

について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(27) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）

ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するauサービス若しくはプリペイド電話、特定事業者が提供するauサービス若しくはプリペイド電話又は特定MVNO事業者が提供する特定MVNO通信サービスの電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話（Cメール送信、特定データ通信Ⅰ、テレビ電話通信（タイプⅡに係るものに限ります。）、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（8）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに月額

定額料	割 引 額	
税抜額 372円 (税込額 390円)	1 2 以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額
	2 テレビ電話通信（タイプⅠに係るもの）	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額

- イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。
- ウ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、（13）の適用を受けていないもの限り、選択することができます。
- エ 特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
- オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
- ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのauサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。
- カ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当す

る場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。

キ カの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2 又は 3 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又は a u パケットへの種類の変更があったとき。	その一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までの特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継があったとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ク 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ 定額料については、日割りは行いません。

シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(28) 第4種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用（法人通話・パケット割）

ア 第4種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第4種定期 a u 契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。

(ア) 定額対象回線群（本割引を選択する契約者回線、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める第4種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された①に定める特定サービスの電気通信回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線から行われる、②に定める定額対象電話番号への通話（(27)の適用を受けた通話、テレビ電話通信（タイプIIに係るものに限ります。）、特定データ通信Ⅰ、特定データ通信Ⅱ、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い。

1 契約ごとに月額

定額料	割引額	
税抜額 900円 (税込額 945円)	1 2 以外の通話	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金（別記17の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額
	2 テレビ電話通信（タイプⅠに係るもの）	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額

① 特定サービス

当社が提供する I P 電話サービス（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスⅠ若しくは音声通信サービスⅢ（当社が付与した電気通信番号を利用するものに限ります。）、デジタルデータサービス契約約款に定める音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に定める音声通信サービス、イントラネット I P 電話サービス契約約款に定めるイントラ

ネット I P 電話サービス又はインターネット接続サービス契約約款に定める第 1 種 ADSL 接続サービス (タイプ II のものに限ります。)、第 2 種 ADSL 接続サービス (コース I (タイプ II のものに限ります。)) のものに限ります。)、フレッツ対応サービス (タイプ II (プラン II のものに限ります。)) のものに限ります。)、 I P 電話サービス I 若しくは I P 電話サービス II に限ります。以下この欄において同じとします。)、メタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話 (同契約約款に定める特定事業者の用に供するものを除きます。)) 又は特別メタルプラス電話に限ります。)、 F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス (一般ケーブルプラス電話に限ります。)) 及び特定事業者の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

## ② 定額対象電話番号

- 1 その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- 2 その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- 3 その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号 (当社が別に定める方法により登録されるものであって、(24) の適用を受けないものに限ります。)

(イ) 定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話 (その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号交換機能を利用して行われた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。)) に関する料金 (特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)) の月間累計額 ((ア)、(9)、(10) の 2、(13)、(17)、(27) 又は (29) の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)) に 0.20 を乗じて得た額の割引を行う取扱い。

イ 本割引は、a u サービス (a u パケットを除きます。)) の契約者回線 (第 4 種定期 a u 契約に係るものに限ります。)) であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (6) 又は (10) の 6 の適用を受けているもの

(イ) (24) 又は (26) の適用を受けているもの

(ウ) U I M サービス (タイプ II に限ります。)) に係るもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1 の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認める

ものを含みます。)でないとき。

- (イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号(アの②の表の3に係るものを除きます。)の数が2以上でないとき。
  - (ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(22)又は第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。
  - (オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数、(24)に定める割引対象回線群の数と(26)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。
  - (カ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
  - (キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
  - (ク) その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。
  - (ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。
  - (コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。  
この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。
- キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。
- ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。
- ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。
- コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本割引の対象とします。

シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) 一般 a u 契約又は他の種別の定期 a u 契約への契約変更があったとき。

(カ) a u パケットへの種類の変更があったとき。

(キ) その他オの(ア)から(コ)のいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する他網契約者回線 (代表回線のものに限ります。)について、特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか 1 の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、特定割引に係る特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか 1 の他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 2 欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1 欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 ( a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、 a u 契約の解除、一般 a u 契約若しくは他の種別の定期 a u 契約への契約変更又は a u パケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又は種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。



タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの②の表の3に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

1 契約ごとに月額

その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額
1以上30以下の場合	アに規定する定額料の額
31以上の場合	アに規定する定額料の料金額に30を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額

テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。

この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ナ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。

(29) 第4種定期au契約に係

ア 当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているもの）に限ります。以下この欄にお

る通話料の適用（法人通話・パケット割）

いて同じとします。)からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(8)、(9)、(13)、(17)、(27)又は(28)のAの(A)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

控除額
<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額及びパケット通信に関する料金の月間累計額（第3（パケット通信料）1（適用）(12)に定めるものをいいます。）の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(29)及び第3（パケット通信料）1（適用）(12)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>

- イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。
- ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
- エ 当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。
- オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
- カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、(28)の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。
- キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区 分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 (28)の適用の廃止により本取扱い	(28)のセの規定によりその通話料が第4種定期a u契約に係る通話料の割引の適用の

	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">の適用を廃止したとき。</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </table> <p>ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p>	の適用を廃止したとき。	対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。
の適用を廃止したとき。	対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。		
(30) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（4）に規定する障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限り、）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>		
(31) 通話料の減免	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>		

## 2 料金額

### 2-1 通常通話（Skype通話を除きます。）に係るもの

#### 2-1-1 2-1-2 から2-1-6 以外のもの

##### (1) 基本使用料の料金種別がプランLLのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額15円（税込額15.75円）

##### (2) 基本使用料の料金種別がプランLのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額12円（税込額12.6円）

##### (3) 基本使用料の料金種別がプランMのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額14円（税込額14.7円）

##### (4) 基本使用料の料金種別がプランSのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額16円（税込額16.8円）

##### (5) 基本使用料の料金種別がプランSSのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

##### (6) 基本使用料の料金種別がデイトタイムLのもの

###### ア イ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・祝日	深夜・早朝

	15円(15.75円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)
--	-------------	------------	------------	------------

イ 当社が提供する a u 通信サービス又は特定事業者が提供する a u 通信サービスに係る移動無線装置等（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	10円(10.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

(7) 基本使用料の料金種別がデイトム S のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	20円(21円)	48円(50.4円)	48円(50.4円)	48円(50.4円)

(8) 基本使用料の料金種別がプラン E のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(9) 基本使用料の料金種別がプラン F ( I S ) のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(10) 基本使用料の料金種別がプラン W のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(11) 基本使用料の料金種別がプラン L L シンプルのもの

--	--

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額15円（税込額15.75円）

(12) 基本使用料の料金種別がプランLシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額12円（税込額12.6円）

(13) 基本使用料の料金種別がプランMシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額14円（税込額14.7円）

(14) 基本使用料の料金種別がプランSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額16円（税込額16.8円）

(15) 基本使用料の料金種別がプランSSシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(16) 基本使用料の料金種別がデイトタイムLシンプルのもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・祝日	深夜・早朝
	15円(15.75円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

イ 当社が提供する a u 通信サービス又は特定事業者が提供する a u 通信サービスに係る移動無線装置等（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区 分	料 金 額

区 分	1分までごとに税抜額（税込額）			
	通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日
	10円(10.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

(17) 基本使用料の料金種別がデイトムSシンプルのもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	20円(21円)	48円(50.4円)	48円(50.4円)	48円(50.4円)

(18) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(19) 基本使用料の料金種別がプランF（IS）シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(20) 基本使用料の料金種別がプランWシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(21) 基本使用料の料金種別がプランZシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(22) 定期前払 a u サービスの契約者回線からの通話に係るもの

--	--

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額70円（税込額73.5円）



2-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区 分	料 金 額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額100円（税込額105円）
通 話 料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額（加入電話事業者が提供する加入電話サービスに係る他網契約者回線へ通話した場合における県内通話又は地域内・地域隣接県通話の料金額とします。）と同額

2-1-3 Cメール機能に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1送信ごとに税抜額3円（税込額3.15円）

2-1-4 削除

2-1-5 テレビ電話通信に係るもの

(1) 基本使用料の料金種別がプランLLのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額27円（税込額28.35円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランLのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額21円（税込額22.05円）

(3) 基本使用料の料金種別がプランMのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額25円（税込額26.25円）

(4) 基本使用料の料金種別がプランSのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額28円（税込額29.4円）

(5) 基本使用料の料金種別がプランSSのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

(6) 基本使用料の料金種別がデイトタイムLのもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	27円(28.35円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

イ 当社が提供するau通信サービス（特定MVNO事業者がその特定MVNO通信サービスを提供するために利用するものを含みます。）又は特定事業者が提供するau通信サービスに係る移動無線装置への通信に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	18円(18.9円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

(7) 基本使用料の料金種別がデイトタイムSのもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	36円(37.8円)	86円(90.3円)	86円(90.3円)	86円(90.3円)

(8) 基本使用料の料金種別がプランEのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

(9) 基本使用料の料金種別がプランF ( I S ) のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円 (税込額37.8円)

(10) 基本使用料の料金種別がプランWのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円 (税込額37.8円)

(11) 基本使用料の料金種別がプランL L シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額27円 (税込額28.35円)

(12) 基本使用料の料金種別がプランL シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額21円 (税込額22.05円)

(13) 基本使用料の料金種別がプランM シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額25円 (税込額26.25円)

(14) 基本使用料の料金種別がプランS シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額28円 (税込額29.4円)

(15) 基本使用料の料金種別がプランS S シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円 (税込額37.8円)

(16) 基本使用料の料金種別がデイトタイムL シンプルのもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	27円(28.35円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

イ 当社が提供するau通信サービス（特定MVNO事業者がその特定MVNO通信サービスを提供するために利用するものを含みます。）又は特定事業者が提供するau通信サービスに係る移動無線装置への通信に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	18円(18.9円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

(17) 基本使用料の料金種別がデイトタイムSシンプルのもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとに税抜額（税込額）			
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
	36円(37.8円)	86円(90.3円)	86円(90.3円)	86円(90.3円)

(18) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

(19) 基本使用料の料金種別がプランF（IS）シンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

(20) 基本使用料の料金種別がプランWシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

(21) 基本使用料の料金種別がプランZシンプルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに税抜額36円（税込額37.8円）

2-2 プリペイド通話に係るもの

2-2-1 2-2-2 から 2-2-4 以外のもの

(1) (2)以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	15秒までごとに10円

(2) プリペイド電話の契約者回線から行ったもの

区 分	料 金 額
通 話 料	6秒までごとに10円

2-2-2 当社が提供するインターネット接続サービス（IP電話サービスに係るものを除きます。）に係る電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	50秒までごとに20円

2-2-3 Cメール機能に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1送信ごとに5円

2-2-4 特定プリペイド通話サービスに係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	15秒までごとに10円

2-3 au国際通話に係るもの

区 分	料 金 額	
通 話 料	1分までごとに次の料金額	
通 話 先 区 分	(1) (2)以外 のもの	(2) 基本使用 料の料金種 別がプラン W又はプランWシンプ ルのもの
大韓民国	69円	39円
香港	85円	30円
マカオ	85円	85円
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	74円	24円
台湾	74円	33円
シンガポール共和国	95円	95円
フィリピン共和国	88円	50円
インドネシア共和国	89円	32円
タイ王国	88円	34円
マレーシア	89円	47円
ブルネイ・ダルサラーム国	90円	90円
東ティモール	140円	140円
ベトナム社会主義共和国	125円	110円
ミャンマー連邦共和国	140円	140円
カンボジア王国	90円	90円
モンゴル国	90円	90円
ラオス人民民主共和国	90円	90円
朝鮮民主主義人民共和国	130円	130円
インド	155円	60円

ネパール王国	155円	73円
スリランカ民主社会主義共和国	155円	32円
パキスタン・イスラム共和国	155円	28円
バングラデシュ人民共和国	155円	26円
ブータン王国	155円	155円
モルディブ共和国	155円	155円
アラブ首長国連邦	155円	43円
イエメン共和国	155円	155円
イスラエル国	155円	155円
イラク共和国	155円	155円
イラン・イスラム共和国	155円	36円
オマーン国	155円	155円
カタール国	155円	155円
クウェート国	155円	155円
キプロス共和国	155円	155円
サウジアラビア王国	155円	40円
ヨルダン・ハシェミット王国	155円	155円
シリア・アラブ共和国	155円	155円
バーレーン国	155円	155円
レバノン共和国	155円	155円
アフガニスタン・イスラム共和国	155円	155円
グアム	75円	75円
サイパン	75円	75円
ハワイ	44円	44円
オーストラリア	90円	90円
ニュージーランド	95円	95円



米領サモア	105円	105円
バヌアツ共和国	140円	140円
キリバス共和国	140円	140円
クック諸島	105円	105円
ソロモン諸島	170円	170円
ツバル	105円	105円
トンガ王国	105円	105円
ナウル共和国	105円	105円
ニウエ	170円	170円
サモア独立国	105円	105円
ニュー・カレドニア	105円	105円
ノーフォーク島	140円	140円
パプアニューギニア共和国	105円	105円
パラオ共和国	105円	105円
フィジー共和国	105円	105円
フランス領ポリネシア	105円	105円
マーシャル諸島共和国	105円	105円
トケラウ諸島	170円	170円
ミクロネシア連邦	95円	95円
クリスマス島	95円	95円
ココス・キーリング諸島	95円	95円
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	44円	44円
アラスカ	44円	44円
カナダ	75円	75円
メキシコ合衆国	95円	95円
サンピエール島・ミクロン島	95円	95円

バミューダ諸島	95円	95円
アメリカ領ヴァージン諸島	155円	155円
アルバ	155円	155円
アンギラ	155円	155円
アンティグア・バーブーダ	155円	155円
オランダ領アンティール	155円	155円
キューバ共和国	155円	155円
グァデルーベ	155円	155円
グレート・ブリテン領ヴァージン諸島	155円	155円
グレナダ	155円	155円
ケイマン諸島	155円	155円
ジャマイカ	155円	155円
セントクリストファー・ネイビス	155円	155円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	155円	155円
セントルシア	155円	155円
タークス・カイコス諸島	155円	155円
ドミニカ共和国	155円	155円
ドミニカ国	155円	155円
トリニダード・トバゴ共和国	155円	155円
ハイチ共和国	165円	165円
バハマ国	155円	155円
バルバドス	155円	155円
プエルト・リーコ	155円	155円
マルティニク	155円	155円
モンセラット	165円	165円
エルサルバドル共和国	175円	175円

グアテマラ共和国	155円	155円
コスタリカ共和国	155円	155円
ニカラグア共和国	175円	175円
パナマ共和国	155円	155円
ベリーズ	175円	175円
ホンジュラス共和国	155円	155円
ブラジル連邦共和国	145円	39円
ペルー共和国	155円	45円
アルゼンチン共和国	155円	52円
ウルグアイ東方共和国	175円	175円
ベネズエラ・ボリバル共和国	175円	175円
エクアドル共和国	175円	175円
ガイアナ共和国	155円	155円
コロンビア共和国	155円	45円
スリナム共和国	175円	175円
チリ共和国	175円	175円
パラグアイ共和国	155円	64円
フォークランド諸島	175円	175円
フランス領ギアナ	155円	155円
ボリビア共和国	175円	59円
グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	105円	105円
ドイツ連邦共和国	110円	110円
フランス共和国	110円	110円
アンドラ公国	120円	120円
モナコ公国	120円	120円
イタリア共和国	130円	130円

バチカン市国	130円	130円
オランダ王国	130円	130円
サンマリノ共和国	130円	130円
スイス連邦	130円	130円
ベルギー王国	130円	130円
リヒテンシュタイン公国	130円	130円
ルクセンブルグ大公国	130円	130円
アイスランド共和国	130円	130円
アイルランド	130円	130円
アゾールス諸島	130円	130円
オーストリア共和国	130円	130円
カナリア諸島	130円	130円
ギリシャ共和国	130円	130円
グリーンランド	130円	130円
ジブラルタル	130円	130円
スウェーデン王国	130円	130円
スペイン	130円	130円
スペイン領北アフリカ	130円	130円
デンマーク王国	130円	130円
トルコ共和国	130円	130円
ノルウェー王国	130円	130円
フェロー諸島	130円	130円
フィンランド共和国	130円	130円
ポルトガル共和国	130円	130円
マディラ諸島	130円	130円
マルタ共和国	130円	130円

アゼルバイジャン共和国	130円	130円
アルバニア共和国	130円	130円
アルメニア共和国	130円	130円
ウクライナ	130円	63円
ウズベキスタン共和国	130円	130円
エストニア共和国	130円	130円
カザフスタン共和国	130円	130円
キルギス共和国	130円	130円
グルジア	130円	130円
クロアチア共和国	130円	130円
スロバキア共和国	130円	130円
スロベニア共和国	130円	130円
セルビア共和国	130円	130円
タジキスタン共和国	130円	130円
チェコ共和国	130円	130円
トルクメニスタン	130円	130円
ハンガリー共和国	130円	130円
ブルガリア共和国	130円	130円
ベルラーシ共和国	130円	130円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	130円	130円
ポーランド共和国	130円	130円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	130円	130円
モルドバ共和国	130円	130円
モンテネグロ共和国	130円	130円
ラトビア共和国	130円	130円
リトアニア共和国	130円	130円

ルーマニア	130円	65円
ロシア連邦	130円	22円
アセンション島	175円	175円
アルジェリア民主人民共和国	175円	175円
アンゴラ共和国	175円	175円
ウガンダ共和国	175円	175円
エジプト・アラブ共和国	175円	175円
エチオピア連邦民主共和国	175円	175円
エリトリア国	175円	175円
ガーナ共和国	175円	58円
カーボベルデ共和国	175円	175円
ガボン共和国	175円	175円
カメルーン共和国	175円	175円
ガンビア共和国	175円	175円
ギニア共和国	175円	175円
ギニアビサウ共和国	260円	260円
ケニア共和国	175円	175円
コートジボワール共和国	175円	175円
コモロ連合	175円	175円
コンゴ共和国	250円	250円
コンゴ民主共和国	175円	175円
サントメ・プリンシペ民主共和国	187円	187円
ザンビア共和国	175円	175円
シエラレオネ共和国	175円	175円
ジブチ共和国	175円	175円
社会主義人民リビア・アラブ国	175円	175円

ジンバブエ共和国	175円	175円
スーダン共和国	175円	175円
スワジランド王国	175円	175円
セーシェル共和国	187円	187円
赤道ギニア共和国	175円	175円
セネガル共和国	175円	175円
セントヘレナ島	175円	175円
ソマリア共和国	175円	175円
タンザニア連合共和国	175円	175円
チャド共和国	250円	250円
中央アフリカ共和国	175円	175円
チュニジア共和国	175円	175円
トーゴ共和国	175円	175円
ナイジェリア連邦共和国	175円	70円
ナミビア共和国	175円	175円
ニジェール共和国	175円	175円
ブルキナファソ	175円	175円
ブルンジ共和国	175円	175円
ボツワナ共和国	175円	175円
マイヨット島	175円	175円
ペナン共和国	175円	175円
マダガスカル共和国	175円	175円
マラウイ共和国	175円	175円
マリ共和国	175円	175円
南アフリカ共和国	175円	175円
モーリシャス共和国	175円	175円

モザンビーク共和国	175円	175円
モーリタニア・イスラム共和国	175円	175円
モロッコ王国	175円	175円
リベリア共和国	175円	175円
ルワンダ共和国	175円	175円
レソト国	175円	175円
レユニオン	175円	175円
ディエゴ・ガルシア	187円	187円
特定衛星携帯電話 1 (スラーヤ)	275円	275円
特定衛星携帯電話 2 (イリジウム)	380円	380円
インマルサット B 型	380円	380円
インマルサット M 型	450円	450円
インマルサットミニM型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型 (その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speachモード以外の場合)	260円	260円
インマルサットミニM型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型 (その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speachモードの場合)	840円	840円



2-4 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	27.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	20秒	20秒	30秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	27.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに10円			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	22.5秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒

2-5 Skype通話に係るもの

第3 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用																			
(1) パケット通信料の適用	<p>パケット通信料の適用は、以下のとおりとします。</p> <p>ア イからケ以外のもの</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>(イ) 特定携帯情報端末通信のもの</p> <p>1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ a u. N E T機能に係るもの</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>(イ) 特定携帯情報端末通信のもの</p> <p>1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>ウ E Z w e b機能に係るもの</p> <p>次表の区分ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">タイプⅠに係るもの</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(ア) (イ)から(エ)以外のもの</td> <td style="text-align: center;">標準タイムに係るもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">お得タイムに係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">(イ) E Z w e b電子メールに係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">(エ) B R E Wダウンロードサーバとの間の通信に係るもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">タイプⅡに係るもの</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">(ア) (イ)以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">(イ) E Z w e b電子メールに係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			タイプⅠに係るもの	(ア) (イ)から(エ)以外のもの	標準タイムに係るもの	お得タイムに係るもの	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの		(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの		(エ) B R E Wダウンロードサーバとの間の通信に係るもの		タイプⅡに係るもの	(ア) (イ)以外のもの		(イ) E Z w e b電子メールに係るもの	
区 分																			
タイプⅠに係るもの	(ア) (イ)から(エ)以外のもの	標準タイムに係るもの																	
		お得タイムに係るもの																	
	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの																		
	(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの																		
	(エ) B R E Wダウンロードサーバとの間の通信に係るもの																		
タイプⅡに係るもの	(ア) (イ)以外のもの																		
	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの																		

備考 お得タイムに係る情報量は、次のとおり区分します。

区 分	情 報 量
レベル1	URLごとの1の情報閲覧に係る情報量のうち 12800バイトまでの部分
レベル2	URLごとの1の情報閲覧に係る情報量のうち 12800バイトを超える部分

エ 第1種BREW. NET機能及び第2種BREW. NET機能に係るもの

1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

オ PCサイト閲覧機能に係るもの

1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

カ 削除

キ マルチキャスト情報受信機能（タイプIに限ります。）に係るパケット通信に関する料金については、2（料金額）の規定によらず、1の料金月ごとに税抜額 300円（税込額 315円）とします。この場合において、契約者は、この機能によるパケット通信の有無若しくは受信した情報の総情報量にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、この料金額の支払いを要します。

ただし、この機能の利用に係る請求を行った日を含む料金月については、その請求がその機能を廃止した後に再び利用するためのものでない場合に限り、その支払いを要しません。

ク マルチキャスト情報受信機能（タイプIIに限ります。）に係るパケット通信（当社が別に定める情報の受信に関するものを除きます。）に関する料金については、2（料金額）の規定によらず、1の料金月ごとに税抜額 250円（税込額 262円）とします。この場合において、契約者は、この機能によるパケット通信の有無若しくは受信した情報の総情報量にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、この料金額の支払いを要します。

ただし、この機能の利用に係る請求を行った日を含む料金月については、その支払いを要しません。

ケ IS NET機能に係るもの

1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

(2) 標準タイム及びお得タイムの適用

ア 標準タイム及びお得タイムとは、次の時間帯をいいます。

区 分	時間帯
標準タイム	午前0時から午前1時まで及び午後5時から午後12時までの間
お得タイム	午前1時から午後5時までの間

	<p>イ 標準タイム及びお得タイムの適用は、URLごとの1の情報閲覧に係る情報の取得を開始した時刻によります。</p>											
<p>(2)の2 ローミングのポケット通信料の適用</p>	<p>ローミング（特定事業者のau通信サービス契約約款に規定するauサービス（au電話を除きます。）の提供を受けているものに限り、その契約者回線に係るポケット通信については、特定事業者の料金表に規定する料金額と同額を適用します。</p>											
<p>(3) 特定料金種別1のポケット通信料の取扱い</p>	<p>ア 特定料金種別1を選択している契約者（auデュアル又はUIMサービスの契約者回線に係るものに限り、その契約者回線からのポケット通信に係る料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、その契約者回線に係る、控除可能額から通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「ポケット通信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>ただし、(4)、(6)、(8)又は(8)の2の適用を受けているときは、この限りではありません。</p> <p>イ ポケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別1の適用を受けているauデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「ポケット通信料控除額」といいます。）がポケット通信料控除可能額に満たない場合は、第2（通話料）1（適用）(9)の2及び当社の電話サービス等契約約款料金表第2（通話等料金）1（適用）(14)に規定する取扱いを行います。</p>											
<p>(3)の2 基本使用料の料金種別によるポケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 第3種auポケット、第4種auポケット又は第5種auポケットに係る基本使用料の料金種別として、下表の左欄に規定するものを選択しているau契約者は、その契約者回線からのポケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1503 1362 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1503 900 1688" rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="900 1503 1362 1576">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="900 1576 1362 1688">税 抜 額 (税 込 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1688 900 1794">WINシングルLL</td> <td data-bbox="900 1688 1362 1794">0円から36,000円までの部分 (0円から37,800円までの部分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1794 900 1899">WINシングルL</td> <td data-bbox="900 1794 1362 1899">0円から22,500円までの部分 (0円から23,625円までの部分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1899 900 2004">WINシングルM</td> <td data-bbox="900 1899 1362 2004">0円から11,250円までの部分 (0円から11,812円までの部分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 2004 900 2101">WINシングルS</td> <td data-bbox="900 2004 1362 2101">0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	税 抜 額 (税 込 額)	WINシングルLL	0円から36,000円までの部分 (0円から37,800円までの部分)	WINシングルL	0円から22,500円までの部分 (0円から23,625円までの部分)	WINシングルM	0円から11,250円までの部分 (0円から11,812円までの部分)	WINシングルS	0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額											
	税 抜 額 (税 込 額)											
WINシングルLL	0円から36,000円までの部分 (0円から37,800円までの部分)											
WINシングルL	0円から22,500円までの部分 (0円から23,625円までの部分)											
WINシングルM	0円から11,250円までの部分 (0円から11,812円までの部分)											
WINシングルS	0円から1,000円までの部分 (0円から1,050円までの部分)											

WINシングルLL WiMAXフルサポート	0円から36,000円までの部分 (0円から37,800円までの部分)
WINシングルL WiMAXフルサポート	0円から22,500円までの部分 (0円から23,625円までの部分)
WINシングルM WiMAXフルサポート	0円から11,250円までの部分 (0円から11,812円までの部分)
WINシングルLL WiMAXシンプル	0円から36,000円までの部分 (0円から37,800円までの部分)
WINシングルL WiMAXシンプル	0円から22,500円までの部分 (0円から23,625円までの部分)
WINシングルM WiMAXシンプル	0円から11,250円までの部分 (0円から11,812円までの部分)
ビジネスWINシングル定額 WiMAXフルサポート	0円から84,000円までの部分 (0円から88,200円までの部分)
ビジネスWINシングル定額 WiMAXシンプル	0円から84,000円までの部分 (0円から88,200円までの部分)
PHOTO-Uプラン	0円から 372円までの部分 (0円から 390円までの部分)
biblio Leaf プラ ン	0円から 500円までの部分 (0円から 525円までの部分)

イ パケット通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに料金月単位で行います。

ウ 当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額を日割りします。

エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(3)の3 定期前払auサービスの契約者回線に係るパケット通信料の減額適用

定期前払au契約者は、その定期前払auサービスの契約者回線のパケット通信に係る料金(特定事業者が提供するローミングに関する料金を含みます。)の月間累計額のうち、5,000課金対象パケットに相当する料金額の支払いを要しません。

(3)の4 繰越控除可能額に係るパケット通信料の減額適用

ア 契約者は、その契約者回線(auデュアル又はUIMサービスの契約者回線に係るもの)からのパケット通信に係る料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((3)を適用した後の額とします。)のうち、その契約者回線に係る、前料金月からの繰越控

除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「パケット通信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

（ア）（４）、（６）、（８）又は（８）の２の適用を受けているとき。

（イ）その契約者回線の基本使用料の料金種別がプランE、プランF（IS）、プランEシンプル、プランW、プランF（IS）シンプル又はプランWシンプルであるとき。

イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 当社は、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「パケット通信料繰越控除額」といいます。）がパケット通信料繰越控除可能額に満たない場合は、第2（通話料）1（適用）（10）の3及び当社の電話サービス等契約約款料金表第2（通話等料金）1（適用）（15）に規定する取扱いを行います。

（3）の5 WIN  
シングル定額  
又はWINモ  
ジュール定額  
の契約者回線  
に係るパケッ  
ト通信料の適  
用

ア 第3種auパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がWINシングル定額のものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線からのパケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
上限定額料	税抜額3,600円（税込額3,780円）

イ 第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてWINシングル定額が選択された場合若しくはWINシングル定額の料金種別の変更があった場合（WINシングル定額以外への料金種別の変更があった場合を含みます。以下このイにおいて同じとします。）、auサービスの一時休止があった場合又はau契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定により基本使用料の料金種別としてWINシングル定額が選択された場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定により基本使用料の料金種別についてWINシングル定額の料金種別の変更があった場合、auサー



	<p style="text-align: center;">ビスの一時休止があった場合又はa u契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日)</p> <p>ウ ア及びイの規定は、第3種a uパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がWINモジュール定額のものに限ります。）に係るパケット通信料について準用します。この場合において、ア及びイの規定中、「WINシングル定額」とあるのは「WINモジュール定額」と、イの規定中、「その基本使用料の料金種別としてWINシングル定額が選択された場合」とあるのは「その基本使用料の料金種別としてWINモジュール定額が適用されることとなる場合」とそれぞれ読み替えるものとします。</p>
<p>(3)の6 プランE又はプランEシンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用I</p>	<p>第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からのパケット通信（別表1（オプション機能）5欄に規定するE Z w e b電子メールに係るものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p>
<p>(3)の7 プランE又はプランEシンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用II</p>	<p>ア 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなものに限ります。）からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、別表1（オプション機能）5欄に規定するE Z w e b電子メールに係るもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) E Z w e b機能及び第2種BREW、NET機能に係るパケット通信について2（料金額）に規定する料金額により算定した額並びにマルチキャスト情報受信機能（タイプIに限ります。）に係るパケット通信について(1)に規定する料金額の合計額（次表に規定するE Z w e b機能等上限額（キの規定によりE Z w e b機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、E Z w e b機能等上限額をその額とします。）に、PCサイト閲覧機能及びIS NET機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について2（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するPCサイト閲覧機能等上限額（キの規定によりPCサイト閲覧機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、PCサイト閲覧機能等上限額をその額とします。）に、ネットワーク負荷制御機能を具備する端末設備を利用する場合であってその機能により制御を受けることとなるパケット通信（IS NET機能に係るパケット通信及び特定携帯情報端末通信を除きます。以下「負荷制御通信」といいます。）について2（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するPC等接続通信上限額（キの規定によりPC等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、PC等接続通</p>

信上限額をその額とします。)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額 (税込額)
E Z w e b機能等上限額	4,200円 (4,410円)
P Cサイト閲覧機能等上限額	5,700円 (5,985円)
P C等接続通信最大上限額	9,900円 (10,395円)

(イ) E Z w e b機能、第2種BREW、NET機能、P Cサイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能及びI S NET機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2 (料金額) 規定する料金額により算定した額

(ウ) マルチキャスト情報受信機能 (タイプIIに限ります。)に係るパケット通信について(1)に規定する料金額

イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてプランE又はプランEシンプルな適用を開始した日からとします。

エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) a uサービスの利用の一時休止があったとき (その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) a u契約の解除があったとき。

(ウ) 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はU I Mサービス以外へのa uサービスの種類の変更があったとき。

(エ) プランE又はプランEシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本取扱いの適用
1 a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル若しくはU I Mサービス以外へのa uサービスの種類の変更又はプランE若しくはプランE以	そのa uサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。

k

外への料金種別の変更があったとき。

備考 第3種 a uデュアル、第4種 a uデュアル、第5種 a uデュアル又はU I Mサービス以外への a uサービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適用を廃止する場合、E Z w e b機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その a uサービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。

カ 本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、E Z w e b機能等上限額、P Cサイト閲覧機能等上限額又はP C等接続通信上限額の支払いを要します。  
 キ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、E Z w e b機能等上限額、P Cサイト閲覧機能等上限額及びP C等接続通信上限額の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

(3)の8 P H O T O - U プランの契約者回線に係るパケット通信料の適用

ア 第5種 a uパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がP H O T O - U プランのものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線からのパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(3)の2の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
上限定額料	税抜額 371円（税込額389円）

イ 第1（基本使用料等）1（適用）(3)の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてP H O T O - U プランが選択された場合又は a u 契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する上限定額料の日割

りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定により基本使用料の料金種別としてPHOTO-Uプランが選択された場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、au契約の解除があった場合は、その解除があった日の前日）

(3)の9 WND  
プランの契約  
者回線に係る  
パケット通信  
料の適用

第5種auパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がWNDプランのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からのパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。

(3)の10 b i b  
l i o L e  
a f プランの  
契約者回線に  
係るパケット  
通信料の適用

ア 第5種auパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がb i b l i o L e a f プランのものに限ります。）の契約者は、その契約者回線からのパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(3)の2の適用による場合は、適用した後のものとしします。以下この欄において同じとします。）について、当社又は当社が別に定める第三者がこれを負担することを承諾していただきます。  
イ 契約者は、アの規定により当社又は当社が別に定める第三者が負担することを承諾した料金の支払いを要しません。

(3)の11 W I N  
シングルW i  
M A X 定額の  
契約者回線に  
係るパケット  
通信料の適用

ア 第4種auパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がW I N シングルW i M A X 定額のものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線からのパケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(3)の2の適用による場合は、適用した後の額としします。）が、次表の上限定額料（ウの規定により上限定額料を日割りした場合はその額としします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	上限定額料
	税抜額（税込額）
W I N シングル定額 W i M A X フルサポート	4,543円（4,770円）
W I N シングル定額 W i M A X シンプル	4,543円（4,770円）

ビジネスWINシングル定額 WiMAXフルサポート	2,476円(2,599円)
ビジネスWINシングル定額 WiMAXシンプル	2,476円(2,599円)

イ パケット通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

ウ 第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合若しくはアに定める料金種別の変更があった場合（アに定めるもの以外への料金種別の変更があった場合を含みます。以下このウにおいて同じとします。）、auサービスの一時休止があった場合又はau契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定により基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の規定により基本使用料の料金種別についてアに定めるもの以外への料金種別の変更があった場合、auサービスの一時休止があった場合又はau契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）

(3)の12 プランF（IS）又はプランF（IS）シンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用I

第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルなものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からのパケット通信（次表に定めるものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。

支払いを要しないパケット通信
EZweb機能、第2種BREW.NET機能、マルチキャスト情報受信機能（タイプIに限ります。）及びIS.NET機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信

(3)の13 プランF（IS）又はプランF（

ア 第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルなものに限ります。）から

IS) シンプルの契約者回線に係るパケット通信料の適用II

のパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。

(ア) PCサイト閲覧機能に係るパケット通信について2（料金額）に規定する料金額により算定した額（次表に規定するPCサイト閲覧機能上限額（キの規定によりPCサイト閲覧機能上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、PCサイト閲覧機能上限額をその額とします。）に、負荷制御通信について2（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するPC等接続通信上限額（キの規定によりPC等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、PC等接続通信上限額をその額とします。）

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額（税込額）
PCサイト閲覧機能上限額	500円（ 525円）
PC等接続通信上限額	4,700円（ 4,935円）

(イ) EZweb機能、第2種BREW.NET機能、PCサイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能及びIS.NET機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2（料金額）に規定する料金額により算定した額

(ウ) マルチキャスト情報受信機能（タイプIIに限ります。）に係るパケット通信について(1)に規定する料金額

イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルの適用を開始した日からとします。

エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) auサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) au契約の解除があったとき。

(ウ) 第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービス以外へのauサービスの種類の変更があったとき。

(エ) プランF（IS）又はプランF（IS）シンプル以外への料金種別の変更があったとき。

オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本取扱いの適用

1 auサービスの利用の一時休止又はau契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル若しくはUIMサービス以外へのauサービスの種類の変更又はプランF（IS）若しくはプランF（IS）シンプル以外への料金種別の変更があったとき。	そのauサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
備考 第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービス以外へのauサービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適用を廃止する場合、EZweb機能若しくはIS NET機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、そのauサービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。	

カ 本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、PCサイト閲覧機能上限額又はPC等接続通信上限額の支払いを要します。

キ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、PCサイト閲覧機能上限額及びPC等接続通信上限額の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

(4) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引I（Packet On

ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引I（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、2（料金額）の規定により算定したパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金

eミドルパック、Packet Oneスーパーパック)

を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額に代えて、その月間累計額から同表に規定する割引可能額(シ及びスの規定により日割りした場合はその額)を控除して得た額(月間累計額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。)に、同表に規定する超過分係数を乗じて得た額を料金額として適用することをいいます。

この場合、本割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料	割引可能額	超過分係数
ミドルパック	税抜額 2,400円 (税込額 2,520円)	税抜額10,000円 (税込額10,500円)	0.30
スーパーパック	税抜額 8,500円 (税込額 8,925円)	税抜額45,000円 (税込額47,250円)	0.20

イ 本割引は、auサービス(第1種auデュアル、第2種auデュアル、第1種auパッケージ又は第2種auパッケージに限ります。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 第1種定期au契約に基づき提供される第2種auパッケージに係るもの

(イ) (6)の適用を受けているもの

ウ 第2種auパッケージに係る本割引の申込み(本割引の種類の変更の申込みを含みます。)は、包括回線グループを単位として行っていただきます。

エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。

オ パッケージ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本割引の適用の開始
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時に行了われた場合	そのauサービスの提供を開始した日
2 本割引の申込みが、その契約者回線に係るauサービスの再利用の請求と同時に行了われた場合	そのauサービスの再利用を開始した日
3 本割引の申込みが、第1種auデュアル、第2種auデュアル、第1種auパッケージ	その変更後のauサービスの提供を開始した日



又は第2種auパッケージへのauサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合

4 1から3以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき

本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前にauサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第1種auデュアル、第2種auデュアル、第1種auパッケージ若しくは第2種auパッケージへのauサービスの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、本割引の申込日から直近の日）

備考 第1種auデュアル、第2種auデュアル、第1種auパッケージ又は第2種auパッケージへのauサービス種類の変更を行った日から本割引の適用を開始する場合は、EZweb機能に係るパッケージ通信について、そのauサービスの種類を変更した時点から本割引の適用を開始するものとします。

キ 契約者が、本割引を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のパッケージ通信料について、変更後の種類を適用します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) その契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき（第2種auパッケージに係る契約者回線については、その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったときに限ります。）

(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）

(ウ) au契約の解除があったとき。

(エ) 第1種auデュアル、第2種auデュアル、第1種auパッケージ又は第2種auパッケージ以外へのauサービスの種類の変更があったとき

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパッケージ通信料について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの	その一時休止日、契約解除日又は種類の変

利用の一時休止、 a u 契約の解除又は a u 電話への種 類の変更があった とき。	更日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
3 第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第1種 a u パケット又は第2種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更があったとき。	その種類の変更日の前日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
備考 第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第1種 a u パケット又は第2種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更を行うとともに本割引の適用を廃止する場合、E Z w e b 機能に係るパケット通信については、その a u サービスの種類を変更した時点まで本割引の適用の対象とします。	

コ 本割引を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合又は第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第1種 a u パケット若しくは第2種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更により本割引の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第1種 a u パケット又は第2種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更により本割引を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日）

シ サの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じて、アに定める割引可能額を日割りします。

ス シの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

セ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金

が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(5) 着信課金用  
ドメイン名に  
係るパケット  
通信料の割引  
の適用

ア 着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、C P A利用回線（当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定するリモートアクセスサービス（タイプIIのものに限ります。）の利用契約回線をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者（以下この欄において「C P A契約者」といいます。）が下表に規定する定額料を支払った場合に、着信課金用ドメイン名（当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定する着信課金用ドメイン名であって、そのC P A契約者があらかじめ指定したものをいいます。以下この欄において同じとします。）によるパケット通信（9.6 kbit/sの第1種 a uパケットに係る契約者回線との間のパケット通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、2-2-1の規定に代えて、同表に規定する適用額を適用することをいいます。

この場合において、同表に規定する定額料は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に規定する着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）の定額料と合わせた額とします。

区 分	料 金 額
定額料	1 着信課金用ドメイン名ごとに月額 税抜額1,000円（税込額1,050円）
適用額	1 課金対象パケットごとに 税抜額0.15円（税込額0.1575円）

イ 本割引の申込みは、1の着信課金用ドメイン名ごとに、その特定割引の申込みと合わせて、当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定するリモートアクセスサービス等取扱所に行っていただきます。

ウ 当社は、イに規定する申込みがあったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) そのC P A契約者が、当社の電気通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その着信課金用ドメイン名に係る特定割引の申込みの承諾が得られないとき。

エ 本割引の適用を開始する場合は、その申込みに係る登録完了日（当社の機器への登録に要する期間が経過する日をいいます。以下この欄において同じとします。）を含む料金月（当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定する料金月とします。以下この欄において同じとします。）の翌料金月以降の着信課金用ドメイン名によるパケット通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、そのC P A契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申込みに係る登録完了日を含む料金月の当社が指定する日から本割引の適用を開始します。

オ 当社は、本割引の適用を受けている着信課金用ドメイン名について、そのC P A契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) そのC P A利用回線に係る契約の解除があったとき。

- (イ) 特定割引の廃止があったとき。
- (ウ) その他ウの(ア)から(イ)のいずれかに該当することとなったとき。

カ オの規定により本割引の適用を廃止した場合は、その廃止に係る登録完了日を含む料金月の末日（C P A利用回線に係る契約の解除の場合は、その契約解除日）までの着信課金用ドメイン名によるパケット通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

キ 本割引を選択したC P A契約者は、パケット通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、C P A契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、その着信課金用ドメイン名によるパケット通信が全く利用できない状態（その通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ 定額料については、日割りは行いません。

(6) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱの適用（パケット割引）

ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、(イ)に規定する適用額により算定した額から、(ア)に規定する割引可能額（サ及びシの規定により割引可能額を日割りした場合はその額）を控除して得た額（適用額により算定した額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。）を適用することをいいます。

(ア) 定額料及び割引可能額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定 額 料	税抜額1,000円（税込額1,050円）
割引可能額	税抜額1,000円（税込額1,050円）

(イ) 適用額

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
適 用 額	税抜額0.1円（税込額0.105円）

イ 本割引は、a uサービス（第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパケット又は第2種a uパケットに限り。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1種定期a u契約に基づき提供される第2種a uパケットに係るもの

(イ) (4)の適用を受けているもの

ウ 第2種a uパッケージに係る本割引の申込みは、包括回線グループを単位として行っていただきます。

エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。

オ パッケージ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	本割引の適用の開始
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時に行了われた場合	そのa uサービスの提供を開始した日
2 本割引の申込みが、その契約者回線に係るa uサービスの再利用の請求と同時に行了われた場合	そのa uサービスの再利用を開始した
3 本割引の申込みが、第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパッケージ又は第2種a uパッケージへのa uサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われた場合	その変更後のa uサービスの提供を開始した日
4 1から3以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前にa uサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパッケージ若しくは第2種a uパッケージへのa uサービスの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、本割引の申込日から直近の日）
備考 第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパッケージ又は第2種a uパッケージへのa uサービス種類の変更を行った日から本割引の適用を開始する場合は、E Z w e b機能に係るパッケージ通信について、そのa uサービスの種類を変更した時点から本割引の適用を開始するものとします。	

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) その契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき（第2種a uパッケージに係る契約者回線については、その包括回

線グループを単位とする廃止の申出があったときに限ります。)

- 
- (イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (ウ) a u契約の解除があったとき。
- (エ) 第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパケット又は第2種a uパケット以外へのa uサービスの種類の変更があったとき。

ク キの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止、a u契約の解除又はa u電話への種類の変更があったとき。	その一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
3 第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパケット又は第2種a uパケット以外へのa uサービスの種類の変更があったとき。	その種類の変更日の前日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
備考 第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパケット又は第2種a uパケット以外へのa uサービスの種類の変更を行うとともに本割引の適用を廃止する場合、E Z w e b機能に係るパケット通信については、アの(イ)の表に規定する適用額を、そのa uサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。	

ケ 本割引を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合又は第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第1種a uパケット若しくは第2種a uパケット以外へのa uサービスの種類の変更により本割引の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第1種 a u デュアル、第2種 a u デュアル、第1種 a u パケット又は第2種 a u パケット以外への a u サービスの種類の変更により本割引を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日）

サ コの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じてアに定める割引可能額を日割りします。

シ サの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(7) 削除

削除

(8) 特定のパケット通信への2段階定額制の適用（ダブル定額スーパーライト、ダブル定額ライト、ダブル定額、パケット割WINミドル、パケット割WINスーパー）

ア 当社は、a u 契約者からの申込みにより、そのa u サービス（第3種 a u デュアル、第4種 a u デュアル、第5種 a u デュアル又はU I M サービスに限ります。）の契約者回線からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する額を合計した額（その合計した額が次表に規定する最小定額料に満たない場合は最小定額料（コの規定により最小定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）とします。）を適用する取扱い（以下「特定パケット通信2段階定額制」といいます。）を行います。

この場合、特定パケット通信2段階定額制には、次表に規定する4種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。  
1 契約ごとに月額

種 類	最小定額料
	税抜額（税込額）
ダブル定額スーパーライト	372円（ 390円）
ダブル定額ライト	1,000円（1,050円）
ダブル定額	2,000円（2,100円）

パケット割WINミドル	4,000円(4,200円)
パケット割WINスーパー	7,500円(7,875円)

(ア) E Z w e b機能及び第2種B R E W. N E T機能に係るパケット通信について2(料金額)の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額並びにマルチキャスト情報受信機能(タイプIに限ります。)に係るパケット通信について(1)に規定する料金額の合計額(②に規定するE Z w e b機能等最大定額料(コの規定によりE Z w e b機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、E Z w e b機能等最大定額料をその額とします。)に、P Cサイト閲覧機能及びI S N E T機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について2(料金額)の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額(②に規定するP Cサイト閲覧機能等最大定額料(コの規定によりP Cサイト閲覧機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、P Cサイト閲覧機能等最大定額料をその額とします。)に、負荷制御通信について2(料金額)の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額(②に規定するP C等接続通信最大定額料(コの規定によりP C等接続通信最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、P C等接続通信最大定額料をその額とします。)

① 適用額

1 課金対象パケットごとに

種 類	適 用 額
	税抜額(税込額)
ダブル定額スーパーライト	0.1 円(0.105 円)
ダブル定額ライト	0.08 円(0.084 円)
ダブル定額	0.05 円(0.0525 円)
パケット割WINミドル	0.025円(0.02625円)
パケット割WINスーパー	0.015円(0.01575円)

② 最大定額料

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額(税込額)
E Z w e b機能等最大定額料	4,200円(4,410円)
P Cサイト閲覧機能等最大定額料	5,700円(5,985円)



PC等接続通信最大定額料	9,900円(10,395円)
--------------	-----------------

(イ) EZweb機能、第2種BREW.NET機能、PCサイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能及びIS NET機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2(料金額)の規定に代えて、次表に規定する適用額により算定した額  
1課金対象パケットごとに

種 類	適 用 額
	税抜額(税込額)
ダブル定額スーパーライト	0.1 円 (0.105 円)
ダブル定額ライト	0.08 円 (0.084 円)
ダブル定額	0.05 円 (0.0525 円)
パケット割WINミドル	0.025円 (0.02625円)
パケット割WINスーパー	0.015円 (0.01575円)

(ウ) マルチキャスト情報受信機能(タイプIIに限ります。)に係るパケット通信について(1)に規定する料金額

イ 特定パケット通信2段階定額制は、auサービス(第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り選択することができます。

ただし、パケット割WINミドル及びパケット割WINスーパーについては、UIMサービス(タイプIIに限ります。)の契約者回線は、選択することができません。

(ア) 基本使用料の料金種別がパケット定額プラン(プランE、プランF(IS)、プランEシンプル又はプランF(IS)シンプルをいいます。以下この欄において同じとします。)のもの。

(イ) (8)の2の適用を受けているもの。

ウ 当社は、特定パケット通信2段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定パケット通信2段階定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	特定パケット通信2段階定額制の適用の開始
1 特定パケット通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込み	そのauサービスの提供を開始した日

と同時に行われた場合	
2 特定パケット通信 2 段階定額制の申込みが、その契約者回線に係る a u サービスの再利用の請求と同時に行われた場合	その a u サービスの再利用を開始した日
3 特定パケット通信 2 段階定額制の申込みが、第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービスへの a u サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合	その変更後の a u サービスの提供を開始した日
4 特定パケット通信 2 段階定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限りません。）に係る請求と同時に行われた場合	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
5 1 から 4 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	特定パケット通信 2 段階定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、特定パケット通信 2 段階定額制の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信 2 段階定額制の申込日から直近の日）
備考 第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービスへの a u サービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始する場合は、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その a u サービスの種類を変更した時点から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始するものとします。	

カ 契約者が、特定パケット通信 2 段階定額制を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のパケット通信料について、変更後の種類を適用します。

キ 当社は、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を受けている契約

者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止します。

(ア) その契約者から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止する申出があったとき。

(イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(ウ) a u 契約の解除があったとき。

(エ) 第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービス以外への a u サービスの種類の更改があったとき。。

(オ) パケット定額プランへの料金種別の更改があったとき。

(カ) ( 8 ) の 2 の適用の申込みがあったとき。

(キ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク キの規定により、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止した後、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ 2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。

区 分	特定パケット通信 2 段階定額制の適用
1 2 又は 3 以外により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定額制の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止又は a u 契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定額制の適用の対象とします。
3 第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル若しくは U I M サービス以外への a u サービスの種類の更改又はパケット定額プランへの料金種別の更改があったとき。	その a u サービスの種類の更改日の前日又は料金種別の更改日の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定額制の適用の対象とします。

備考 第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービス以外への a u サービスの種類の更改を行うとともに特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止する場合、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの (ア) の表に規定する適用額を、その a u サービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。

ケ 特定パケット通信 2 段階定額制を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する最小定額料、E Z w e b 機能等最大定額料、P C サイト閲覧機能等最大定額料又は P C 等接続通信最大定額料の支払いを要します。

コ オの表の規定により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始した場合又はキの(エ)若しくは(オ)の規定により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する最小定額料、E Z w e b 機能等最大定額料、P C サイト閲覧機能等最大定額料及び P C 等接続通信最大定額料の日割りを行います

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの(エ)又は(オ)の規定により特定パケット通信 2 段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

サ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、最小定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(8)の 2 特定の  
パケット通信  
への定額制の  
適用（I S フ  
ラット）

ア 当社は、a u 契約者からの申込みにより、次表に規定する定額料を支払った場合に、その a u サービス（第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービスに限ります。）の契約者回線からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、(ア)、(イ) 及び(ウ)に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下「特定パケット通信定額制」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定額料	税抜額5, 200円（税込額5, 460円）

(ア) P C サイト閲覧機能に係るパケット通信について 2（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額（②の表に規定する P C サイト閲覧機能上限額（ケの規定により P C サイト閲覧機能上限額を日割りした場合はその額とします

。)以上となる場合、P Cサイト閲覧機能上限額をその額とします。)に、負荷制御通信について2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額 (②の表に規定するP C等接続通信上限額 (ケの規定によりP C等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。)以上となる場合、P C等接続通信上限額をその額とします。))。

① 適用額

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
適用額	税抜額0.025円 (税込額0.02625円)

② 上限額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額 (税込額)
P Cサイト閲覧機能上限額	500円 ( 525円)
P C等接続通信上限額	4,700円 ( 4,935円)

(イ) E Z w e b機能、第2種B R E W . N E T機能、P Cサイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信又は負荷制御通信以外のパケット通信について、2 (料金額) の規定に代えて、(ア)の②の表に規定する適用額により算定した額

(ウ) マルチキャスト情報受信機能 (タイプIIに限り)に係るパケット通信について(1)に規定する料金額

イ 特定パケット通信定額制は、a uサービス (第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はU I Mサービスに限り)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がパケット定額プラン (プランE、プランF (I S)、プランEシンプル又はプランF (I S) シンプルをいいます。以下この欄において同じとします。)のもの。

(イ) (8)の適用を受けているもの。

ウ 当社は、特定パケット通信定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定パケット通信定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	特定パケット通信定額制の適用の開始
1 特定パケット通信定額制の	そのa uサービスの提供を開始

申込みが、その契約者回線に係る a u 契約の申込みと同時に行われた場合	した日
2 特定パケット通信定額制の申込みが、その契約者回線に係る a u サービスの再利用の請求と同時に行われた場合	その a u サービスの再利用を開始した日
3 特定パケット通信定額制の申込みが、第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービスへの a u サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合	その変更後の a u サービスの提供を開始した日
4 特定パケット通信定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限ります。）に係る請求と同時に行われた場合	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
5 1 から 4 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から特定パケット通信定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	特定パケット通信定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、特定パケット通信定額制の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信定額制の申込日から直近の日）
備考 第 3 種 a u デュアル、第 4 種 a u デュアル、第 5 種 a u デュアル又は U I M サービスへの a u サービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信定額制の適用を開始する場合は、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その a u サービスの種類を変更した時点から特定パケット通信定額制の適用を開始するものとします。	

カ 当社は、特定パケット通信定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信定額制の適用を廃止します。

(ア) その契約者から特定パケット通信定額制の適用を廃止する申

出があったとき。

(イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(ウ) a u契約の解除があったとき。

(エ) 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はU I Mサービス以外へのa uサービスの種類の変更があったとき。

(オ) パケット定額プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(カ) (8)の適用の申込みがあったとき。

(キ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ カの規定により、特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	特定パケット通信定額制の適用
1 2又は3以外により特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
3 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル若しくはU I Mサービス以外へのa uサービスの種類の変更又はパケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。	そのa uサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
備考 第3種a uデュアル、第4種a uデュアル、第5種a uデュアル又はU I Mサービス以外へのa uサービスの種類の変更を行うとともに特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合、E Z w e b機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの(ア)の表に規定する適用額を、そのa uサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。	

ク 特定パケット通信定額制を選択した契約者は、ケに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料、P Cサイト閲覧機能

上限額又はP C等接続通信上限額の支払いを要します。  
 ケ オの表の規定により特定パケット通信定額制の適用を開始した場合又は力の(エ)若しくは(オ)の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、P Cサイト閲覧機能上限額及びP C等接続通信上限額の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、力の(エ)又は(オ)の規定により特定パケット通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

コ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、a uサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(9) 複数回線の利用を条件とする定期前払 a uサービスに関する基本使用料の減額適用を受けている契約者回線のパケット通信料の取扱

ア 当社は、複数回線の利用を条件とする定期前払 a uサービスに関する基本使用料の減額適用を受けている契約者回線に係るパケット通信であって、定期前払 a u契約の基本使用料課金対象期間に利用のあったものについて、2 - 4 に定める料金額に代え、下表に定める料金額を適用します。

料 金 額
1 課金対象パケットごとに税抜額0.15円（税込額0.1575円）

イ 当社は、定期前払 a u契約の基本使用料免除期間に行われた定期前払 a uサービスの契約者回線に係るパケット通信について、定期前払 a u契約者から複数回線の利用を条件とする定期前払 a uサービスに係る基本使用料の減額適用の申出をうけ、当社がこれを承諾した場合、アに準じて取り扱うものとします。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、第1表（a u通信サービスに関する料金）第1（基本使用料等）1（適用）（10）の2のキの各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、その事由が生じた日を含む料金月の翌料金月の初日以降に行われたパケット通信について、2 - 4 に定める料金額を適用するものとします。

(10) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線

ア 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係るパケット通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（10）の6に規定する割引選択回線群を構成する全ての契約者回線（第4種 a uパケットに係るもの又は基本使用料の料金種別がプランE、プランF



<p>に係るパケット通信料の月極割引の適用（まるごとビジネス割引）</p>	<p>（I S）、プランEシンプル、プランF（I S）シンプル、プランZシンプル、WINシングル定額若しくはWINシングルWiMAX定額のものを除きます。）からのパケット通信（（4）、（6）、（8）又は（8）の2の適用を受けたもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（3）、（3）の2又は（3）の4の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いた割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係るパケット通信料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その割引選択回線群を構成する契約者回線に関するその料金月における月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）（10）の6のクに定めるところによります。</p> <p>ウ 割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第1（基本使用料等）1（適用）（10）の6の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）（10）の6のヌに定めるところによります。</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係るパケット通信料割引額の計算等、本割引の適用については、第1（基本使用料等）1（適用）（10）の6の規定に準じて取り扱います。）。</p>
<p>(11) 第4種定期au契約に係るパケット通信料の割引の適用（法人通話パケット割引）</p>	<p>ア 第4種定期au契約に係るパケット通信料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第2（通話料）1（適用）（28）に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線からのパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（3）、（3）の4又は（12）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に0.20を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）（4）、（6）、（8）又は（8）の2の適用を受けているとき。</p> <p>（イ）その契約者回線の基本使用料の料金種別がプランE、プランF（I S）、プランEシンプル又はプランF（I S）シンプルであるとき。</p> <p>イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始及び廃止については、第2（通話料）1（適用）（28）に規定する第4種定期au契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
<p>(12) 第4種定期</p>	<p>ア 当社は、第2（通話料）1（適用）（28）に規定する定額対象回線</p>

<p>a u 契約に係るパケット通信料の適用（法人通話・パケット割）</p>	<p>群を構成する契約者回線（第2（通話料）1（適用）(29)の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からのパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(3)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）（4）、（6）、（8）又は（8）の2の適用を受けているとき。  （イ） その契約者回線の基本使用料の料金種別がプランE、プランF（IS）、プランEシンプル又はプランF（IS）シンプルであるとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 779 1362 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 779 1362 853">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 853 1362 1503"> <p>1の契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引（特定事業者のa u通信サービス契約約款に定める第4種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その定額対象回線群を構成する契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額及び通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものをいいます。）の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(12)及び第2（通話料）1（適用）(29)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ パケット通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始及び廃止については、第2（通話料）1（適用）(29)に規定する第4種定期a u契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p>	控除額	<p>1の契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引（特定事業者のa u通信サービス契約約款に定める第4種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その定額対象回線群を構成する契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額及び通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものをいいます。）の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(12)及び第2（通話料）1（適用）(29)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>
控除額			
<p>1の契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引（特定事業者のa u通信サービス契約約款に定める第4種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その定額対象回線群を構成する契約者回線からのパケット通信に関する料金の月間累計額及び通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものをいいます。）の合計額（その定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(12)及び第2（通話料）1（適用）(29)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>			
<p>(13) 第4種a uデュアル又は第4種a uパケットの契約者回線に係るパケット通信利用の制限</p>	<p>第4種a uデュアル又は第4種a uパケットの契約者回線からのパケット通信（WiMAX利用機能を用いたものを除きます。以下この(13)において同じとします。）について、そのパケット通信に係る1料金月の課金対象パケットの総情報量が5,368,709,120バイト（以下「5ギガバイト」といいます。）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線からのパケット通信の帯域を制限します。</p>		
<p>(14) 特定接続先に係るパケッ</p>	<p>ア 特定接続先に係るパケット通信料の適用（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場</p>		

ト通信料の適用（カーナビ用料金オプション）

合に、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線（基本使用料の料金種別がパケット定額プラン（プランE、プランF（IS）、プランEシンプル又はプランF（IS）シンプルをいいます。以下この欄において同じとします。）のもの又は（8）若しくは（8）の2の適用を受けているものに限ります。）からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。）であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに関する料金について、（3）の7、（3）の13、（8）又は（8）の2の規定にかかわらず、それぞれ（3）の7、（3）の12、（8）又は（8）の2に規定するEZweb機能に係るパケット通信に係る料金と同様に扱うことをいいます。

1 契約ごとに月額

定 額 料
税抜額 200円 （税込額 210円）

- イ 本取扱いは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線であって、次のいずれかに該当するもの限り、選択することができます。
  - （ア）基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。
  - （イ）（8）又は（8）の2の適用を受けているもの。
- ウ 本取扱いの適用の開始は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
- エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。
  - （ア）その契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があったとき。
  - （イ）auサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
  - （ウ）au契約の解除があったとき。
  - （エ）第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービス以外へのauサービスの種類の変更があったとき。
  - （オ）イに規定する条件に該当しなくなったとき。
- オ エの規定により本取扱いを廃止する場合、その事由が生じた日を含む料金月の末日までのパケット通信に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
- カ 本取扱いを選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
- キ アに規定する定額料については、日割りは行いません。
- ク パケット定額プラン、（8）若しくは（8）の2の適用の開始又は廃止があった場合の取扱いについては、それぞれ（3）の7、（3）の13、（8）又は（8）の2に定めるところによります。

(15) Cメール送信に係るパケット通信料の適用

Cメール送信（タイプIIに係るものに限ります。）に係るパケット通信に関する料金については、2-3-2（au.NET機能に係るもの）又は2-3-3（EZweb機能、第1種BREW.NET機能、第2種BREW.NET機能、PCサイト閲覧機能及びIS.NET機能に係るもの）に規定する料金額を適用します。

(16) パケット通信料の減免

ア au通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるパケット通信（E Z w e b機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。

イ アの規定によるほか、契約者があらかじめ、当社が別に定める条件により情報を受けることに同意した場合、これに基づく情報（当社が別に定めるものに限ります。）の受信に係る料金については、支払いを要しません。

ただし、特定携帯情報端末がその契約者回線に接続されているときは、この限りではありません。

ウ ア又はイの規定によるほか、基本使用料の料金種別がP H O T O - Uプランの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置が接続されているものに限ります。）と当社が別に定める電気通信設備（当社がその移動無線装置に特定の情報を送信するために設置するものをいいます。）との間のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。

エ アからウの規定によるほか、契約者は、マルチキャスト情報受信機能（タイプIIに限ります。）に係るパケット通信（当社が別に定める情報の受信に係るものに限ります。）に関する料金については、支払いを要しません。

2 料金額

2-1 auデュアルに係るもの

2-1-1 2-1-2 から2-1-7 以外のもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

(3) 基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-1-2 au.NET機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額	
	税抜額（税込額）	
パケット通信料	第1種auデュアル	0.15円（0.1575円）
	第2種auデュアル	0.15円（0.1575円）

	第3種 a u デュアル	0.1 円 (0.105 円)
	第4種 a u デュアル	0.1 円 (0.105 円)
	第5種 a u デュアル	0.1 円 (0.105 円)

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円 (税込額0.21円)

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円 (税込額0.105円)

(3) 基本使用料の料金種別がプランF ( I S ) 又はプランF ( I S ) シンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円 (税込額0.02625円)

2-1-3 E Z w e b 機能に係るもの

(1) タイプIに係るもの

ア イ以外のもの

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額	
		税抜額 (税込額)	
パケット通信料	標準タイム		0.27円 (0.2835円)
	お得 タイム	レベル1	0.2 円 (0.21 円)
		レベル2	0.1 円 (0.105 円)

イ E Z w e b 電子メールに係る通信、位置算出機能に係る通信、S S L 通信等  
又はB R E Wダウンロードサーバとの間の通信に係るもの

区 分	料 金 額

パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.27円（税込額0.2835円）
---------	-----------------------------------

(2) タイプIIに係るもの

ア イ又はウ以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

イ 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

ウ 基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-1-4 第1種BREW. NET機能及び第2種BREW. NET機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.27円（税込額0.2835円）

(2) 第3種auデュアルに係るもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

イ 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

ウ 基本使用料の料金種別がプランF（I S）又はプランF（I S）シンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-1-5 PCサイト閲覧機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

(3) 基本使用料の料金種別がプランF（I S）又はプランF（I S）シンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-1-6 I S N E T機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

(3) 基本使用料の料金種別がプランF（I S）又はプランF（I S）シンプルなもの

--	--



区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-1-7 削除

2-2 auパッケージに係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象パッケージごとに

区 分			料 金 額
			税抜額 (税込額)
パッケージ 通信料	第1種 auパ ッケージ	9.6kbit/s	0.2円 ( 0.21 円)
		14.4kbit/s	0.1円 ( 0.105円)
	第2種 auパッケージ		0.1円 ( 0.105円)
	第3種 auパ ッケージ	WINシングルLL	0.012円 ( 0.0126円)
		WINシングルL	0.015円 (0.01575円)
		WINシングルM	0.025円 (0.02625円)
		WINシングルS	0.08円 ( 0.084円)
		WINシングルSS	0.1円 ( 0.105円)
		WINシングル定額フルサポート	0.05円 ( 0.0525円)
		WINシングル定額シンプル	0.05円 ( 0.0525円)
	第4種 auパ ッケージ	WINシングルLL WiMAXフルサポート	0.012円 ( 0.0126円)
		WINシングルL WiMAXフルサポート	0.015円 (0.01575円)
		WINシングルM WiMAXフルサポート	0.025円 (0.02625円)
		WINシングルLL WiMAXシンプル	0.012円 ( 0.0126円)
		WINシングルL WiMAXシンプル	0.015円 (0.01575円)
		WINシングルM WiMAXシンプル	0.025円 (0.02625円)
		WINシングル定額	0.04円 ( 0.042円)

		W i M A Xフルサポート	
		W I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	0.04円 ( 0.042円)
		ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	0.01円 ( 0.0105円)
		ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	0.01円 ( 0.0105円)
第5種 a uパ ケット		P H O T O - Uプラン	0.1円 ( 0.105円)
		W N Dプラン	0.1円 ( 0.105円)
		b i b l i o L e a fプラン	0.04円 ( 0.042円)

(2) a u . N E T機能に係るもの

1 課金対象パッケージごとに

区 分			料 金 額
			税抜額 (税込額)
パケット 通信料	第1種 a uパ ケット	9.6kbit/s	0.25円 ( 0.2625円)
		14.4kbit/s	0.15円 ( 0.1575円)
	第2種 a uパッケージ		0.15円 ( 0.1575円)
	第3種 a uパ ケット	W I NシングルL L	0.012円 ( 0.0126円)
		W I NシングルL	0.015円 (0.01575円)
		W I NシングルM	0.025円 (0.02625円)
		W I NシングルS	0.08円 ( 0.084円)
		W I NシングルS S	0.1円 ( 0.105円)
		W I Nシングル定額フルサポート	0.05円 ( 0.0525円)
		W I Nシングル定額シンプル	0.05円 ( 0.0525円)
		W I Nモジュール定額	0.05円 ( 0.0525円)
	第4種 a uパ ケット	W I NシングルL L W i M A Xフルサポート	0.012円 ( 0.0126円)
		W I NシングルL W i M A Xフルサポート	0.015円 (0.01575円)

	W I NシングルM W i M A Xフルサポート	0.025円 (0.02625円)
	W I NシングルL L W i M A Xシンプル	0.012円 (0.0126円)
	W I NシングルL W i M A Xシンプル	0.015円 (0.01575円)
	W I NシングルM W i M A Xシンプル	0.025円 (0.02625円)
	W I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	0.04円 (0.042円)
	W I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	0.04円 (0.042円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xフルサポート	0.01円 (0.0105円)
	ビジネスW I Nシングル定額 W i M A Xシンプル	0.01円 (0.0105円)

2-2-2 第1種定期 a u 契約に係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.35円 (税込額0.3675円)

(2) a u . N E T 機能に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.4円 (税込額0.42円)

2-3 UIMサービスに係るもの

2-3-1 2-3-2又は2-3-3以外のもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

(3) 基本使用料の料金種別がプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルなもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円（税込額0.02625円）

2-3-2 au.NET機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円（税込額0.105円）

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円（税込額0.21円）

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円 (税込額0.105円)

(3) 基本使用料の料金種別がプランF ( I S ) 又はプランF ( I S ) シンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円 (税込額0.02625円)

2-3-3 EZweb機能、第1種BREW. NET機能、第2種BREW. NET機能、PCサイト閲覧機能及びI S NET機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.2円 (税込額0.21円)

(2) 基本使用料の料金種別がプランE又はプランEシンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.1円 (税込額0.105円)

(3) 基本使用料の料金種別がプランF ( I S ) 又はプランF ( I S ) シンプルのもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.025円 (税込額0.02625円)

2-4 定期前払auサービスに係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額0.25円（税込額0.2625円）

## 第4 契約解除料

### 1 適用

契約解除料の適用については、第80条（定期 a u 契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契 約 解 除 料 の 適 用	
(1) 契約解除料の適用	<p>ア 第2種定期 a u 契約又は第3種定期 a u 契約に係る契約解除料については、その満了に伴いその契約を更新した回数が1回以上の場合、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに 税抜額3,000円（税込額3,150円）とします。</p> <p>イ 第4種定期 a u 契約（その a u サービス（第5種 a u パケット又は U I M サービス（タイプIIに限り）を除きます。）の利用月数が120ヶ月を超えるものであって、料金表第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受ける契約者回線に係るものに限り）に係る契約解除料については、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額3,000円（税込額3,150円）とします。</p> <p>ウ 第4種定期 a u 契約（第5種 a u パケットに係るものに限り）に係る契約解除料については、その満了に伴いその契約を更新した回数が1回以上の場合、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p>
(2) 購入サポートの適用を受けた契約者回線に係る契約解除料の適用	<p>別記37に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（その基本使用料の料金種別がシンプルプラン、W I N シングル定額シンプル又は W I N シングル W i M A X シンプルのものを除きます。）については、その購入サポートの適用を受けた日から、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入するまでの間、2（料金額）に定める契約解除料（（1）の適用を受ける場合は、適用後の額とします。）の支払いを要しません。</p>

### 2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額
		税抜額（税込額）
第1種定期 a u 契約	ア イ以外のもの	3,000円（3,150円）
	イ 第2種 a u パケットのもの	5,000円（5,250円）
第2種定期 a u 契約		10,000円（10,500円）
第3種定期 a u 契約		15,000円（15,750円）
第4種定期 a u 契約		9,500円（9,975円）



第5 プリペイド通話に係る前払い通話料

1 適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
(1) 前払い通話料の額及び有効日数等	<p>ア プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、2（料金額）に規定する支払額（以下「支払額」とします。）とします。</p> <p>イ 当社は、支払額に応じて、2（料金額）に規定する有効日数を適用します。</p>
(2) 利用料金額の取扱い	<p>当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、2（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。</p>

2 料金額

1 プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数	
			プリペイド電話契約のもの	a u 契約のもの
第1種カード	1,000円	1,000円	30日	365日
第2種カード	3,000円	3,300円	60日	365日
第3種カード	5,000円	5,500円	90日	365日
第4種カード	10,000円	10,000円	365日	365日

（注）プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記29に定めるところによります。

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第81条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用																					
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア イ又はウ以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>au契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auICカード再発行手数料</td> <td>auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auサービス利用権譲渡手数料</td> <td>auサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ユーザグループ登録手数料</td> <td>別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号登録手数料</td> <td>内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号変更手数料</td> <td>内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ログインID登録手数料</td> <td>ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	契約事務手数料	au契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auサービス利用権譲渡手数料	auサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容																			
	契約事務手数料	au契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	auサービス利用権譲渡手数料	auサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																				
	<p>イ プリペイド電話に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容																		
料金種別	内 容																				

プリペイド電話設定手数料	プリペイド電話の契約者回線に、端末設備（移動無線装置であって、auICカード対応端末以外のものに限ります。）を接続する請求（その接続が電話番号又は交換設備の登録等を要するものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
プリペイド電話利用権譲渡手数料	プリペイド電話利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

ウ 定期前払auサービスに係るもの

料金種別	内 容
定期前払au契約手数料	定期前払au契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) 契約事務手数料の適用

ア 第2種auパケットに係る第1種定期au契約について、同時に50以上の申込み（その全てが同一の包括回線グループに所属するものに限ります。）が行われた場合の契約事務手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額300円（税込額315円）とします。

イ そのau契約（第2種auパケットに係るものを除きます。）の申込みが、当社が別に定める態様により、他のau契約（第2種auパケットに係るものを除きます。）を解除すると同時に申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。

ウ そのau契約（UIMサービスに係るものに限ります。）の申込みが、当社が別に定める態様により、プリペイド電話契約（プリペイドに係るものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。

(3) 番号登録手数料の適用

ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。

イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円（税込額1,785円）とします。

ウ 契約事務手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。

エ そのau契約に係る契約者回線において利用する移動無線装置の変更に伴う電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払を要しません。

	ただし、当社が別に定める移動無線装置の変更に伴うものについては、この限りではありません。
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 着信短縮ダイヤル機能に関する交換設備の登録等のみを行う場合のシステム登録手数料の額は、2(料金額)の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,000円(税込額1,050円)とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは番号登録手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p>
(5) 削除	削除
(6) auサービス利用権譲渡手数料の適用	<p>ア auサービス利用権譲渡手数料は、そのauサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のauサービス利用権の譲渡については、auサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>
(7) プリペイド電話利用権譲渡手数料の適用	<p>ア プリペイド電話利用権譲渡手数料は、そのプリペイド電話利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のプリペイド電話利用権の譲渡については、プリペイド電話利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>
(8) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1(オプション機能)24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2(料金額)に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。
(9) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	<p>ア 2(料金額)に規定する内線番号登録手数料(その契約者回線に係るものに限ります。)及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 別表1(オプション機能)24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号(電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。)の登録について、2(料金額)に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。</p>
(10) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID	ア ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものでは

D登録手数料の適用	ありません。
(11) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

## 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		税抜額（税込額）
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,700円（2,835円）
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000円（2,100円）
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500円（1,575円）
a u l Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000円（2,100円）
プリペイド電話設定手数料	1 請求ごとに	4,000円（4,200円）
定期前払 a u 契約手数料	1 契約ごとに	1,500円（1,575円）
a u サービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700円（2,835円）
プリペイド電話利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700円（2,835円）
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000円（10,500円）
内線番号登録手数料 （1） その契約者回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	1,000円（1,050円）
（2） 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	300円（315円）
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000円（1,050円）
ログイン I D登録手数料	1 のログイン I Dの登録ごとに	1,000円（1,050円）

（注）上記の額に配送実費相当額を加算します。

## 第7 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第81条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) auサービス又は定期前払いauサービスに関するユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。以下、この(1)において同じとします。）の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ au契約者又は定期前払au契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてau通信サービス（プリペイド電話を除きます。）の利用の一時休止をしているときは、この限りではありません。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p> <p>エ 定期前払au契約者は、定期前払au契約の基本使用料課金対象期間中の最初の料金月の末日において、その定期前払auサービスの提供を受けている場合に限りユニバーサルサービス料の支払いを要するものとします。</p> <p>オ 当社は、定期前払auサービスの契約者回線に関するユニバーサルサービス料の取り扱いについては、定期前払au契約の基本使用料課金対象期間中の各料金月の末日においてその定期前払au契約が締結されているとみなすものとし、エの規定に基づき、ユニバーサルサービス料の支払いを要する定期前払au契約者は、当該期間中の最初の料金月の末日において、2（料金額）に定める料金額に当該期間の料金月の数を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p>
(2) プリペイド電話に関するユニバーサルサービス料の適用	<p>当社は、プリペイド電話契約者がプリペイド通話に係る前払い通話料の登録を行ったとき、その登録に係る前払い通話料の有効日数（第84条第3項に基づき無効とされる日数がある場合、その日数分を減じた日数とします。）を30で除して得た値（1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）に2（料金額）に定める料金額を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）について、前払い通話料の残高を減じます。</p>

### 2 料金額

#### (1) (2)以外のもの

区 分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	1 電話番号ごとに税抜額7円（税込額7.35円）

#### (2) プリペイド電話に関するもの

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	1 電話番号ごとに7.35円

---

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1契約ごとに 税抜額 300円（税込額 315円）

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信料明細内訳書の発行手数料

1 適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記3の(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通 信 料 明 細 内 訳 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用			
(1) a u一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u一括請求グループのうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数50以上であるものについて、そのa u一括請求グループに係る契約者から請求があったときは、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線(以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。)を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅱ、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u一括請求グループについて、a u一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u一括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa u一括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料 金 額	1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)
料 金 額			
1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)			
(2) 通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	<p>a u契約者(U I Mサービス(タイプⅡに限ります。))に係るものを除きます。)は、当社が別に定める方法により専用のW E Bサイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区 分	単 位	料金額
通信料明細内訳書発行	(1) (2)以外のもの	1契約について発行1回ごとに 税抜額100円 (税込額105円)



手数料	(2) UIMサービス(タイプIIに限ります。)に係るもの	1契約者回線について1の料金月分ごとに	税抜額200円 (税込額210円)
-----	-------------------------------	---------------------	----------------------

## 第2 分計請求書の発行手数料

### 1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記3の(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

分 計 請 求 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用				
(1) a u一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	ア 当社は、a u一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50以上であるものについて、そのa u一括請求グループに係る契約者から請求があったときは、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)</td> </tr> </tbody> </table>	料 金 額	1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)
	料 金 額			
1 a u一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)				
イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線(以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。)を当社が別に定める方法により指定します。	ウ 一括請求代表回線の契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。	エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u一括請求グループについて、a u一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u一括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。		
	オ 当社は、アの適用を受けているa u一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。			

## 2 料金額

区 分	単 位	料金額
分計請求書発行手数料	1契約について発行1回ごとに	税抜額100円 (税込額105円)

### 第3 支払証明書等の発行手数料

#### 1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記3の(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 支払証明書等の発行手数料の適用	au契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書等の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書等発行手数料の支払いを要しません。
---------------------	---

#### 2 料金額

区 分	単 位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	税抜額400円 (税込額420円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

### 第4 空き電話番号の検索手数料

区 分	単 位	料金額
空き電話番号検索手数料	1検索ごとに	税抜額300円 (税込額315円)

### 第5 料金安心サービスに関する料金

#### 1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記3の(9)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金の適用	ア 料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金については、その料金月において、別記3(9)に定める概算額が限度額を超えず、別記3(9)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。 イ 料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金については、日割りを行いません。

#### 2 料金額

区 分	単 位	料金額
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)	1契約ごとに月額	税抜額100円 (税込額105円)

## 第6 携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

### 1 適用

携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記3の(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
(1) 契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の適用	契約者は、そのau契約、プリペイド電話契約又は定期前払au契約の解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申し出を行う場合、2（料金額）に定める携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
(2) 手続きに関する料金の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、au通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

### 2 料金額

区 分	単 位	料金額
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	1の請求ごとに	税抜額2,000円 (税込額2,100円)

## 第7 位置情報検索サービスに関する料金

区 分	単 位	料金額
位置情報検索手数料	1 2以外の場合	1の結果通知ごとに 税抜額100円 (税込額105円)
	2 当社が別に定めるサービス取扱所に請求があった場合	1の結果通知ごとに 税抜額300円 (税込額315円)

## 第8 請求書の発行手数料

### 1 2以外のもの

当社のWEBde請求書規約に定めるところによります。

### 2 UIMサービス（タイプIIに限ります。）に係るもの

区 分	単 位	料金額
請求書発行手数料	ア イ以外のもの	1の請求について1の料金月分ごとに 税抜額300円 (税込額315円)
	イ カテゴリーII	1の契約者回線について1の料金月 税抜額300円

	に係るもの	分ごとに	(税込額315円)
--	-------	------	-----------

## 第5表 フルサポート解除料

### 1 適用

フルサポート解除料の適用については、別記37の規定によるほか、次のとおりとします。

フルサポート解除料の適用	
(1) フルサポート解除料の減免	別記37に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（第1表（a u通信サービスに関する料金）第1（基本使用料等）(10)の6の適用を受けているものに限ります。）に係るa u契約者は、(10)の6に規定する指定期間として2年又は3年を指定している場合であって、別記37に規定する継続利用月数が13料金月以上のときは、別記37の(5)（エを除きます。）に規定する事由が生じた場合であっても、その購入サポートに関するフルサポート解除料の支払いを要しません。

### 2 料金額

1 契約ごとに

継続利用月数	フルサポート解除料
1 料金月以上12料金月以内	税抜額16,000円（税込額16,800円）
13料金月以上18料金月以内	税抜額12,000円（税込額12,600円）
19料金月以上24料金月以内	税抜額 6,000円（税込額 6,300円）